

泉区連合自治会町内会長会 4月定例会

開催日時 令和7年4月18日（金）
14:00～

1 市連会4月定例会報告事項

- (1) 参議院選挙及び市長選挙について
【選挙管理委員会事務局】
・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (2) GREEN×EXPO 2027 の機運醸成について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕
- (3) 敬老パスの新たな取組について
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (4) 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について
【都市整備局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (5) 新たな「横浜市地震防災戦略」について
【総務局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (6) 令和7年度初期消火器具整備費補助事業について
【消防局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (7) 戸籍氏名の振り仮名記載について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (8) 自治会町内会館整備について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和7年度日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料1●
＜広報よこはま掲載：なし＞	

5月1日から6月30日までを強化運動月間として、日本赤十字社会費（活動資金）募集を実施します。募集活動に必要な資材配等については、4月中旬から下旬までに、各自治会町内会あてに直接送付します。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。
(※議案提出団体から直接送付します)

(2) 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について (担当・説明：都市整備局地域交通推進課)	情報提供 資料2★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度として「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

(3) 新たな「横浜市地震防災戦略」について (担当・説明：総務局防災企画課)	情報提供 資料3★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和6年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、地震防災戦略を刷新しました。12月に素案を公表し、市民意見募集でのご意見等を踏まえ「横浜市地震防災戦略」として、このたび取りまとめることができましたので、その内容をご報告します。

(4) 初期消火器具設置費用の一部補助について (担当：消防局予防課・説明：泉消防署総務・予防課)	周知依頼 資料4★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置する費用の一部を補助する事業を行っており、令和7年度も4月から受付を開始します。

補助事業の申請期間は令和7年4月1日から令和7年9月30日までとなりますのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(5) 第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における投票管理者等の推薦について (担当・説明：泉区総務課)	推薦依頼 資料5
＜広報よこはま掲載：なし＞	

第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙に関して、当日投票所の投票管理者及び投票立会人の推薦、期日前投票所の投票立会人の推薦について依頼します。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への推薦依頼です。

(6) GREEN×EXPO 2027の機運醸成について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課・説明：泉区区政推進課)	情報提供 資料6★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和7年3月19日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」において、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会から、最新の会場計画及び新たに出展（店）者145者が発表されました。

(7) 自治会町内会館整備について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	事業説明 資料 7 ★
	＜広報よこはま掲載：なし＞

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。指定する期日までに必要書類を区役所地域振興課までご提出ください。
(公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出が必要です)

【申込期限】 令和 7 年 7 月 7 日（月）

(8) 戸籍氏名の振り仮名記載について (担当：市民局窓口サービス課・説明：泉区戸籍課)	情報提供 資料 8 ★
	＜広報よこはま掲載：あり（3 月号）＞

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。全国一斉に開始される事務についてご承知おきいただくと共に、定例会等で会員あて情報提供をお願いします。

(9) 敬老パスの新たな取組について (担当：健康福祉局高齢健康福祉課・説明：泉区高齢・障害支援課)	掲出依頼 資料 9 ★
	＜広報よこはま掲載：あり（4 月号）＞

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

【概要】

- ①令和 7 年 4 月 1 日以降に、75 歳以上で運転免許証を返納した場合に、令和 7 年 10 月 1 日以降の敬老パスが 3 年間無料の対象となります。
- ②地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスの提示により半額程度で利用できるようになります。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(10) 泉土木管内工事について	情報提供
(担当・説明：泉土木事務所)	資料 10

(11) 泉区の治安情勢等について	情報提供
(担当・説明：泉警察署)	資料 11

(12) 火災・救急状況について	情報提供
(担当・説明：泉消防署)	資料 12

3 その他

(13) 区勢便覧「IZUMI 2025」の御提供について	情報提供
(担当・説明：泉区総務課)	資料 13
<広報よこはま掲載：あり（3月号）>	

泉区の統計データを取りまとめた区勢便覧「IZUMI 2025」を提供いたします。

(14) 令和7年度泉区地域支援チーム担当者一覧について	情報提供
(担当・説明：泉区地域力推進担当)	資料 14
<広報よこはま掲載：なし>	

令和7年度泉区地域支援チームのメンバーが決まりましたのでお知らせします。

5月定例会 日時：令和7年5月19日（月）午後3時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和7年4月18日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和7年度 4月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

4月18日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、4月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について 区連会議題 2 【都市整備局地域交通推進課】	1 部
2	新たな「横浜市地震防災戦略」について 区連会議題 3 【総務局防災企画課】	1 部
3	初期消火器具設置費用の一部補助について 区連会議題 4 【消防局予防課】	1 部
4	GREEN×EXPO 2027 の機運醸成について 区連会議題 6 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	1 部
5	自治会町内会館整備について 区連会議題 7 【市民局地域活動推進課】	1 部
6	戸籍氏名の振り仮名記載について 区連会議題 8 【市民局窓口サービス課】	1 部
7	敬老パスの新たな取組について 区連会議題 9 【健康福祉局高齢健康福祉課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

【参 考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会＞区役所からのお知らせ

＞泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会



泉 区 連 長 会 資 料
令和 7 年 4 月 1 8 日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長

令和 7 年度日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集について（ご依頼）

平素より日本赤十字社の活動につきまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、今年度につきましても、5月1日から6月30日までを強化運動月間といたしまして、日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集を実施します。

各自治会・町内会長様宛には【別紙 1】の文書にて、別途ご依頼をさせていただきますのでよろしくお願いします。

募集活動に必要な資材等につきましては、各自治会町内会様からご回答いただいた資材数を4月中旬から下旬までにお届けします。送付資材の内容につきましては【別紙 2】をご参照ください。

また、10 万円以上の郵便振込みで納入される際は、「注意事項」がございますので【別紙 3】をご参照ください。

なお、各自治会・町内会ごとのご依頼（目安額）の一覧表を作成しましたので、あわせてご参考にしてください。

【実施期間について】

- (1)「赤十字会員増強運動」については、5月1日～6月30日を期間としておりますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集やポスターの掲示につきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただけるよう引き続きよろしくお願いします。
- (2) 会費は原則通年募集しておりますが、決算の都合上、当年度の最終受付を令和 8 年 2 月 6 日（金）とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

【事務局】

日赤泉区地区委員会
(横浜市泉区社会福祉協議会内)
担当：藤原・坂巻
電 話 045-802-2150
F A X 045-804-6042

令和7年度 日本赤十字社会費(活動資金)依頼(目安)額(案)

連合名	※世帯数	依頼(目安)額 1世帯 200円
中 川	5,821世帯	1,164,200円
緑 園	4,611世帯	922,200円
新 橋	2,522世帯	504,400円
和泉北部	2,661世帯	532,200円
和泉中央	6,214世帯	1,242,800円
下和泉	1,921世帯	384,200円
富士見が丘	2,722世帯	544,400円
上飯田	3,303世帯	660,600円
上飯田団地	1,128世帯	225,600円
いちよう団地	1,738世帯	347,600円
中 田	9,889世帯	1,977,800円
しらゆり	1,674世帯	334,800円
連合合計	44,204世帯	8,840,800円
連合未加入	1,403世帯	280,600円
合計	45,607世帯	9,121,400円

※ ここにお示した金額は、令和6年4月1日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

令和 7 年 4 月 18 日

自治会・町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長**令和 7 年度日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集について（ご依頼）**

平素より日本赤十字社の諸活動について、多大なるご理解とご協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

令和 7 年度につきましても日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集を次のとおり実施します。引き続き、皆様からのご支援とご協力をお願いします。

1 実施期間

- (1) 「赤十字会員増強運動」については、5 月 1 日～6 月 30 日を期間としておりますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集やポスターの掲示につきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただけるよう引き続きよろしくお願いします。
- (2) 会費は原則通年募集しておりますが、決算の都合上、当年度の最終受付を令和 8 年 2 月 6 日（金）とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

2 会費（活動資金）依頼（目安）額

1 世帯あたり 200 円 ※泉区全体の目安額は 9,121,400 円です。

3 納入方法**(1) ゆうちょ銀行窓口で払込**

同封の郵便振替用紙をご使用ください（手数料無料）。

※ATMを利用する場合、手数料がかかりますのでご注意ください（別紙参照）。

(2) 事務局窓口（横浜市泉区社会福祉協議会）へ直接納付

受付場所：泉区和泉中央南 5-4-13 いずみ中央相鉄ライフ M3 階 泉ふれあいホーム

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分

※大変恐縮ですが、月曜日～金曜日 17 時以降ならびに土曜日・日曜日・祝日については、現金受付は致しかねますので、あらかじめご承知おきください。

4 資材送付

- (1) 事前アンケートの回答結果にもとづき、各自治会町内会様宛に送付します。期日までに回答がなかった場合は、前年度と同じ種類・数量の資材を送付します（送付先も同じ）。会費を納入された方は「協力会員」となりますので、希望者へは「門標」をお渡しく下さい。
- (2) その他資材の不足等、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

5 税制上の優遇措置

一定額以上の会費を寄付いただいた場合は、税制上の優遇措置が受けられます。税控除を希望される場合は、日本赤十字社神奈川県支部振興課（電話：045-681-2268）までご連絡ください。税控除が適用となる領収証と差し替えます。

【事務局】

日赤泉区地区委員会（横浜市泉区社会福祉協議会内）
担当：藤原・坂巻

電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042

様

日本赤十字社会費（活動資金）募集資材送付内訳書

資 材 名	数 量
郵便振替用紙(会費送金用)	1枚
領収書	冊
委嘱状(カード)	枚
募金用封筒	枚
協力会員門標(シール)	枚
日赤県支部パンフレット(冊子)	冊
広報用チラシ	枚
ポスター	枚

※アンケートに回答された町内会・自治会は、アンケートの数字で送付しています。

※その他の自治会・町内会は、昨年の数字で送付しています。

郵便振替ご利用の際の注意事項について

令和4年1月よりゆうちょ銀行の振込方法が変更となり、A T Mをご利用されると手数料が必要となります。お手数ですが窓口をご利用願います。その際に手数料免除の根拠を求められた場合は裏面の「写」をご提示ください。

10万円以上の会費(活動資金)をゆうちょ銀行で払込みをしていただく際は、ご依頼人の欄に自治会町内会名を記入することにより、自治会町内会の会則と払込みに来られた方の証明書の提示が必要になります。

つきましては、ゆうちょ銀行で払込みをする際は ①通信欄に 自治会町内会名を記入し、②ご依頼人の欄に窓口で払込みをされる方の住所・氏名をご記入ください。

また、ゆうちょ銀行での払込みの際には、窓口に行かれた方の本人確認証（免許証、保険証、パスポートなど）の提示が必要になりますので、忘れずにご持参ください。

そのほか、ご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

日赤泉区地区委員会 担当：藤原・坂巻

電話 045-802-2150

①こちらに自治会・町内会名を記入

The image shows two examples of Japanese postal remittance forms (郵便振替). The left form is a 'Remittance Request Form' (払込取扱票) and the right form is a 'Remittance Request Receipt' (振替払込請求書兼受領証). Both forms have a section for the association name (自治会・町内会名) and a section for the payer's address and name (ご依頼人の欄). Arrows point to these sections on both forms.

Left Form (払込取扱票):

- Association Name (通信欄): 日本赤十字社神奈川県支部 横浜山手区地区 (Yokohama Yamate-ku District)
- Payer's Address/Name (ご依頼人の欄): [Redacted]

Right Form (振替払込請求書兼受領証):

- Association Name (通信欄): 日本赤十字社神奈川県支部 横浜山手区地区 (Yokohama Yamate-ku District)
- Payer's Address/Name (ご依頼人の欄): [Redacted]

②払込みをされる方の住所・氏名を記入

ゆうちょ銀行での振込の際は、本人確認証を持参してください

2023 年 2 月 22 日

日本赤十字社
社長 清家 篤 様

株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
事務部門 事務統括部長 傳 昭浩



無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請の種類
新規
- 2 加入者名
日本赤十字社神奈川県支部横浜市泉区地区
- 3 口座記号番号
00200-6-145350
- 4 審査結果
承認（社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について）
- 5 料金免除取扱期間
2023年4月17日（月）から通年
- 6 無料送金サービスの範囲
ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み（料金払込人負担（青色の振替払込書））での送金に限ります。
通常払込み（料金加入者負担（赤色の振替払込書））や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。

※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに日本赤十字社本社を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。

以上

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】

1 事業の趣旨

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 添付資料

パンフレット

（「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について）

4 事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要な経費の一部を補助します。

都市整備局地域交通推進課
担当 勝山、中村
電話 045-671-3800 /FAX 045-663-3415
メール tb-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp

横浜市 みんなのおでかけ交通事業



●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

地域の皆様の取組意向

移動しやすく
暮らしやすいまちに
したい！

運行計画の作成

地域でアンケート
を実施

運行
スタート！

利用状況チェック

地域でアンケートを実施



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。

市役所・区役所

検討・伴走



住民・企業

取組主体・利用促進



交通事業者

運行・安全管理

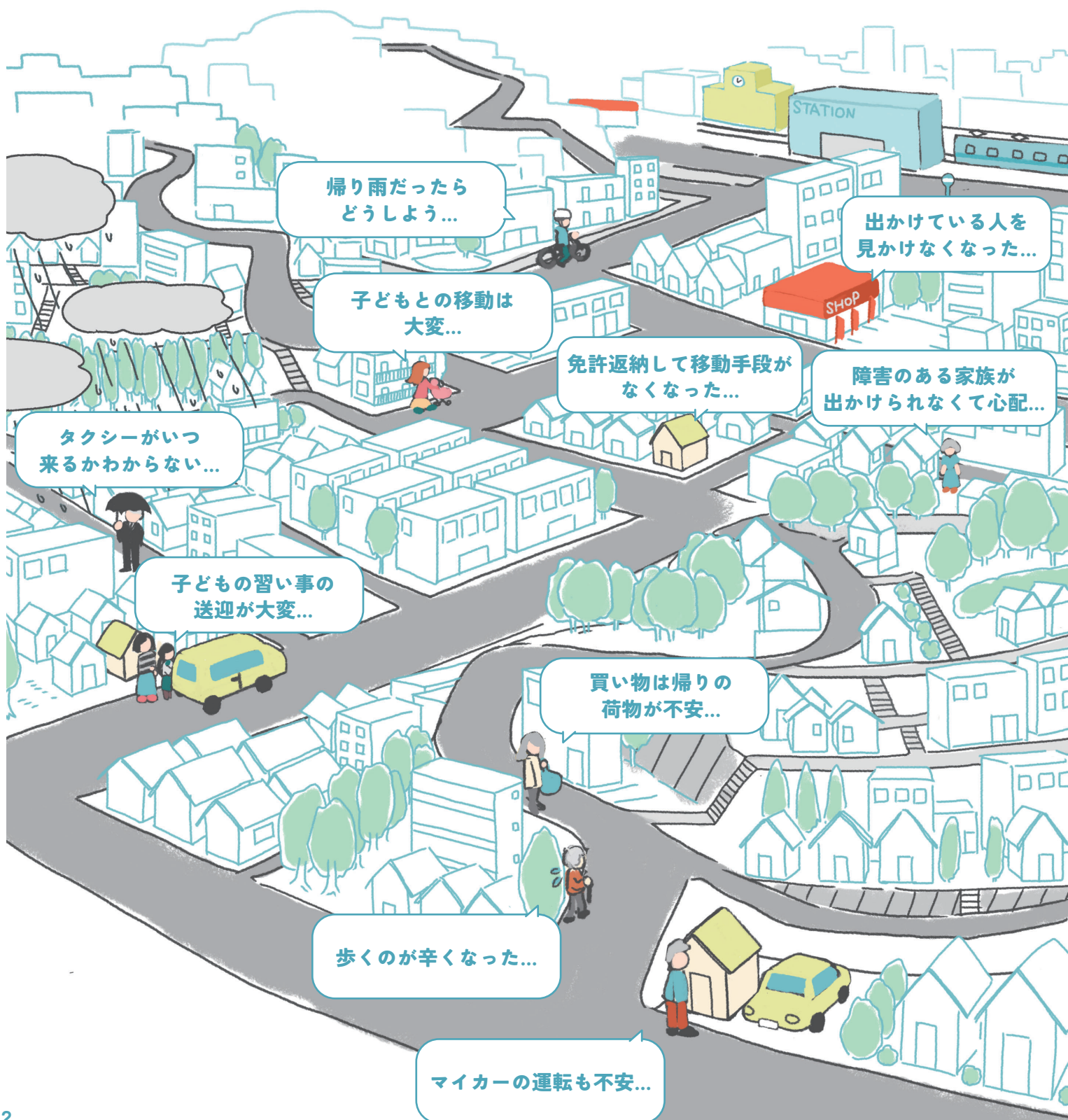


1 おでかけチャトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な商店やクリニックの利用が増えた

身近な場所で乗り降り
できて便利

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！
もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域住民	交通※事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析

2. 運行計画をつくる

	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●

3. 運行事業者を決める

	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●

4. 運行に向けた準備

	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●

5. 運行スタート！

実証運行 最大3年間 本格運行	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

約1年

約1.5～2年

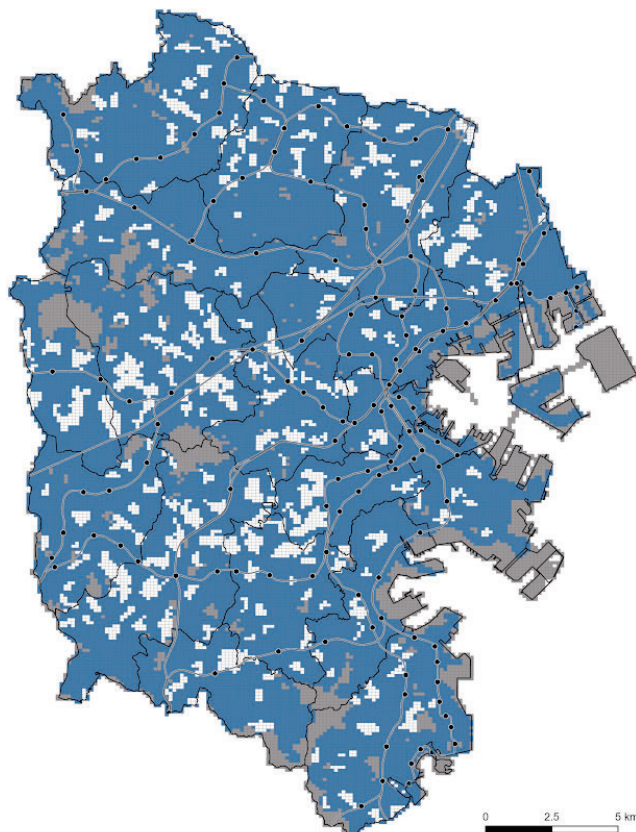
運行開始

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点（12 か月経過後）	収支率 25% 以上
	2年目終了時点（24 か月経過後）	収支率 35% 以上
	3年目終了時点（36 か月経過後）	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降（48 か月経過後）	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助（50%かつ上限 600 万円 / 年を上限）
- ・ その他（車両費、バス停設置費、利用促進費 等）

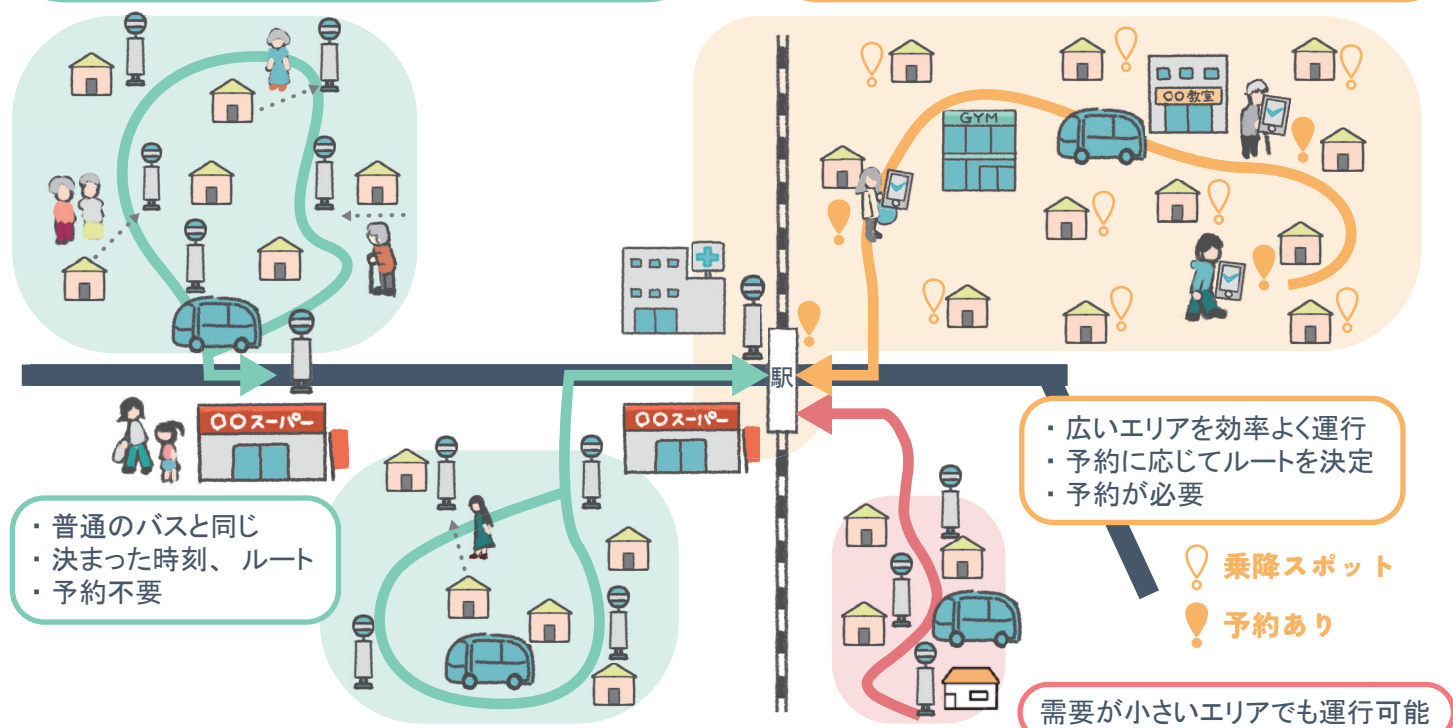
② デマンド型運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
- ・ システム費補助（上限 520 万円 / 年）

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助（50%かつ上限 600 万円 / 年を上限）
- ・ システム費補助（上限 520 万円 / 年）
- ・ その他（車両費、バス停設置費、利用促進費 等）



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行

及び

本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシェア** の導入に向け取り組むことが必要です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシェア** を定着させるためには、多くの方々の 利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

今ある公共交通を活かす

おでかけシェア は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年 10月より **おでかけシェア** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシェア** となるよう検討しましょう。

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電 話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化(自助・共助の推進)	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館(地域防災拠点)の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人(災害時要援護者)への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れての避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化)

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日

取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6% ② 34.2%	85% 70%	100% 100%

マンション防災の推進

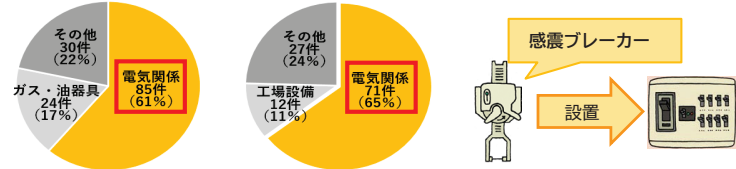
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末) ② — ③ 8件 (R5)	96% 150件 (R7～R11) 150件 (R7～R11)	98% 120件 (R12～R15) 120件 (R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付が困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	—

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所 ② 1台	459/459拠点 (完了) 2台	— —

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	— (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7) 協定締結先拡充	協定締結先 拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設 ② 検討	600施設 全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	620施設 更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点 ② — ③ 1か所整備中	459/459拠点 動物愛護センターほか順次整備 4か所	459/459拠点 各区1か所以上 4か所以上

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

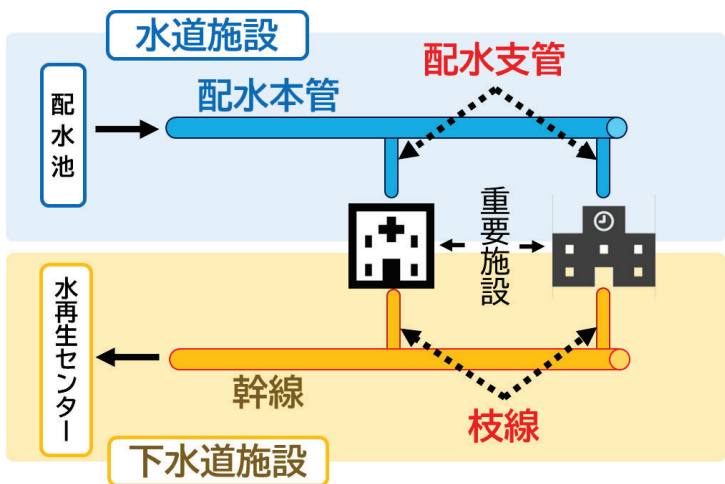
旧上瀬谷通信施設地区		機能
(①～⑤機能の実施エリアは右図)	①現地司令施設機能(2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊（自衛隊・警察・消防）の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫（建築面積4,000㎡相当） 外部からの支援物資の受け入れ拠点（建築面積5,000㎡相当）
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定



重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

初期消火器具設置費用の一部補助について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所に御提出をお願い致します。

※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

6 お問い合わせ先

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※申請要件や書類等のお問い合わせは、お住いの区の消防署へご連絡ください。

消防局予防課
担当 佐藤、岡田
電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610
メール sy-yobo@city.yokohama.lg.jp

泉 区 連 長 会 資 料
 令 和 7 年 4 月 18 日
 泉区選挙管理委員会事務局

泉 選 管 第 1 号
 令和7年4月18日

泉区連合自治会町内会長 各位

泉区選挙管理委員会委員長

投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

日頃より、各種選挙の執行にあたり、格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。
 さて、今年度は、第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の執行が予定されております。
 つきましては、各選挙におきまして、公正かつ円滑な執行のため、投票管理者及び投票立会人の御推薦等
 について、お力添えを賜りたくお願い申し上げます。

1 選挙の種類及び日程

選挙の種類	参院選		市長選
	選挙区選出 議員選挙	比例代表選出 議員選挙	
公示日(告示日)	令和7年7月3日(木)		令和7年7月20日(日)
投票	令和7年7月20日(日) 7時00分～20時00分		令和7年8月3日(日) 7時00分～20時00分
開票	同上(即日開票) 21時15分～		同上(即日開票) 21時15分～

選挙の種類	期日前投票所 設置場所（予定）	受付期間・時間	
参院選	区役所	期間	7月4日(金)～7月19日(土)（16日間）
		時間	8時30分～20時00分
	臨時 (立場地区センター)	期間	7月12日(土)～7月19日(土)（8日間）
		時間	9時30分～20時00分
市長選	区役所	期間	7月21日(月)～8月2日(土)（13日間）
		時間	8時30分～20時00分
	臨時 (立場地区センター)	期間	7月21日(月)～8月2日(土)（13日間）
		時間	9時30分～20時00分

※ 参院選については、通常国会の会期延長がない場合の想定日です。

会期が延長された場合は延長幅に応じて日程が変更となります。(通常国会の会期末は令和7年6月22日、任期満了日は令和7年7月28日)

2 依頼事項

別紙「投票管理者・投票立会人 推薦要領」に基づき、投票管理者（当日投票所）、投票立会人（当日投票所）、投票立会人（期日前投票所）の御推薦をお願いします。

(1) 期日前投票所の投票立会人の推薦

御推薦いただく日数・人数については、資料1「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼日数」、資料2「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」により、投票立会人（期日前投票所）を御推薦ください。

(2) 当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

御推薦いただく人数については、資料3「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」により、投票管理者（当日投票所）及び投票立会人（当日投票所）を御推薦ください。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担っていただくことが望ましいと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。（交替制の場合：前半：7時00分～13時30分／後半：13時30分～20時00分）

(3) 推薦書の提出期限

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」及び 様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」を、5月19日（月）必着で、同封の返信用封筒にて、泉区選挙管理委員会（横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号）宛に御提出ください。

(4) 御推薦者の変更

従事日に体調不良等で止むを得ず従事できない場合は、大変恐縮ですが、各連合自治会町内会から代替の従事者を御推薦くださいますようお願いいたします。

3 投票管理者打合せ会

次のとおり、「投票管理者・事務主任打合せ会」の開催を予定しております。投票管理者の皆様は御出席いただきますので、御推薦された方にお伝えください。交替制とする場合は、お二人とも御出席ください。

詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。

なお、投票立会人の打合せ会はありません。御推薦いただいた後に、選任通知とともに「投票立会人の心構え」をお送りします。

<投票管理者・事務主任打合せ会> ※2選挙分同時に開催します。

【日時】令和7年6月24日（火）14時00分～15時00分（予定）

【場所】泉区役所4階 4ABC会議室

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

5 今回の選挙からの変更点

(1) 投票所従事者数基準の見直し

投票所の運営は、自治会・町内会から選出された民間従事者のご協力により円滑に執行されていますが、従事者を確保する負担軽減の観点から、民間従事者数基準の見直しを行い、原則、有権者数5,000人未満の投票所における民間従事者数を現行から1名減とします。各投票所における民間従事者数については、資料4を御参照ください。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬額の改定

選挙執行経費基準法の改正により、投票管理者・投票立会人報酬については令和6年執行衆議院選挙の際の報酬額から1,500円程度増額する見込みです。

＜参考＞期日前投票所及び当日投票所に従事いただく方の報酬

区 分	職 名	報酬（R6衆院選実績）
当日投票所	投票管理者	13,000円／日
	投票立会人	12,000円／日
期日前投票所	投票立会人	11,000円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報酬（R6衆院選実績）
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500円
	後半：13:30～20:00	6,500円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000円
	後半：13:30～20:00	6,000円

6 その他

- (1) 投票管理者には当日投票所の民間従事者を御推薦いただきます。詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。
- (2) 横浜市選挙管理委員会から啓発ポスターを送付します。
お手数をおかけしますが、ポスター到着後から選挙執行終了後まで、各自治会町内会の掲示板に啓発ポスターの掲出をお願いします。

7 添付書類

- (1) 投票管理者・投票立会人 推薦要領（別紙）
- (2) 期日前投票所 投票立会人 推薦書（様式1）
- (3) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書（様式2）
- (4) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼日数（資料1）
- (5) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料2）
- (6) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料3）
- (7) 参考：当日投票所 民間従事者 推薦依頼人数（資料4）
- (8) 泉区投票所及び投票区域一覧表（資料5）
- (9) 参考：前回選挙 当日投票所 投票管理者・投票立会人 一覧（資料6）

※資料（一部）及び様式は、泉区ホームページ「自治会町内会向け書式ダウンロード」のページに掲載しますので、御活用ください。

泉区選挙管理委員会事務局
（泉区総務課統計選挙係）
担 当：益田、吉澤
電 話：800-2315・2316
e-mail：iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

投票管理者・投票立会人 推薦要領

1 推薦依頼人数

別添「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料2）」及び「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料3）」のとおりです。

2 推薦にあたっての諸注意

(1) 投票管理者（当日投票所）

各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者です。

- ① 投票管理者につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 投票所における最高責任者という立場にありますので、公平・平等に管理執行できる方をお願いいたします。
- ③ 特定の候補者の親族又は親密な関係にある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ④ 投票管理者の方には、投票所に従事する民間従事者（アルバイト）の確保や事務打合せ会への出席、投票所施設との打合せ、投票日前日の投票所設営の立会い、投票箱の開票所への送致などをお願いいたします。

(2) 投票立会人（当日投票所）

有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視します。

- ① 当日投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（午前7時～午後8時）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

また、投票立会人2名のうち1名の方には、投票管理者と一緒に、投票箱の開票所への送致をお願いいたします。

(3) 投票立会人（期日前投票所）

- ① 期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（区役所は8時30分～20時00分、臨時期日前投票所（立場）は9時30分～20時00分）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

3 報酬

選挙執行経費基準法の改正により、投票管理者・投票立会人報酬については令和6年執行衆議院選挙の際の報酬額から1,500円程度増額する見込みです。

＜参考＞期日前投票所及び当日投票所に従事いただく方の報酬

区 分	職 名	報 酬（R 6 衆院選実績）
当日投票所	投票管理者	13,000 円／日
	投票立会人	12,000 円／日
期日前投票所	投票立会人	11,000 円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬（R 6 衆院選実績）
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500 円
	後半：13:30～20:00	6,500 円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000 円
	後半：13:30～20:00	6,000 円

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者に選任された方につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙

期日前投票所 投票立会人 推薦書

期 日	場 所	役 職	住 所	フリガナ 氏 名	電話番号
7 / 5 （土）	区役所	投票立会人			
7 / 12 （土）	区役所	投票立会人			
7 / 15 （火）	区役所	投票立会人			
7 / 17 （木）	区役所	投票立会人			
7 / 22 （火）	区役所	投票立会人			
7 / 28 （月）	立場	投票立会人			
7 / 29 （火）	区役所	投票立会人			
8 / 1 （金）	区役所	投票立会人			

上記のとおり推薦します。

令和 7 年 月 日

提出先

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 木村 郁子

中川連合町内会
会長

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書

投票区			住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号
7	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
		二人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
8	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
		二人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
9	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
		二人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
24	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
		二人目			
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		

【従事時間】 7時00分～20時00分
(交替制とする場合は、前半：7時00分～13時30分、後半：13時30分～20時00分)

上記のとおり推薦します。
令和7年 月 日

提出先
横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 木村 郁子

《中川連合町内会》
会長

令和 7 年 7 月 27 日 執行 第 27 回 参議院議員 通常選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書

投票区			住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号
7	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
8	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
9	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
24	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
【従事時間】 7 時 00 分～20 時 00 分 (交替制とする場合は、前半： 7 時 00 分～13 時 30 分、後半： 13 時 30 分～20 時 00 分)					

上記のとおり推薦します。

令和 7 年 月 日

提出先

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 木村 郁子

《中川連合町内会》

会長

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書

投票区			住 所	(フリガナ) 氏 名	電話番号
7	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
8	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
9	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
24	投票管理者				
			↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓		
	投票立会人	一人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
		二人目			
				↓午後から交替となる場合のみ記載してください。↓	
【従事時間】 7時00分～20時00分 (交替制とする場合は、前半：7時00分～13時30分、後半：13時30分～20時00分)					

上記のとおり推薦します。
令和7年 月 日

提出先
横浜市泉区選挙管理委員会
委員長 木村 郁子

《中川連合町内会》
会長

第 27 回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙
期日前投票所 投票立会人 推薦依頼日数

連合自治会町内会	推薦依頼日数※	【参考】
		令和 6 年 10 月 27 日執行 第 50 回衆議院議員総選挙
中川連合町内会	8 日	3 日
緑園連合自治会	2 日	1 日
新橋連合自治会	2 日	1 日
和泉北部連合自治会	2 日	—
和泉中央連合自治会	11 日	5 日
下和泉連合町内会	2 日	1 日
富士見が丘連合自治会	2 日	1 日
上飯田連合自治会	7 日	2 日
上飯田団地連合自治会	—	—
いちょう団地連合自治会	—	—
中田連合自治会	14 日	5 日
しらゆり連合自治会	2 日	—

※推薦依頼日数は、前回選挙（令和 6 年 10 月 27 日執行 第 50 回衆議院議員総選挙）の各期
 日前投票所における、連合自治会町内会ごとの投票者数に基づいて算出しています。また、
 参院選の期日によって、実際の日数が表中の数より少なくなる可能性があります。御理解く
 ださいますようお願いいたします。

第 27 回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙
期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数

連合自治会町内会	期日前投票所	期日	日数	推薦依頼人数 (日数×2人)
中川連合町内会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 5 日 (土) 12 日 (土) 15 日 (火) 17 日 (木) 22 日 (火) 29 日 (火) 8 月 1 日 (金)	8 日	16 人
	立場地区センター 2 階中・小会議室	7 月 28 日 (月)		
緑園連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 7 日 (月) 24 日 (木)	2 日	4 人
新橋連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 8 日 (火) 25 日 (金)	2 日	4 人
和泉北部連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 10 日 (木) 27 日 (日)	2 日	4 人
和泉中央連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 4 日 (金) 11 日 (金) 14 日 (月) 16 日 (水) 19 日 (土) 21 日 (月) 28 日 (月) 31 日 (木) 8 月 2 日 (土)	11 日	22 人
	立場地区センター 2 階中・小会議室	7 月 27 日 (日) 30 日 (水)		
下和泉連合町内会	立場地区センター 2 階中・小会議室	7 月 16 日 (水) 24 日 (木)	2 日	4 人
富士見が丘連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 9 日 (水) 26 日 (土)	2 日	4 人
上飯田連合自治会	横浜市泉区役所 1 階区民ホール	7 月 6 日 (日) 13 日 (日) 18 日 (金) 20 日 (日) 23 日 (水) 30 日 (水)	7 日	14 人
	立場地区センター 2 階中・小会議室	7 月 29 日 (火)		

上飯田団地連合自治会	—	—	—
いちょう団地連合自治会	—	—	—
中田連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	7月 12日(土) 13日(日) 14日(月) 17日(木) 18日(金) 19日(土) 20日(日) 21日(月) 22日(火) 25日(金) 26日(土) 31日(木) 8月 1日(金) 2日(土)	14日 28人
しらゆり連合自治会	立場地区センター 2階中・小会議室	7月 15日(火) 23日(水)	2日 4人

※ 従事日について、参院選の期日によって、表中に記載があっても実際は従事しない可能性があります。御理解くださいますようお願いいたします。

第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙
当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数

連合自治会町内会等	投票区	投票所	推薦依頼人数（人）	
			投票管理者	投票立会人
中川連合町内会	7	緑園自治会館	0	1
	8	岡津町内会館	1	2
	9	領家中学校	0	1
	24	西が岡自治会館	1	2
	計		2 人	6 人
緑園連合自治会	7	緑園自治会館	1	1
	25	緑園学園	1	2
	計		2 人	3 人
新橋連合自治会	6	新橋連合自治会館	1	2
	28	新橋小学校	1	2
	計		2 人	4 人
和泉北部連合自治会	3	ひなた山第二自治会館	0	1
	4	いずみ野小学校	1	1
	計		1 人	2 人
和泉中央連合自治会	4	いずみ野小学校	0	1
	12	中和田中学校	0	2
	13	泉区総合庁舎	1	1
	15	中和田小学校	1	1
	16	伊勢山小学校	1	0
	26	和泉小学校	1	2
	計		4 人	7 人
下和泉連合町内会	16	伊勢山小学校	0	1
	21	下和泉小学校	1	2
	22	泉が丘中学校	1	1
	23	中和田南小学校	0	1
	計		2 人	5 人

富士見が丘連合自治会	22	泉が丘中学校	0	1
	23	中和田南小学校	1	1
	27	下和泉住宅自治会館	1	2
	計		2 人	4 人
上飯田連合自治会	2	飯田北いちょう小学校	1	2
	3	ひなた山第二自治会館	1	1
	13	泉区総合庁舎	0	1
	14	上飯田小学校	0	1
	15	中和田小学校	0	1
	計		2 人	6 人
上飯田団地連合自治会	14	上飯田小学校	1	1
	計		1 人	1 人
いちょう団地連合自治会	1	いちょう団地第二集会所	1	2
	計		1 人	2 人
中田連合自治会	10	富士見丘自治会館	1	2
	11	東中田小学校	1	1
	12	中和田中学校	1	0
	16	伊勢山小学校	0	1
	17	中田小学校	1	2
	18	しらゆり集会所	1	2
	19	葛野小学校	1	2
	20	高砂自治会館	1	2
	計		7 人	12 人
しらゆり連合自治会	9	領家中学校	1	1
	11	東中田小学校	0	1
	計		1 人	2 人
弥生台自治会	5	弥生台自治会館	1	2
	計		1 人	2 人
合計			28 人	56 人

第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙

【参考】民間従事者 推薦依頼人数

※投票管理者様に民間従事者を御推薦いただきます。

※推薦については、後日、投票管理者様あてに郵送で御依頼します。

投票区	投票所	推薦依頼人数（人）		【参考】	
		参院選	市長選	R 4 参院選	R 3 市長選
1	いちょう団地第二集会所	6	5	7	6
2	飯田北いちょう小学校	6	5	7	6
3	ひなた山第二自治会館	6	5	7	6
4	いずみ野小学校	7	6	7	6
5	弥生台自治会館	6	5	7	6
6	新橋連合自治会館	7	6	7	6
7	緑園自治会館	6	5	7	6
8	岡津町内会館	7	6	7	6
9	領家中学校	7	6	7	6
10	富士見丘自治会館	6	5	7	6
11	東中田小学校	6	5	7	6
12	中和田中学校	7	6	7	6
13	泉区総合庁舎	7	6	7	6
14	上飯田小学校	6	5	7	6
15	中和田小学校	7	6	7	6
16	伊勢山小学校	7	6	7	6
17	中田小学校	6	5	7	6
18	しらゆり集会所	7	6	7	6
19	葛野小学校	6	5	7	6
20	高砂自治会館	6	5	7	6
21	下和泉小学校	6	5	7	6
22	泉が丘中学校	6	5	7	6
23	中和田南小学校	6	5	7	6
24	西が岡自治会館	6	5	7	6
25	緑園学園	8	7	8	7
26	和泉小学校	6	5	7	6
27	下和泉住宅自治会館	6	5	7	6
28	新橋小学校	6	5	7	6
合計		179	151	197	169

泉区 投票所及び投票区域一覧表

投票区	投票所	投票区域
1	いちょう団地第二集会所	いちょう団地(上飯田町2,619番地、2,670番地、3,490番地)
2	飯田北いちょう小学校	上飯田町2,250番地から2,405番地まで、2,598番地から2,636番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、2,664番地から4,639番地まで(ただし、いちょう団地を除く)、4,643番地、4,724番地から4,807番地まで
3	ひなた山第二自治会館	和泉町7,315番地から7,330番地まで、7,405番地から7,419番地まで、7,510番地から7,512番地まで、上飯田町4,640番地から4,642番地まで、4,644番地から4,723番地まで、4,808番地から4,811番地まで
4	いずみ野小学校	和泉町5,600番地から5,635番地まで、5,638番地から5,660番地まで、5,669番地から5,699番地まで、5,731番地から5,740番地まで、5,982番地、5,993番地から7,314番地まで、7,331番地から7,404番地まで、7,420番地から7,509番地まで、7,513番地から7,907番地まで
5	弥生台自治会館	弥生台
6	新橋連合自治会館	新橋町1番地から779番地まで、1,053番地から1,058番地まで、1,065番地から1,074番地まで、1,101番地の3から1,101番地の11まで、1,101番地の13、1,101番地の14、1,101番地の16から1,109番地まで、1,117番地から2,094番地まで、2,118番地の4
7	緑園自治会館	岡津町2,777番地の10、2,790番地から2,833番地まで、3,013番地、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目
8	岡津町内会館	岡津町1番地から650番地まで、690番地から695番地まで、1,201番地から1,240番地まで、1,246番地から1,799番地まで、1,901番地から2,789番地まで(ただし、2,777番地の10を除く)、2,834番地から3,012番地まで、3,014番地以降
9	傾家中学校	岡津町651番地から689番地まで、696番地から1,004番地まで、1,011番地から1,127番地まで、1,129番地から1,154番地まで、白百合一丁目、白百合二丁目、白百合三丁目(ただし、2番12号から18号までを除く)、中田東四丁目14番(ただし、17号から31号までを除く)、傾家一丁目、傾家二丁目、傾家三丁目、傾家四丁目
10	富士見丘自治会館	中田町3,344番地から3,364番地まで、3,368番地から3,377番地まで、3,383番地から3,461番地まで、中田東四丁目13番から4号まで、14番17号から31号まで、15番から34番まで、37番6号から13号まで、38番から42番まで、44番、66番10号から20号まで、中田北三丁目7番から41番まで、46番以降、岡津町1,128番地、1,155番地から1,200番地まで、1,800番地から1,900番地まで
11	東中田小学校	中田町1,766番地、1,815番地、1,829番地、2,063番地、2,122番地、3,028番地から3,119番地まで、3,333番地、中田二丁目6番、12番から20番まで、23番から25番2号まで、26番以降、中田東三丁目5番から12番まで、18番から20番まで、中田東四丁目1番から12番まで、13番(ただし、1号から4号までを除く)、35番、36番、37番(ただし、6号から13号までを除く)、43番、45番以降(ただし、66番10号から20号までを除く)、中田北一丁目29番3号から14号まで、中田北二丁目2番、10番から20番まで、21番(ただし、1号から11号までを除く)、22番、23番、24番13号、25番(ただし、6号から10号までを除く)、26番以降、中田北三丁目1番から6番まで、42番から45番まで
12	中和田中学校	和泉町3,849番地から3,857番地まで、4,042番地、4,051番地から4,258番地まで、4,263番地の3、4,263番地の12、4,267番地、4,271番地、4,272番地、4,369番地から4,418番地まで、和泉中央北一丁目1番から9番11号まで、10番30号から11番5号まで、11番15号から12番2号まで、12番19号以降、42番、和泉中央北二丁目1番から46番まで、和泉中央北三丁目1番から5番7号まで、11番から21番まで、23番17号から23号まで、24番から46番まで、中田町2,361番地から2,507番地まで、2,668番地から3,027番地まで、3,462番地、3,463番地、中田北一丁目(ただし、29番3号から14号までを除く)、中田北二丁目1番(ただし、1号を除く)、21番から11号まで、24番(ただし、13号を除く)、25番6号から10号まで
13	泉区総合庁舎	和泉町4,419番地から4,699番地まで、4,720番地から5,099番地まで、和泉中央北三丁目5番8号から10番まで、22番1号から23番16号まで、23番24号以降、和泉中央北四丁目3番から12番まで、15番から46番まで、和泉中央北五丁目1番から29番まで、上飯田町929番地から1,120番地まで
14	上飯田小学校	上飯田町698番地から779番地まで、1,121番地から2,249番地まで、2,406番地から2,597番地まで、2,637番地から2,663番地まで
15	中和田小学校	和泉町2,981番地から3,135番地まで、3,201番地から3,845番地まで、ゆめが丘1番地から15番地まで、和泉中央北四丁目1番、2番、13番、14番、和泉中央南三丁目1番(ただし、1号から65号までを除く)、3番、4番、20番、21番、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、上飯田町1番地から697番地まで、780番地から928番地まで
16	伊勢山小学校	中田町2,351番地、2,592番地、和泉町2,090番地、2,092番地、2,734番地、2,737番地、2,739番地、2,740番地、2,742番地から2,793番地の3まで、2,794番地から2,794番地の7まで、2,795番地から2,795番地の26まで、2,796番地から2,980番地まで、3,846番地から3,848番地まで、3,858番地から4,041番地まで、4,043番地から4,050番地まで、和泉が丘二丁目1番(ただし、17号から26号までを除く)、和泉が丘三丁目1番から5番まで、35番、36番、和泉中央南一丁目1番から41番まで、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目1番1号から65号まで、2番、5番から19番まで、22番以降、中田北二丁目1番から1号まで、中田西一丁目1番から12番まで、13番(ただし、5号を除く)、14番から17番まで、中田西二丁目1番、2番、6番(ただし、3号から29号までを除く)
17	中田小学校	中田町1,914番地から1,952番地まで、中田東三丁目15番から17番まで、21番以降、中田北二丁目3番から9番まで、中田西一丁目13番5号、中田西二丁目3番から5番まで、6番3号から29号まで、7番から21番まで、中田西三丁目1番から3番まで、4番3号、12番(ただし、1号から4号までを除く)、中田南二丁目18番から21番まで、中田南三丁目3番15号から23号まで、7番から22番まで、24番(ただし、12号から23号までを除く)、25番、26番、中田南四丁目1番から17番まで、18番1号から22号まで、19番から27番まで、28番17号から24号まで
18	しらゆり集会所	中田町1,610番地から1,749番地まで、中田東一丁目、中田東二丁目1番から5番まで、7番から11番まで、21番、22番、25番(ただし、1号から2号までを除く)、中田東三丁目1番から4番まで、13番、14番、中田南一丁目1番から33番まで、中田南二丁目1番から4番まで、9番から17番まで、中田南三丁目1番、2番、3番(ただし、15号から23号までを除く)、4番から6番まで
19	葛野小学校	中田西二丁目26番、27番、28番1号から46号まで、29番から32番まで、33番26号、中田西四丁目35番1号、22号、23号、32号から40号まで、36番、37番、38番から23号まで、中田南一丁目34番以降、中田南二丁目5番から8番まで、22番以降、中田南三丁目23番、24番12号から23号まで、27番以降、中田南四丁目18番(ただし、1号から22号までを除く)、28番以降(ただし、28番17号から24号までを除く)、中田南五丁目1番から58番まで、60番、61番
20	高砂自治会館	和泉町1,991番地の24、1,991番地の26、1,991番地の27、1,991番地の33、1,992番地(ただし、1から8までを除く)、1,997番(ただし、1から2までを除く)、2,019番地、2,021番地の25から30まで、2,023番地(ただし、1から15までを除く)、2,793番地(ただし、1から3までを除く)、2,794番地(ただし、1から7までを除く)、2,795番地(ただし、1から26までを除く)、7,908番地以降、中田町1番地から125番地まで、和泉が丘一丁目2番、3番、5番、6番、和泉中央南一丁目42番以降、中田西一丁目18番以降、中田西二丁目22番から25番まで、28番(ただし、1号から46号までを除く)、33番以降(ただし33番26号を除く)、中田西三丁目4番(ただし、3号を除く)、5番から11番まで、12番から4号まで、13番以降、中田西四丁目1番から34番まで、35番(ただし、1号、22号、23号、32号から40号までを除く)、38番24号以降、中田南五丁目59番、62番以降
21	下和泉小学校	和泉町1,321番地から1,346番地まで、1,380番地から1,443番地まで、1,452番地から1,513番地まで、1,543番地の1から1,568番地の4まで、1,574番地の1から1,586番地の10まで、1,586番地の15から1,592番地の22まで、1,592番地の30、1,592番地の31、1,593番地の5、1,593番地の15から18まで、1,617番地から1,618番地の1まで、1,618番地の4から1,629番地まで、1,691番地の14、1,693番(ただし、12、16、18、20から25までを除く)、1,694番地(ただし、2、4から12まで、15から17まで、30から32まで、38、39を除く)、1,712番地から1,729番地まで、1,800番地から1,990番地まで、1,991番地(ただし、24、26、27、33を除く)、1,992番地(ただし、9以降を除く)、1,993番地から1,996番地まで、1,997番地(ただし、3以降を除く)、1,998番地から2,012番地まで、2,013番地から2,018番地まで(ただし、2,013番地の4を除く)、2,020番地、2,022番地、和泉が丘一丁目4番、7番、8番、9番3号以降、下和泉三丁目23番から25番まで、下和泉四丁目16番(ただし、29号から38号までを除く)、17番(ただし、23号から32号までを除く)、18番から20号まで、19番、22番(ただし、15号から20号までを除く)、23番から17号まで、24番以降、下和泉五丁目5番から17号まで、7番4号から8番8号まで、11番から18番まで、19番(ただし、12号から14号までを除く)、20番、21番、22番(ただし、13号から17号までを除く)
22	泉が丘中学校	和泉町1,347番地から1,379番地まで、1,444番地から1,451番地まで、2,013番地の4、2,021番地(ただし、25から30までを除く)、2,023番地(ただし、16以降を除く)、2,024番地から2,089番地まで、2,091番地、2,093番地から2,733番地まで、2,735番地、2,736番地、2,738番地、2,741番地、3,136番地から3,153番地まで、3,157番地から3,164番地まで、3,175番地から3,188番地まで、3,192番地から3,200番地まで、和泉が丘一丁目1番、9番から2号まで、和泉が丘二丁目1番17号から26号まで、2番以降、和泉が丘三丁目6番から34番まで、37番以降
23	中和田南小学校	和泉町1番地から400番地まで、511番地から528番地まで、696番地から1,320番地まで、3,154番地から3,156番地まで、3,165番地から3,174番地まで、3,189番地から3,191番地まで、下飯田町、ゆめが丘16番地以降、下和泉一丁目13番から17号まで、26号以降
24	西が岡自治会館	岡津町1,005番地から1,010番地まで、1,241番地から1,245番地まで、桂坂、白百合三丁目2番12号から18号まで、西が岡一丁目、西が岡二丁目、西が岡三丁目
25	緑園学園	池の谷、緑園四丁目、緑園五丁目、緑園六丁目、緑園七丁目
26	和泉小学校	和泉町4,259番地から4,368番地まで(ただし、4,263番地の3、4,263番地の12、4,267番地、4,271番地、4,272番地を除く)、4,700番地から4,719番地まで、5,100番地から5,599番地まで、5,636番地、5,637番地、5,661番地から5,668番地まで、5,700番地から5,730番地まで、5,741番地から5,981番地まで、5,983番地から5,992番地まで、和泉中央北一丁目9番12号から10番29号まで、11番6号から14号まで、12番3号から18号まで、13番から41番まで、和泉中央北三丁目47番、和泉中央北六丁目1番から34番まで
27	下和泉住宅自治会館	和泉町401番地から510番地まで、529番地から695番地まで、1,514番地から1,543番地まで、1,568番地の5から1,574番地まで、1,586番地の11から14まで、1,592番地の23から29まで、1,592番地の32以降、1,593番地(ただし、5、15から18までを除く)、1,594番地から1,616番地まで、1,618番地の2、1,618番地の3、1,630番地から1,690番地まで、1,691番地(ただし、14を除く)、1,692番地、1,693番地(ただし、1から11まで、13から15まで、17、19、26以降を除く)、1,694番地(ただし、1から3まで、13、14、18から29まで、33から37まで、40以降を除く)、1,695番地から1,711番地まで、1,730番地から1,799番地まで、下和泉一丁目1番から12番まで、13番18号から25号まで、下和泉二丁目、下和泉三丁目1番から22番まで、26番以降、下和泉四丁目1番から15番まで、16番29号から38号まで、17番23号から32号まで、18番(ただし、1号から20号までを除く)、20番、21番、22番15号から20号まで、23番(ただし、1号から17号までを除く)、下和泉五丁目1番から4番まで、5番18号から7番3号まで、8番9号から10番まで、19番12号から14号まで、22番13号から17号まで
28	新橋小学校	新橋町780番地から1,052番地まで、1,059番地から1,064番地まで、1,075番地から1,101番地の2まで、1,101番地の12、1,101番地の15、1,110番地から1,116番地まで、2,095番地以降(ただし、2,118番地の4を除く)

市連会 4 月定例会説明資料
令和 7 年 4 月 10 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。

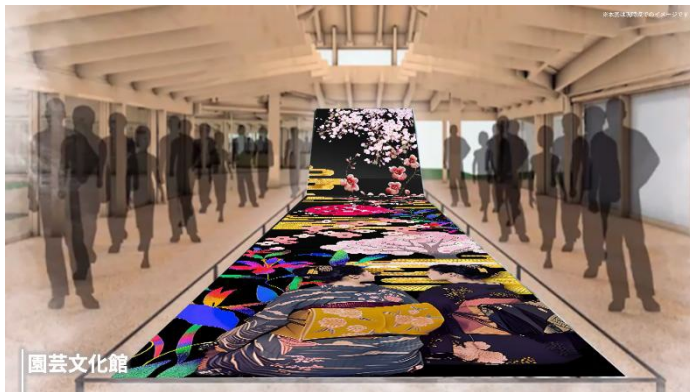


<展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介します。

● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

■「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展^{※1}」に5件、「花・緑出展^{※2}（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
 - ・ 株式会社大林組
 - ・ 清水建設株式会社
 - ・ 住友林業株式会社
 - ・ 東急グループ
 - ・ 東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人 （63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体 （73件） 別紙一覧

※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

■「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店^{※3}」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者 （4件）（※五十音順）
 - ・ JA グループ
 - ・ 株式会社丸兆
 - ・ 明治グループ
 - ・ 山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸光◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

■主催者挨拶

登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



【十倉会長コメント】

GREEN×EXPO の見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐阜造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	イシキナ ユウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の育-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会		①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリビアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医会神奈川県支部		①
110	チャン フルーリー イズミ		①	179	一般社団法人 日本造園組合連合会	①	
111	株式会社 春峰園	①		180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
112	湘南造園株式会社	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
113	株式会社 新松戸造園		①	182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
114	有限会社 スープ		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレスドフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカショー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルディン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 ブラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会		①	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会		①	244	MAFD AMINO／ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	ミヅみかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨシグループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイブル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卑二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 敷会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①	※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	30	仙台市	○	
6	栃木県	○	○	31	さいたま市	○	
7	群馬県	○		32	千葉市	○	
8	埼玉県	○	○	33	川崎市	○	
9	千葉県	○	○	34	相模原市	○	
10	富山県		○	35	静岡市	○	
11	石川県		○	36	浜松市	○	○
12	長野県	○	○	37	名古屋市	○	
13	岐阜県	○	○	38	京都市	○	
14	静岡県		○	39	神戸市	○	
15	愛知県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
16	三重県	○	○	41	福岡市	○	
17	京都府	○		42	北九州市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		43	熊本市	○	
19	和歌山県	○		44	大和市(神奈川県)	○	
20	鳥取県	○		45	田原市(愛知県)		○
21	島根県		○	46	福山市(広島県)		○
22	岡山県		○	※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性 があります。 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備については、令和7年7月7日（月）までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



脱炭素リノベ住宅推進補助ウェブサイトを開設しました。

横浜市では、「YOKOHAMA GO GREEN」を合言葉に、市・市民・事業者の皆様と一丸になって、脱炭素・環境施策を推進しています。

このたび、子育て世代をはじめ、全世代が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅への改修に要する費用の一部を補助することで、「省エネ性能のより高い住宅」の普及及び空家の流通の促進を図りながら、市内への転入や定住の促進を目的として、全世帯を対象としたフルリノベーション型の脱炭素リノベ住宅推進補助を開始します。

これに伴い、「脱炭素リノベ住宅推進補助制度」ウェブサイトを開設し、補助の詳細について、順次公表していきます。



※フルリノベーション型とは：外壁や床など住宅全体を大規模に改修することにより、住宅を一新するタイプ

令和7年度のポイント

- 既存住宅をフルリノベーションし、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能および再エネ設備を備えた住宅への住替え・定住を促進します
- 子育て世代の住替えは最大補助額 **150万円**、その他の定住は最大補助額 **120万円**
- 国の「先進的窓リノベ2025事業」との併用が可能
- 申請を行う住宅事業者等は「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」の登録が必須
- 新築住宅については、新たに開始される国の「子育てグリーン住宅支援事業」を御活用ください

リノベーション前



リノベーション後



既存壁等解体



耐震補強



断熱改修

性能向上リノベーションの事例（出典：横浜市住生活マスタープラン（横浜住生活基本計画））



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



補助制度の概要

(1) 補助の主な要件(※ 詳細な要件は令和7年5月下旬頃を目途に順次、ウェブサイトに掲載します。)

① 断熱改修等により次の要件を満たす対象住宅にフルリノベーションし、住替え等を行うこと

対象住宅 (フルリノ ベーショ ン型)	断熱等性能等級 6又は7の省エネ 性能を有してい る住宅	(1) 市内の既存住宅であること。 (2) 外壁、屋根・天井または床(基礎断熱)に一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修を行うこと。 (3) 断熱等性能等級(日本住宅性能表示基準における断熱等性能等級のこと)6又は7の省エネ性能を有していること。 (4) 耐震性能を確保した建築物であること。 (5) 再エネ設備を備えていること。 (6) 土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。
------------------------------	---------------------------------------	---

②所有権を新たに取得した住宅のリノベーション又は取得済みの住宅のリノベーションであること

③令和7年4月1日以降に、次のいずれかの契約を締結していること

既存住宅改修型	外壁、屋根・天井または床(基礎断熱)に一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修により対象住宅とするための契約
買取再販型	外壁、屋根・天井または床(基礎断熱)に一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修がなされた対象住宅を取得するための契約

④「よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度」において、登録済み、又は実績報告までに登録する予定の事業者からの申請とすること

(2) 補助金額

最大 150 万円

子育て世代※の住替え … 最大 150 万円
その他の定住世帯 … 最大 120 万円

※ 子育て世代…次のアまたはイを満たす世帯

ア 平成19年4月2日以降に出生した子(令和7年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

イ 令和7年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯

「脱炭素リノベ住宅推進補助制度」ウェブサイト

要件についての詳細は順次、ウェブサイトに掲載予定です。

脱炭素リノベ住宅推進補助制度 ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/r7daturansorinbehojo.html>



※ 個別案件の具体的なご相談については、以下の「脱炭素リノベ住宅推進補助個別案件相談フォーム」より承ります。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f634be57-f7e9-4a0f-b8e0-3797d45f42a9/start>



※ (参考) 新築住宅については、国の『子育てグリーン住宅支援事業』等をご活用ください。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

お問合せ先

建築局住宅政策課長 小林 和広 Tel 045-671-2917



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



よこはま健康・省エネ住宅 推進コンソーシアム



WEBサイト

あなたの
お住まいの
あちこちに

「暑さのわな」
が・・・！？

「寒さのわな」
が・・・！？



「暑さのわな」
とは？ >>



「寒さのわな」
とは？ >>

よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムとは？

2050年までの脱炭素化の実現に向けて、本コンソーシアムは、最高レベルの断熱性能（断熱等性能等級6及び7）や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」が当たり前となるよう、確かな技術力と高い発信力を持った事業者の皆様とともに、市民の皆様の意識醸成を図り、行動変容につなげることを目的として発足しました。本コンソーシアムでは、「健康」「快適」「経済性」「防災性」を兼ね備える「省エネ性能のより高い住宅」の効果等のきめ細やかな情報提供、新築・改修時の相談対応、設計・施工者の技術力向上の支援等を総合的に支援します。



市連会 4 月定例会説明資料
令和 7 年 4 月 10 日
市民局窓口サービス課

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1 通に 4 名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

料金後納郵便 市区町村管理番号 100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務 太郎 様 郵便用カスタマーバーコード印刷領域 【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。 (法務省HP) 二次元バーコード (〇〇市HP) 二次元バーコード 矢印からゆっくりはがしてご覧ください	文書番号 令和7年 月 日 戸籍に記載される振り仮名の通知書 〇〇県〇〇市長 印 戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番 【氏の振り仮名】 <table><tr><td>氏</td><td>法 務</td></tr><tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr><tr><td>氏の振り仮名の届出が可能の方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr></table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	【名の振り仮名】 <table><tr><td>①</td><td>名</td><td>太 郎</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr><tr><td>②</td><td>名</td><td>京 子</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr><tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr><tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr><tr><td>名の振り仮名の届出が可能の方</td><td colspan="2">①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr></table> ※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。 右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」) 音声コード	①	名	太 郎		振り仮名	タロウ	②	名	京 子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ	名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	
氏	法 務																																		
振り仮名	ホウム																																		
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																																		
①	名	太 郎																																	
	振り仮名	タロウ																																	
②	名	京 子																																	
	振り仮名	キョウコ																																	
③	名	正																																	
	振り仮名	タダシ																																	
④	名	ゆり																																	
	振り仮名	ユリ																																	
名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																																		

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課
担当 中澤、指宿
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

➡ 誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



**正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!**

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



敬老パスの新たな取組について【事業説明】**1 事業の趣旨**

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160

- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp

令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月2日から昭和26年（1951年）10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から2回目に来る9月30日まで）があります。

（例）免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

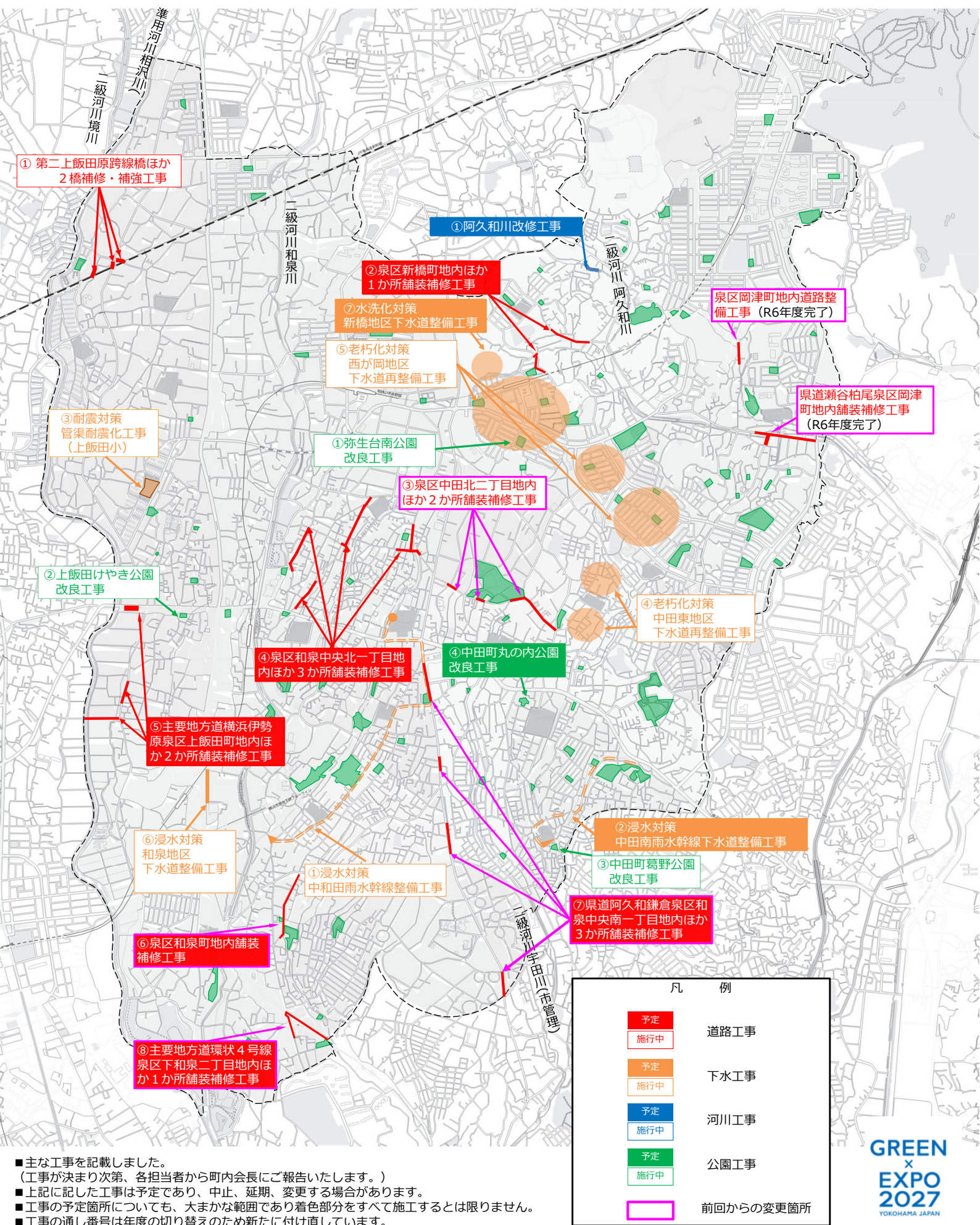
（令和7年4月7日～令和8年3月31日まで）

令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課

令和7年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料10

R7年 4月18日現在



■主な工事を記載しました。
(工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
■上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
■工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。
■工事の通し番号は年度の切り替えのため新たに付け直しています。

1 犯罪情勢等(3月末)

(1) 認知件数 145件(前年同期比+29件)

主 な 罪 種	令和7年	令和6年	増減
自 転 車 盗	33件	16件	+17件
オ ー ト バ イ 盗	3件	5件	-2件
自 動 車 盗	4件	2件	+2件
車 上 ね ら い	1件	1件	±0件
万 引 き	25件	21件	+4件
強 盗	0件	0件	±0件
空 き 巣	11件	2件	+9件

特 徴

- 泉区内においては自宅駐車場から高級車の盗難被害が発生しています。
- 県内各地でも自動車盗が増加しており、アルファードやヴェルファイア、ランドクルーザーなどの高級車が狙われています。
被害は、コインパーキングや月極駐車場だけでなく、自宅敷地内でも発生しています。

(2) 特殊詐欺

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	15件	10件	+5件
被 害 総 額	約6,200万円	約1,420万円	+4,580万円

特 徴

- 区内では、犯人から「年金の払戻しの書類が未提出である。インターネット上なら手続きができる」と言葉巧みに銀行のインターネットバンキングに案内され、お金を振り込む被害が発生しています。
- 3月中の特殊詐欺の前兆とみられる電話として、「医療費の還付がある」といった内容の電話が多く掛かってきています。
- 全国では、メール110番を悪用した新たな特殊詐欺の手口を認知しています。

Check Point

- ☑ 不審者に注意! 身辺に近づく不審者がいたら、警察にご連絡を。
- ☑ 物理的に対策を! 各盗難防止装置を使い物理的な対策を講じることで防犯効果が上がります! 特に、盗難時にナンバープレートを変える可能性が高いのでナンバーロックボルトを装着することで、防犯対策効果があります。

被害に遭う前に二重三重の防犯対策を!

お 願 い

- 警報装置やハンドル固定具、タイヤのホイールロック、GPS追跡装置など、複数の防犯装置を取り付けてください。
- 盗難時、犯人はナンバープレートを変える可能性が高いのでナンバーロックボルトを装着してください。

メール110番を悪用した 新たな特殊詐欺の手口を認知

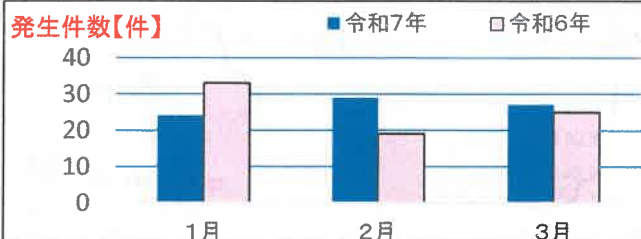
お 願 い

- 警察がメール110番で身分証明書の送信を依頼することは絶対にありません。
- ～手口の例～
警察官を名乗って電話をかける
言葉巧みにメール110番にアクセスさせる
メール110番に身分証明書を送信させる
画像が届かないとして、別のアドレスに誘導し、再度身分証明書を送信させる
そして、金銭を要求する
との内容で犯人は本物の警察官であると信じ込めるために実在するメール110番を悪用します。
- このような電話が来たら 泉警察署(045-805-0110)に相談してください。

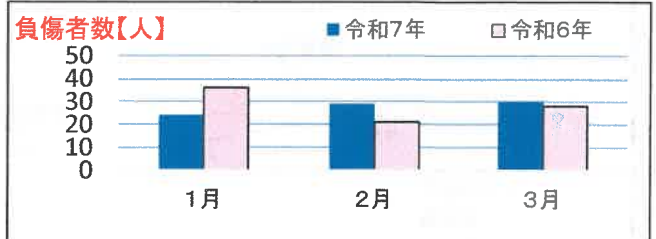
2 交通事故の発生状況(3月末)

発生状況(暫定)

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	80件	77件	+3件
死 者 数	1人	0人	+1人
負 傷 者 数	83人	85人	-2人



	令和7年	令和6年	増減
高 齢 者	42件	32件	+10件
二輪車(オートバイ)	30件	33件	-3件



特 徴

- 泉区内の交通事故全体では、
高齢者 42件(52.5%)
二輪車(オートバイ) 30件(37.5%)
が高くなっています。
- また、歩行者が関係する事故が、
横断歩道横断中 9件(前年同期比+4)
その他横断 4件(前年同期比+3)
その他 11件(前年同期比+4)
と増加傾向にあります。

お 願 い

- 4月1日から最高出力を4.0KWに抑制した排気量125cc以下の二輪車(以下新基準原付)が一般原動機付自転車に区分されました。
新基準原付につきましては、従来通り、第一種原付免許で運転することが可能です。
- また、新基準原付は、従来通りの白色のナンバーになり、それ以外の黄色、ピンク色のナンバーは、原付免許で乗車することはできません。
- 5月1日から5月30日は、「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」になります。

3 町名別発生状況(3月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の森	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	開津町	西が岡	赤生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
3 月中	0	7	0	1	0	2	0	5	0	1	0	0	1	2	4	1	4	3	3	0	0	3	1	38
前年比	±0	+4	-2	+1	-2	±0	-1	-5	±0	-2	-1	±0	±0	-3	+1	+1	+2	+2	±0	-1	±0	+1	+1	-4
3 月末	1	21	2	2	8	8	3	21	0	4	0	1	8	12	15	1	7	5	5	2	0	10	9	145
前年比	±0	+7	-3	±0	+1	+3	+1	-4	±0	±0	-2	±0	+1	±0	+6	+1	+2	+4	±0	+1	±0	+2	+9	+29

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

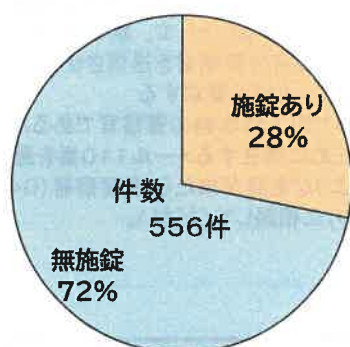
(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の森	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	開津町	西が岡	赤生台	領家	桂坂	緑園
3 月中	2	2	1	2	2	0	1	5	0	0	0	0	2	3	1	0	3	0	2	0	0	1
前年同期比	±0	+1	±0	±0	±0	±0	±0	+1	±0	-2	-1	±0	+2	+1	±0	±0	+1	±0	+1	-2	±0	±0
3 月末	4	3	2	7	6	2	1	15	0	3	0	1	4	6	2	3	6	1	7	3	0	4
前年同期比	-1	-3	-1	±0	+3	-1	±0	-3	±0	+1	-2	-1	+3	+3	±0	+1	+1	-1	+4	-3	±0	+3

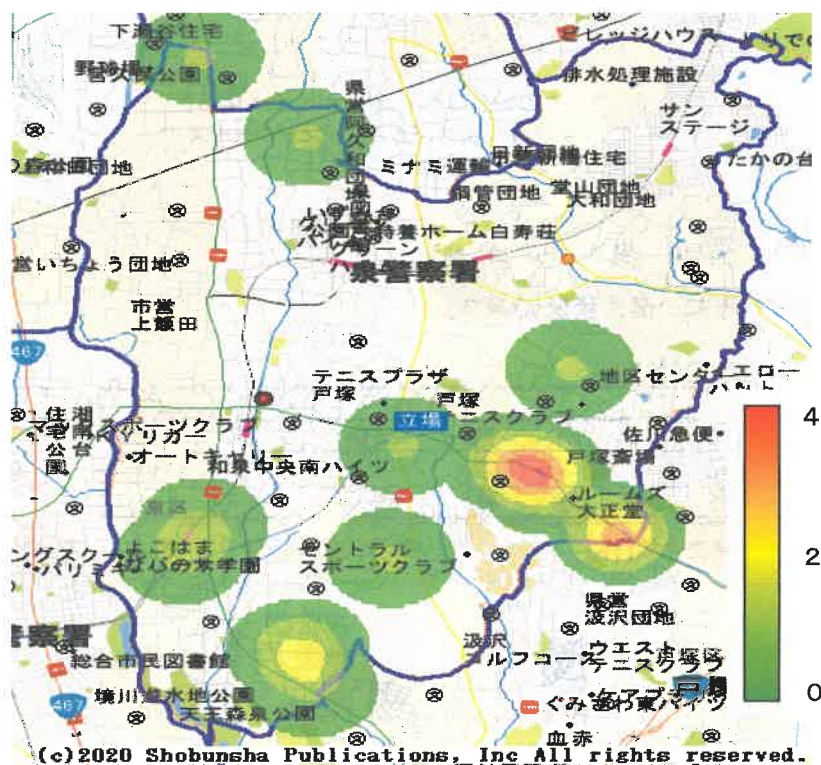
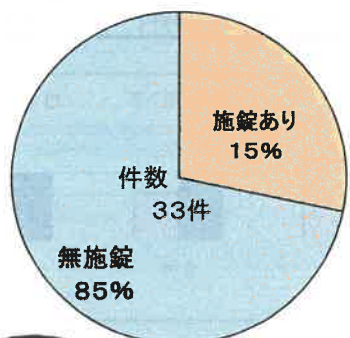
	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
3 月中	4	3	1	0	1	16	2	27
前年同期比	+1	±0	±0	±0	±0	-1	+2	+2
3 月末	9	9	3	4	1	50	4	80
前年同期比	±0	+2	-2	+3	-1	-2	+3	+3

自転車盗発生状況

県内



区内



(c) 2020 Shobunsha Publications, Inc. All rights reserved.



今回は、自転車盗にみる施錠状況について円グラフにしてみました。
 県内、区内ともに自転車盗は無施錠での被害割合が高いことがわかります。
 県内の被害と泉区の被害を比べてみても、泉区は無施錠での被害が多いのがわかります。

資料 12

泉区連長会資料
令和7年4月18日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和7年3月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		10	9	1
火災種別	建物火災	5	5	0
	車両火災	1	0	1
	その他火災	4	4	0
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	56	317	△ 261
	死者	0	1	△ 1
	負傷者	3	0	3

泉区内 主な火災原因	令和7年	令和6年	増△減
たばこ	2	0	2
放火(疑い含む)	2	1	1
火あそび	1	0	1
たき火	1	0	1
灯火	1	1	0
上記以外の火災原因	3	7	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
救急出場件数		2,620	2,585	35
救急種別	急病	1,869	1,834	35
	交通事故	90	88	2
	一般負傷	437	488	△ 51
	その他	224	175	49

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	1
下和泉地区	0

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	1
上飯田団地地区	2
いちょう団地地区	1
中田地区	2
しらゆり地区	1
その他	0

泉区連長会資料
令和7年4月18日
泉区総務課統計選挙係

泉総第1566号
令和7年4月18日

泉区連合自治会町内会長 様

泉区総務課長

区勢便覧「IZUMI 2025」の御提供について

日頃から、泉区政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、統計データをもとに泉区の現況を取りまとめた区勢便覧「IZUMI 2025」を作成しました。参考資料として御活用いただけましたら幸いです。
なお、本冊子のデータは泉区ホームページにも掲載しております。下記 URL や二次元コードからも御覧いただくことができますので、是非御利用ください。

【掲載先】

横浜市役所ホームページ > 泉区 > 区政情報 > 統計・調査 > 統計情報
> 区勢便覧「IZUMI」

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/kuseibinran.html>

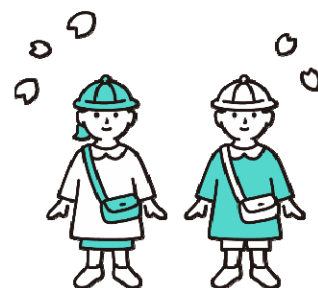
<二次元コード>



担当 泉区総務課統計選挙係 益田・柴原
電話 800-2315
FAX 800-2505

区勢便覧

IZUMI 2025



泉区をデータで見よう



IZUMI 2025

区勢便覧

はじめに

泉区は、昭和61年11月3日に戸塚区から分区し、誕生しました。横浜市の南西部に位置し、農地や樹林が豊かに残っています。産業においても、市内で農地面積が最も大きいなど、自然に恵まれた大地を生かした農業が盛んな地域となっています。また、昼夜間人口比率は、市内で最も低く、泉区が住宅都市であることが分かります。

この区勢便覧は、人口、産業、生活関連などの様々な統計データを基に、泉区の現状を取りまとめています。泉区への関心と理解を深めていただく資料として御活用いただければ幸いです。

作成にあたり、貴重な資料を御提供いただきました関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月 横浜市泉区役所

利用にあたって

- 1 便覧は、原則として泉区の最新資料と横浜市統計書を基に作成しました。表、グラフに資料名の記されていないものは、これによります。
- 2 資料の調査時期は原則として各表に掲げました。「○年」とあるのは年間（1月1日～12月31日）、「○年度」とあるのは会計年度（4月1日～翌年3月31日）を示します。
- 3 割合等は四捨五入をしているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。
- 4 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「－」・・・ 皆無もしくは当該数値の無いもの
 - 「…」・・・ 不詳のもの
 - 「△」・・・ 比較減を表すもの
 - 「×」・・・ 数量が少ないために特に秘したもの
- 5 便覧に収録した統計データについて、さらに詳細な数字が必要な場合、又は御質問等のある場合は、各表にある資料作成機関又は泉区役所総務課統計選挙係にお問い合わせください。

目 次

1. 略年表	1
2. 地勢	3
3. 人口・世帯	6
4. 経済	
(1) 事業所	13
(2) 製造業	14
(3) 商業	15
(4) 農業	16
5. 生活	
(1) 税金	17
(2) 戸籍	18
(3) 国民健康保険	19
(4) 年金	20
(5) 福祉保健相談	21
(6) 高齢者支援	21
(7) 生活保護	23
(8) こども家庭支援	24
(9) 衛生	26
(10) 住宅	27
(11) 公園	28
(12) 道路・交通	29
(13) 警察・消防・病院	30
(14) 水道・ガス・ごみ	32
(15) スポーツ・文化	33
6. 教育	
(1) 学校	34
(2) 図書館	35
7. 選挙	36
8. 防災	37
9. 区の紹介	39



1. 略年表

	西暦	年号	月	主な出来事
鎌倉郡	1878	明治11	7	群区町村編成法の執行により、大区・小区制を廃し、郡に郡役所、村に戸長役場を設置
	1884	17	7	各村の戸長を廃し、連合戸長役場を和泉村の長福寺、岡津村の向導寺に設置
	1889	22	4	市制・町村制の実施により上飯田・下飯田・和泉・中田は合併し鎌倉郡中川村になる。 持田角左衛門が製糸場を設立、これ以降、各所に製糸場が設立
	1909	42		横浜港開港50周年にあたり、横浜市歌・徽章を制定
	1914	大正 3	5	戸塚・長後間の新道が開通、成宮鶴吉が乗合馬車の営業を開始
	1920	9	5	戸塚・長後間の新道を県道に認定、鶴屋自動車会社が乗合バスの営業を開始
	1923	12	9	関東大震災で中和田村では730戸中328戸が、中川村では623戸中138戸が全壊するなど多大な被害を受ける。
	1926	15	6	戸塚の不動坂から阿久和の観音寺下まで県道が開通
	1928	昭和 3		戸塚・阿久和間に相沢自動車店が乗合バスを運行開始
旧戸塚区	1932	7		旅客機が東京・大阪間の夜間飛行を開始。航空灯台を和泉町横根稲荷の通称「富士やま（富士塚）」に設置（昭和19年撤去）
	1939	14	4	横浜市は第6次市域拡張を実施、鎌倉郡のうち、1町7村（戸塚・瀬谷・中川・中和田・川上・大正・豊田・本郷）が編入され、戸塚区となる。
			5	戸塚区役所開庁、このとき下阿久和が分離して新橋町となる。
	1947	22		旧中和田村役場庁舎に戸塚区役所中和田地区事務所を設置
	1951	26	3	中和田地区事務所を廃止、戸塚区役所中和田出張所を開設
	1952	27	5	戸塚消防署中和田分遣所（現泉消防署）を設置
			12	中川地区事務所を廃止、戸塚区役所中川吏員派出所を開設
	1969	44	10	戸塚区から瀬谷区が分区
			4	中和田出張所を和泉町字神田に移転
	1975	50	6	しらゆり公園公開
			7	しらゆり集会所開館
	1976	51	4	相模鉄道いずみ野線「二俣川駅」～「いずみ野駅」（6.0km）が開通
	1977	52	7	中和田出張所を廃止し、中和田支所を開設
			1	いずみ台公園公開
	1984	59	10	神明台処分地暫定開放施設（現、第二野球場）開設
			12	「横浜市戸塚区の再編成に関する条例」を市会で議決
	1985	60	3	和泉川の水辺拠点「和泉川親水広場」開設
			12	新区名「泉区」選定
	1986	61	6	泉区仮庁舎が現在地に完成
泉区			11	泉区発足（11月3日）
	1986	61	12	泉中央公園公開 立場地区センター開館
	1987	62	3	区のシンボルマークを制定
			3	泉区休日急患診療所「泉区メディカルセンター」開所
	1988	63	4	泉消防署開署
			7	市政100周年泉区地域イベント「泉・水と緑の祭り」開催
			11	緑園東公園公開
	1989	平成元	2	老人福祉センター「泉寿荘」開所 泉図書館開館
			4	和泉遊水地多目的広場開設 市政100周年「泉区民デー」開催
			8	道路局泉土木事務所開所
			12	西が岡公園公開
	1990	2	1	水道局泉営業所（後の戸塚・泉地域サービスセンター）開所（2016年3月移転）
			3	中川地区センター開館
			4	相模鉄道いずみ野線延伸（「いずみ野駅」～「いずみ中央駅」2.2km） いちようコミュニティハウス開館
			5	神明台処分地暫定開放施設（現、第一野球場）開設
			6	区内初の総合病院「国際親善総合病院」開院
			6	領家公園公開
			5	泉公会堂開館
	1991	3	8	こどもログハウス「げんきっこ」開館
			11	上飯田在宅支援サービスセンター（現、上飯田地域ケアプラザ）開所
	1992	4	4	泉警察署開署 区の花「あやめ」を制定
			9	葛野コミュニティハウス開館
			9	泉スポーツセンター開館
	1993	5	4	みなみコミュニティハウス開館
			8	緑園地域交流センター開館
			9	泉区民文化センター「テアトルフォンテ」開館
	1994	6	4	いずみ野コミュニティハウス開館
			5	和泉川の水辺拠点「地蔵原の水辺」開設
			7	中和田コミュニティハウス開館
			12	横浜市総合計画「ゆめはま2010プラン」泉区計画策定
	1995	7	2	環境事業局（現、資源循環局）泉事務所開所
			5	西が岡コミュニティハウス開館

西暦	年号	月	主な出来事
1996	8	3	天王森泉公園公開 泉中央公園に「あやめであい池」設置
		11	現、泉区総合庁舎開所
1997	9	3	下和泉地区センター開館・下和泉地域ケアプラザ開所 阿久和川の水辺拠点「古のまほろば」開設
		11	福祉活動交流拠点「泉ふれあいホーム」開所
1998	10	5	外国籍等区民生活相談を開始
		11	阿久和川の水辺拠点「集いのまほろば」開設
1999	11	3	相模鉄道いずみ野線延伸（「いずみ中央駅」～「湘南台駅」3.1km）
		5	踊場地域ケアプラザ開所
		8	横浜市営地下鉄延伸（「戸塚駅」～「湘南台駅」7.4km）
		10	神明台処分地暫定開放施設（多目的広場、スポーツ広場等）開設
2000	12	3	新橋天神の森公園公開
		5	阿久和川の水辺拠点「出会いのまほろば」開設
		11	阿久和川の水辺拠点「憩いのまほろば」開設
		12	南西部夜間急病センター開所
2001	13	5	いずみ中央地域ケアセンター（現、いずみ中央地域ケアプラザ）開所 中田中央公園公開 中田コミュニティハウス開館
		11	泉区ホームページ開設 立場駅自転車駐車場開設
2002	14	1	福祉事務所と保健所を統合し、福祉保健センターを開設
		3	泉区福祉保健活動拠点「泉ふれあいホーム」開所
		6	区民交流活動拠点「わいわい泉」開所
2003	15	2	上飯田地区センター開館
		5	阿久和川の水辺拠点「ふれあいのまほろば」開設
2004	16	1	泉地域活動ホーム「かがやき」開所
		4	市立保育園が局から区役所に編入
2005	17	3	都市計画マスタープラン泉区プラン策定
		4	土木事務所が局から区役所に編入
		12	権太坂和泉線開通（和泉地区 720m）
2006	18	3	環状4号線開通（下飯田地区 2.1km）
		2	区マスコットキャラクター「いっずん」デビュー
		8	県立境川遊水池公園一部公開
		9	泉区生活支援センター「芽生え」開所
2007	19	11	区の木「サクラ」「キンモクセイ」「ハナミズキ」「アジサイ」「コムラサキ」及び「モミジ」制定
		11	泉区横浜開港150周年記念事業プレイベント開催
			地域子育て支援拠点「すきっぷ」開設
			いずみ区民活動支援センター開設
2008	20	1	泉区ファーマーズマーケット「ハマッ子」開設（2015年7月閉鎖）
		4	児童養護施設「杜の郷」開設
		5	児童養護施設「杜の郷」開設
		11	泉区横浜開港150周年記念事業イベント開催
		12	新橋地域ケアプラザ開所、新橋コミュニティハウス開館
2010	22	8	和泉川の水辺拠点「いずみ桜広場」開設
2011	23	3	横浜伊勢原線全線開通（戸塚区戸塚町～泉区上飯田町 5.6km）
2012	24	7	中田宮の台市民の森開園
2013	25	3	権太坂和泉線の一部を暫定形状で供用開始（和泉地区 360m）
		11	和泉川の水辺拠点「地蔵原の水辺」リニューアルオープン
2014	26	6	旧深谷通信所返還
2015	27	1	新橋市民の森開園
		12	泉ゆめが丘地区土地区画整理事業着工
2016	28	3	泉中央公園リニューアルオープン
		6	赤坂橋（架替）開通
			いずみ野地域ケアプラザ開所
		10	旧深谷通信所跡地中央広場開設 乳幼児一時預かり施設「鳩の森愛の詩とともものうち」開所
		11	泉区制30周年記念式典開催 都市計画マスタープラン泉区プラン改定
2017	29	10	和泉町第六次地区住居表示実施（第一次地区（2012年10月）～第六次地区：予定区域終了）
2018	30	3	権太坂和泉線と和泉地区全線供用開始（和泉地区 1,070m開通）
2019	令和元	31	古橋市民の森開園
		11	相鉄・JR直通線開業（「西谷駅」～「羽沢横浜国大駅」約2.7km：新宿方面へ直通運転）
		12	岡津地域ケアプラザ開所
2020	2	10	泉区休日急患診療所及び横浜市南西部夜間急病センター移転（中田北→和泉中央北）
2021	3	3	中田さが丘線全線開通（泉区中田東一丁目～旭区善部町 5.9km）
		4	和泉中央北あやめ公園公開
		10	「#住むなら泉区」ロゴマーク制定
2022	4	4	横浜市立義務教育学校緑園学園開校
2023	5	3	相鉄・東急直通線開業（「羽沢横浜国大駅」～「日吉駅」約10km：渋谷・目黒方面へ直通運転）
2024	6	9	「ゆめが丘」の町区域設定

2. 地 勢

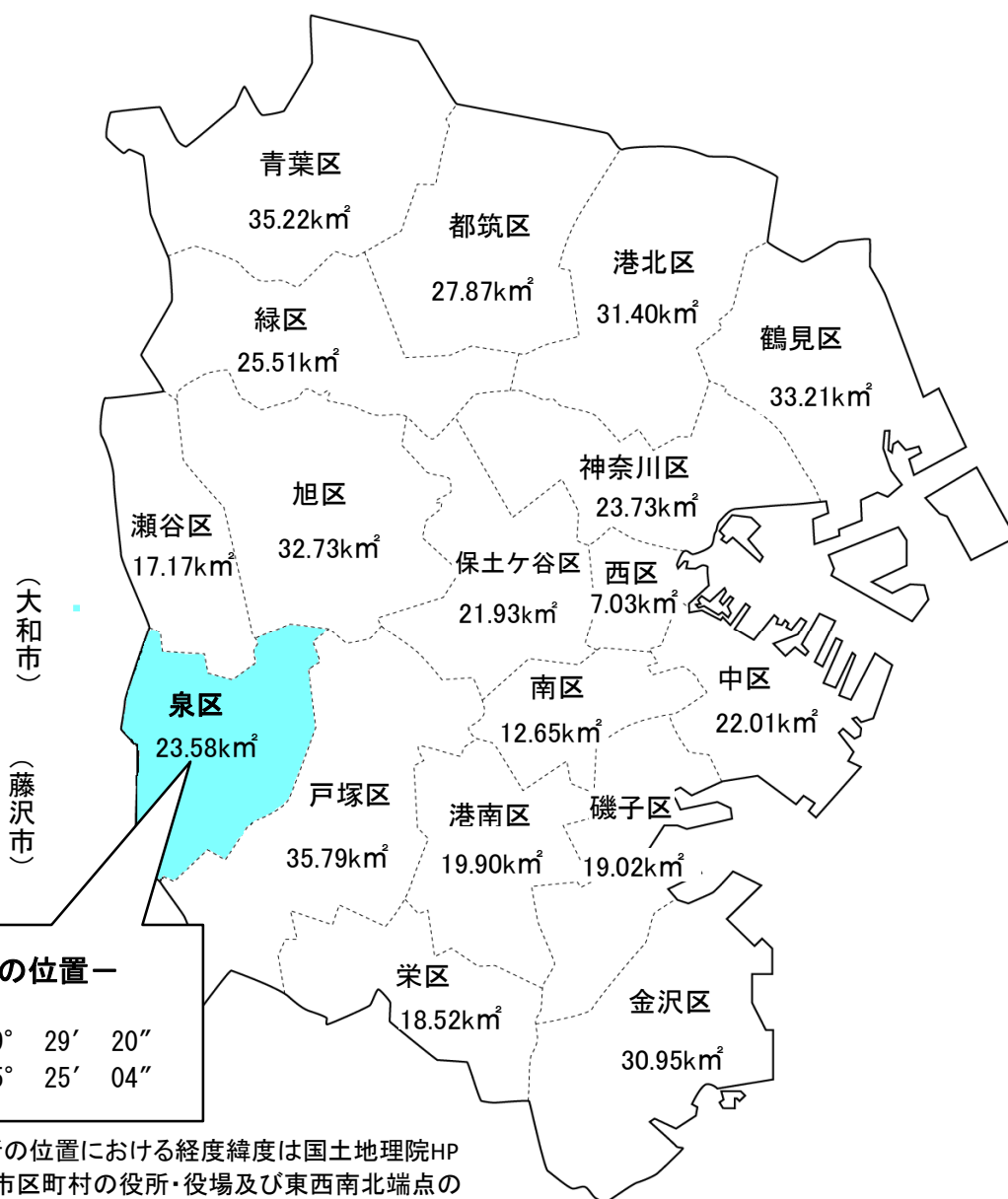
● 泉区の位置 ●

令和6年4月1日現在

—面積—

23.58km²

横浜市全体（438.23km²）の約5.4%です。
市内で、10番目の大きさです。



—泉区役所の位置—

東経：139° 29′ 20″
北緯：35° 25′ 04″

※泉区役所の位置における経度緯度は国土地理院HP
(神奈川県市区町村の役所・役場及び東西南北端点の
経度緯度(世界測地系))より

市域面積は、国土地理院が公表する全国都道府県市区町村別面積調によるもので、4・9～10ページの町別面積の合計や5・29ページの面積とは一致しません。

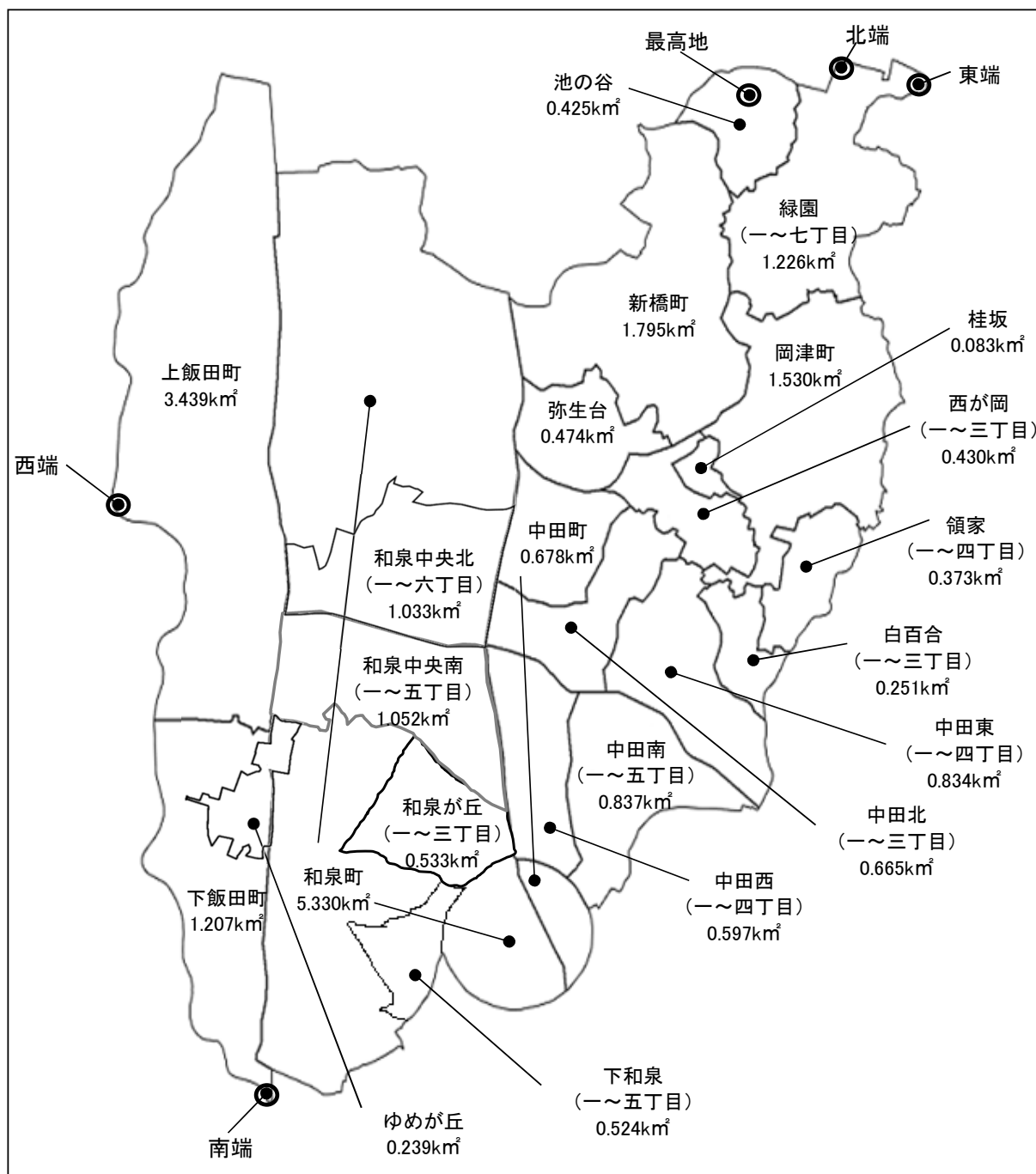
泉区は横浜市の南西部に位置していて、市内では、旭区・戸塚区・瀬谷区と隣接しています。その他には、市の境を流れる境川・相沢川を挟んで、大和市・藤沢市と接しています。

また、区内には、境川の支流の和泉川・阿久和川・宇田川（村岡川）の3本の河川が流れており、地下水脈も豊富なため、水が豊かなところが泉区の特徴です。



● 泉区の町名・面積・広ぼう・最高地 ●

令和6年10月1日現在



	地名	東経	北緯
東端	緑園七丁目	139° 31' 54"	35° 26' 53"
西端	上飯田町	139° 28' 21"	35° 25' 25"
南端	下飯田町	139° 29' 02"	35° 23' 16"
北端	緑園七丁目	139° 31' 29"	35° 26' 59"

※経度緯度は国土地理院HP(神奈川県市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度(世界測地系))より



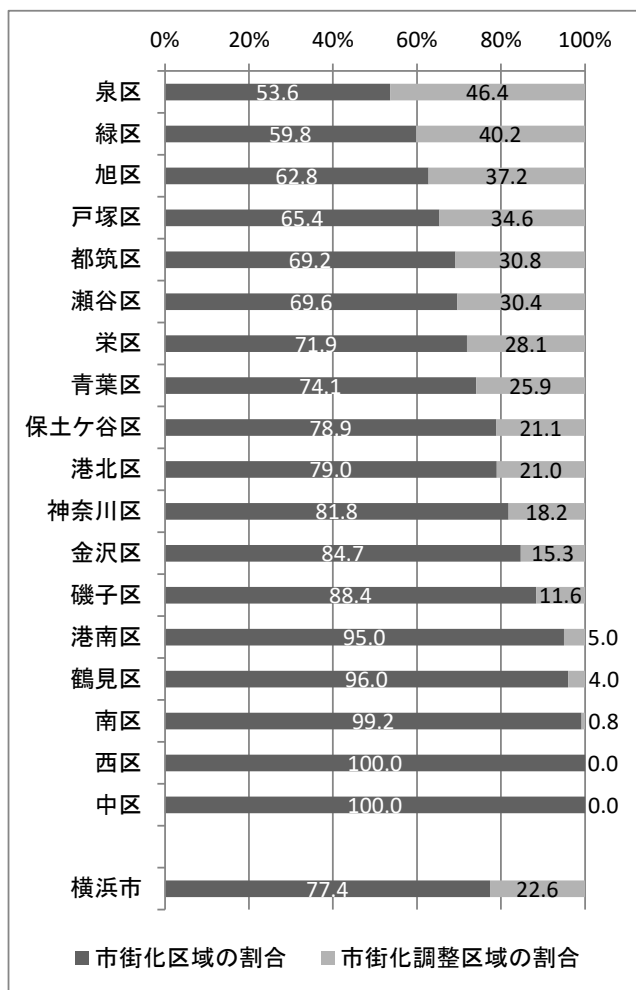
最高地	池の谷
海面からの高度	88.4m

● 計画区域面積 ●

令和6年3月31日現在

都市計画区域	泉区		横浜市	
	面積 (km ²)	割合 (%)	面積 (km ²)	割合 (%)
市街化区域	12.6	53.6	337.7	77.4
市街化調整区域	10.9	46.4	98.9	22.6
合計	23.5	100.0	436.5	100.0

● 都市計画区域の割合 ● 令和6年3月31日現在



● 用途別面積の割合 ● 令和6年3月31日現在

用途地域	泉区	横浜市
	割合 (%)	割合 (%)
第1種低層住居専用地域	67.7	40.6
第2種低層住居専用地域	0.8	0.5
第1種中高層住居専用地域	5.5	8.0
第2種中高層住居専用地域	2.4	5.2
第1種住居地域	11.0	13.7
第2種住居地域	0.8	1.6
準住居地域	7.9	4.4
近隣商業地域	2.4	4.2
商業地域	0.0	5.7
準工業地域	1.6	5.5
工業地域	0.0	5.1
工業専用地域	0.0	5.4
合計	100.0	100.0

泉区は、市街化調整区域の割合が18区中1位となっています。
 なお面積は小数点第2位で四捨五入し、数値が0.1未満のものは0.1に切上げた数値としているため、合計数と一致しない場合があります。



● 自治会・町内会加入状況 ●

各年4月1日現在

	令和4年	5年	6年
区内世帯数	63,704世帯	64,045世帯	64,470世帯
自治会・町内会加入世帯数	46,528世帯	46,203世帯	45,607世帯
自治会・町内会加入率	73.0%	72.1%	70.7%

資料：地域振興課

3. 人口・世帯

● 区別世帯と人口 ●

令和6年10月1日現在

区 名	世帯数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女		
横 浜 市	1,817,762	3,771,063	1,858,735	1,912,328	2.07	8,605
鶴 見 区	150,806	297,180	153,334	143,846	1.97	8,949
神 奈 川 区	136,210	251,587	128,010	123,577	1.85	10,602
西 区	60,116	107,155	54,218	52,937	1.78	15,243
中 区	88,989	153,008	77,742	75,266	1.72	6,952
南 区	109,350	199,485	99,421	100,064	1.82	15,770
港 南 区	97,708	212,267	102,977	109,290	2.17	10,667
保 土 ケ 谷 区	101,821	205,360	100,539	104,821	2.02	9,364
旭 区	109,104	240,825	115,755	125,070	2.21	7,358
磯 子 区	80,342	164,598	80,893	83,705	2.05	8,654
金 沢 区	91,313	193,897	93,954	99,943	2.12	6,265
港 北 区	183,420	365,316	182,084	183,232	1.99	11,634
緑 区	82,476	182,809	89,710	93,099	2.22	7,166
青 葉 区	136,717	308,085	148,311	159,774	2.25	8,747
都 筑 区	89,294	214,969	104,892	110,077	2.41	7,713
戸 塚 区	126,134	282,458	137,416	145,042	2.24	7,892
栄 区	54,805	120,519	58,423	62,096	2.20	6,508
泉 区	64,743	150,418	72,641	77,777	2.32	6,379
瀬 谷 区	54,414	121,127	58,415	62,712	2.23	7,055

泉区の世帯数、人口はともに18区中15位、人口密度は17位です。



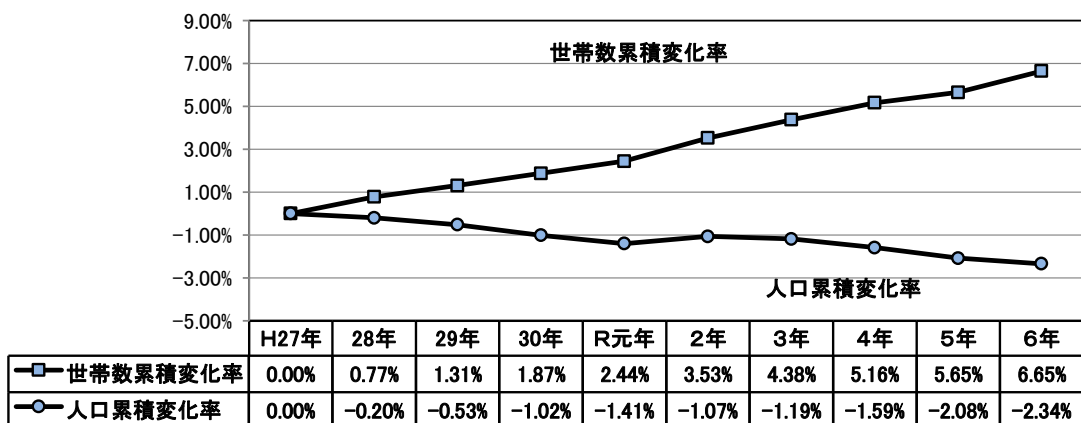
● 泉区 世帯と人口の推移 ●

各年10月1日現在

区分	世帯数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女		
平成27年	60,707	154,025	75,460	78,565	2.54	6,538
28年	61,176	153,715	75,218	78,497	2.51	6,524
29年	61,500	153,212	74,868	78,344	2.49	6,503
30年	61,844	152,459	74,470	77,989	2.47	6,471
令和元年	62,189	151,855	74,174	77,681	2.44	6,445
2年	62,847	152,378	73,934	78,444	2.42	6,462
3年	63,363	152,196	73,780	78,416	2.40	6,454
4年	63,842	151,571	73,347	78,224	2.37	6,428
5年	64,136	150,814	72,868	77,946	2.35	6,396
6年	64,743	150,418	72,641	77,777	2.32	6,379

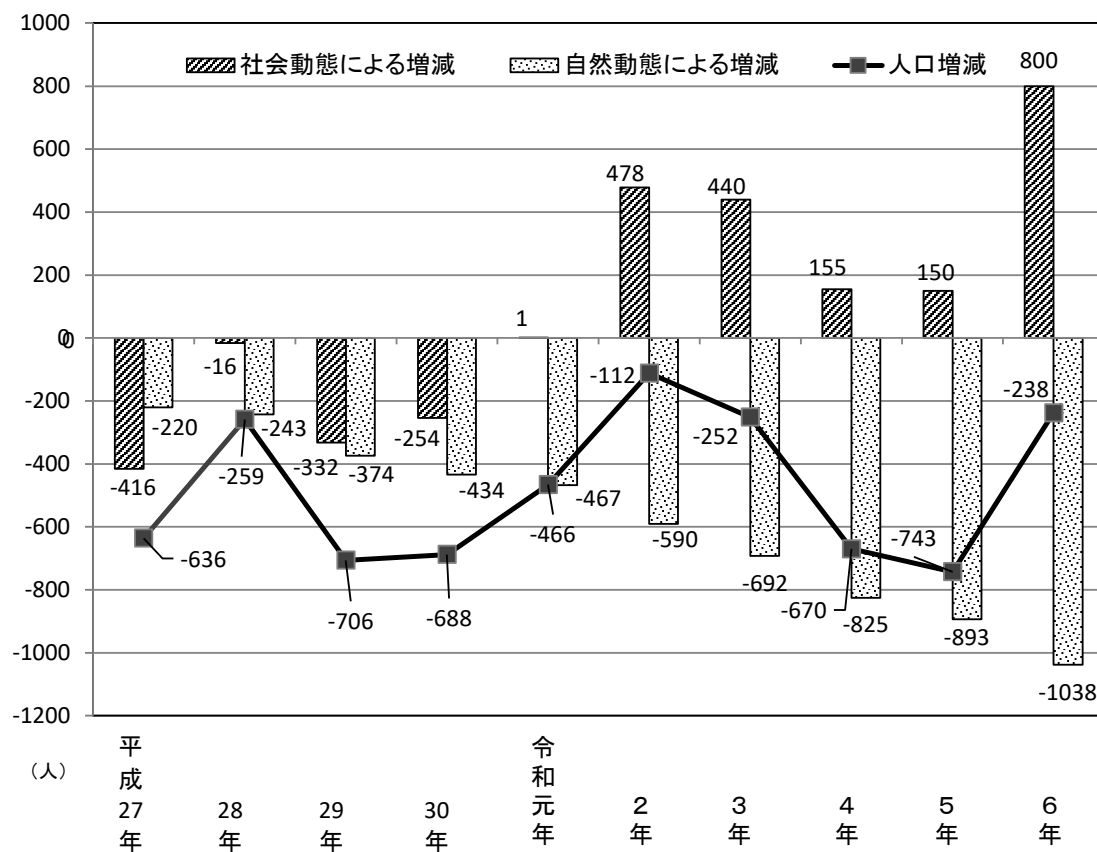
● 泉区 世帯と人口の累積変化率（平成27年基準） ●

各年10月1日現在

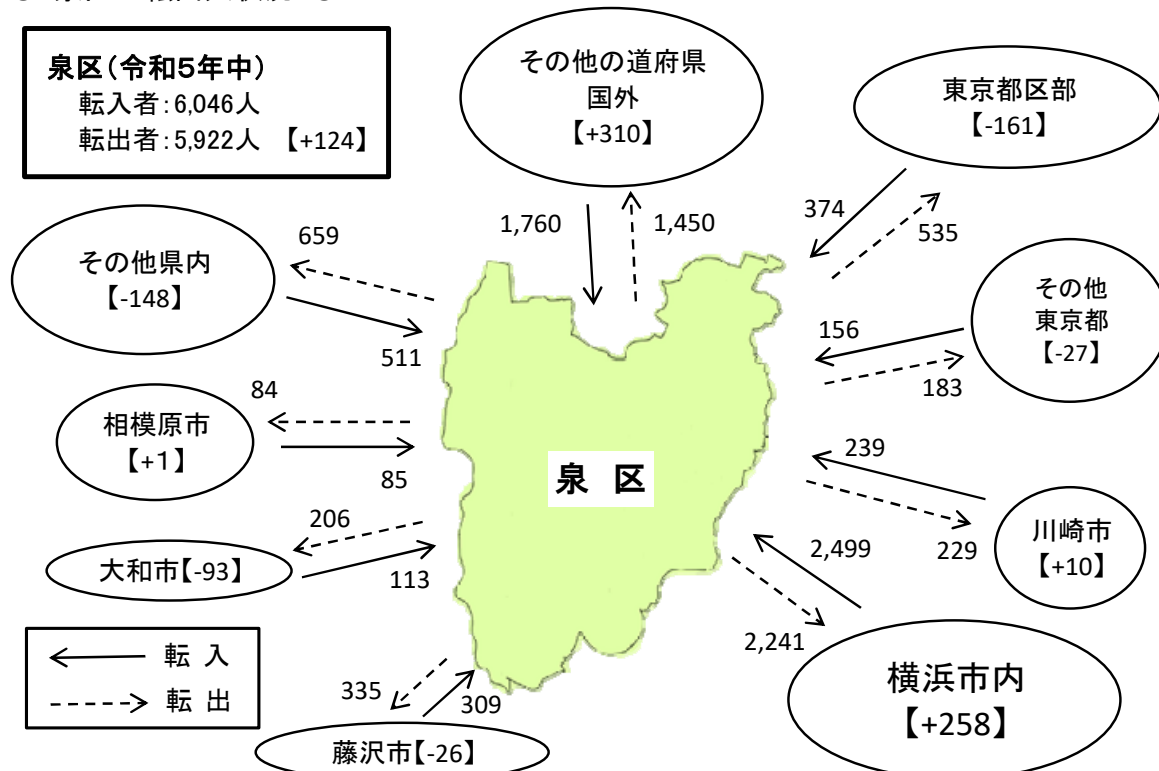


資料：横浜市人口ニュース

● 泉区の社会動態・自然動態・人口増減の推移 ●



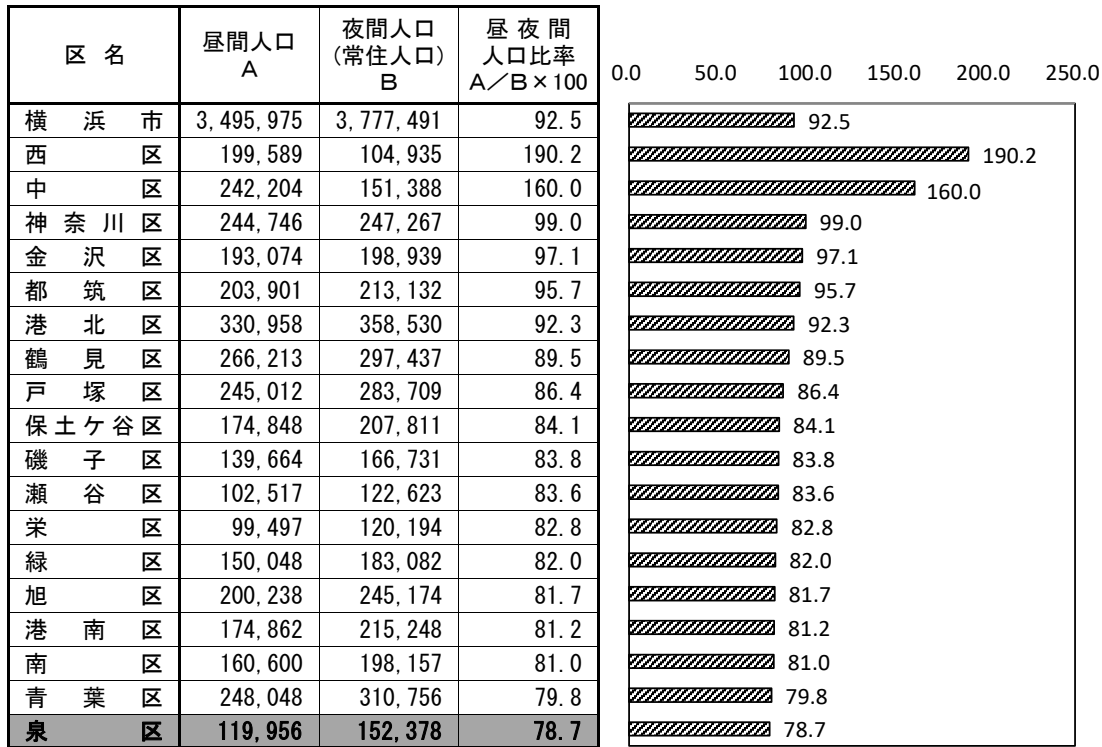
● 泉区の転出入状況 ●



転出入では市内異動が最も多く、近郊の他都市では、東京都区部が多くなっています。

● 区別昼夜間人口比率 ●

令和2年10月1日現在



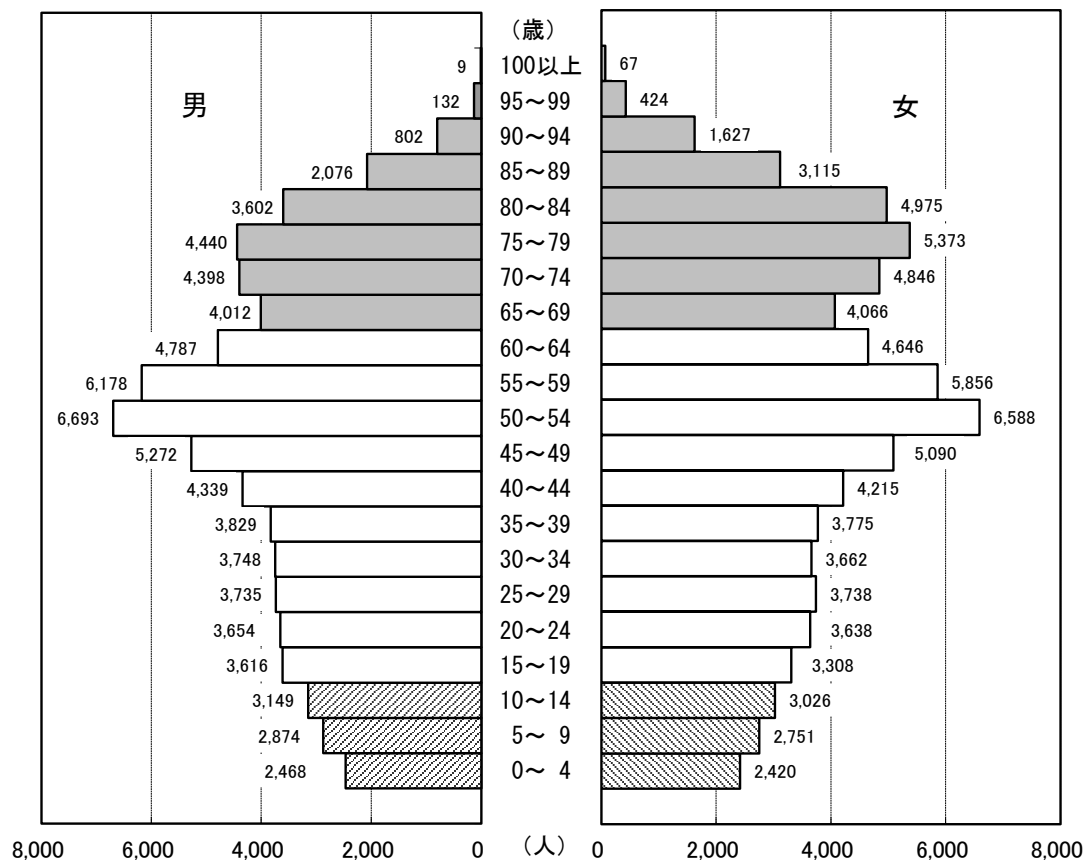
泉区の昼夜間人口比率は78.7%で、18区の中で最も比率が低いです。



資料：令和2年国勢調査

● 泉区 人口ピラミッド ●

令和6年9月30日現在



年少人口、生産年齢人口、老年人口を濃淡で表しています。

資料：令和6年(2024) 年齢別人口(住民基本台帳による)

● 町別世帯と人口 ●

令和6年9月30日現在

町 名	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女		
泉 区	23.555	71,758	151,019	73,813	77,206	2.10	6,411
岡 津 町	1.530	5,028	11,372	5,568	5,804	2.26	7,433
新 橋 町	1.795	4,030	8,683	4,282	4,401	2.15	4,837
弥 生 台	0.474	2,340	4,776	2,225	2,551	2.04	10,076
中 田 町	0.678	142	288	134	154	2.03	425
和 泉 町	5.330	6,766	13,796	6,792	7,004	2.04	2,588
下 飯 田 町	1.207	1,164	2,414	1,174	1,240	2.07	2,000
上 飯 田 町	3.439	8,966	17,026	8,208	8,818	1.90	4,951
池 の 谷	0.425	84	163	74	89	1.94	384
緑 園 一 丁 目	0.166	680	1,376	637	739	2.02	8,289
緑 園 二 丁 目	0.158	786	1,745	809	936	2.22	11,044
緑 園 三 丁 目	0.204	854	1,892	890	1,002	2.22	9,275
緑 園 四 丁 目	0.203	1,953	4,348	2,040	2,308	2.23	21,419
緑 園 五 丁 目	0.157	497	1,161	556	605	2.34	7,395
緑 園 六 丁 目	0.219	929	2,101	1,001	1,100	2.26	9,594
緑 園 七 丁 目	0.119	358	823	408	415	2.30	6,916
白 百 合 一 丁 目	0.097	713	1,535	756	779	2.15	15,825
白 百 合 二 丁 目	0.076	478	1,143	560	583	2.39	15,039
白 百 合 三 丁 目	0.078	527	1,197	587	610	2.27	15,346
西 が 岡 一 丁 目	0.174	608	1,337	631	706	2.20	7,684
西 が 岡 二 丁 目	0.112	457	1,038	513	525	2.27	9,268
西 が 岡 三 丁 目	0.144	535	1,164	558	606	2.18	8,083
領 家 一 丁 目	0.091	318	723	363	360	2.27	7,945
領 家 二 丁 目	0.070	362	837	399	438	2.31	11,957
領 家 三 丁 目	0.099	414	946	455	491	2.29	9,556
領 家 四 丁 目	0.113	410	942	460	482	2.30	8,336
桂 坂	0.083	361	860	393	467	2.38	10,361
中 田 東 一 丁 目	0.316	1,583	3,337	1,678	1,659	2.11	10,560
中 田 東 二 丁 目	0.158	1,034	2,032	985	1,047	1.97	12,861
中 田 東 三 丁 目	0.112	699	1,365	660	705	1.95	12,188

上記の町別世帯と人口は、住民基本台帳人口を町・丁別に集計したものです。そのため、国勢調査を基礎とした10月1日現在の推計人口（横浜市人口ニュース）とは一致しません。



町 名	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女		
中 田 東 四 丁 目	0.248	1,403	3,115	1,542	1,573	2.22	12,560
中 田 北 一 丁 目	0.170	1,004	1,998	1,006	992	1.99	11,753
中 田 北 二 丁 目	0.193	557	1,136	540	596	2.04	5,886
中 田 北 三 丁 目	0.302	1,126	2,434	1,215	1,219	2.16	8,060
中 田 西 一 丁 目	0.184	755	1,508	732	776	2.00	8,196
中 田 西 二 丁 目	0.176	788	1,828	918	910	2.32	10,386
中 田 西 三 丁 目	0.112	685	1,486	729	757	2.17	13,268
中 田 西 四 丁 目	0.125	774	1,689	832	857	2.18	13,512
中 田 南 一 丁 目	0.172	886	1,852	907	945	2.09	10,767
中 田 南 二 丁 目	0.152	1,022	2,052	1,004	1,048	2.01	13,500
中 田 南 三 丁 目	0.113	648	1,368	662	706	2.11	12,106
中 田 南 四 丁 目	0.208	1,317	2,738	1,355	1,383	2.08	13,163
中 田 南 五 丁 目	0.192	1,158	2,412	1,157	1,255	2.08	12,563
下 和 泉 一 丁 目	0.068	321	702	352	350	2.19	10,324
下 和 泉 二 丁 目	0.103	524	1,108	549	559	2.11	10,757
下 和 泉 三 丁 目	0.133	708	1,459	722	737	2.06	10,970
下 和 泉 四 丁 目	0.137	578	1,174	576	598	2.03	8,569
下 和 泉 五 丁 目	0.083	462	1,010	534	476	2.19	12,169
和 泉 が 丘 一 丁 目	0.210	889	1,832	936	896	2.06	8,724
和 泉 が 丘 二 丁 目	0.157	759	1,610	796	814	2.12	10,255
和 泉 が 丘 三 丁 目	0.166	758	1,533	766	767	2.02	9,235
和 泉 中央南一丁目	0.228	1,227	2,684	1,304	1,380	2.19	11,772
和 泉 中央南二丁目	0.211	1,161	2,442	1,166	1,276	2.10	11,573
和 泉 中央南三丁目	0.176	803	1,762	871	891	2.19	10,011
和 泉 中央南四丁目	0.229	872	1,925	961	964	2.21	8,406
和 泉 中央南五丁目	0.208	1,516	3,777	1,858	1,919	2.49	18,159
和 泉 中央北一丁目	0.189	936	1,956	994	962	2.09	10,349
和 泉 中央北二丁目	0.220	1,254	2,473	1,224	1,249	1.97	11,241
和 泉 中央北三丁目	0.131	813	1,732	858	874	2.13	13,221
和 泉 中央北四丁目	0.198	1,392	2,877	1,442	1,435	2.07	14,530
和 泉 中央北五丁目	0.174	499	875	462	413	1.75	5,029
和 泉 中央北六丁目	0.121	618	1,274	661	613	2.06	10,529
ゆ め が 丘	0.239	469	778	386	392	1.66	3,255

資料：令和6年(2024) 町丁別人口(住民基本台帳による)

令和6年9月30日現在

町 名	年 少 人 口 (0～14歳)	生産年齢人 口 (15～64歳)	老 年 人 口 (65歳以上)	総 数	平均 年齢	構 成 比 (%)		
						年少人口	生産年齢人口	老年人口
横 浜 市	419,779	2,392,949	941,316	3,754,044	47.1	11.2	63.7	25.1
泉 区	16,688	90,367	43,964	151,019	49.0	11.1	59.8	29.1
岡 津 町	1,415	7,311	2,646	11,372	46.5	12.4	64.3	23.3
新 橋 町	1,090	5,278	2,315	8,683	47.6	12.6	60.8	26.7
弥 生 台	456	2,722	1,598	4,776	51.1	9.5	57.0	33.5
中 田 町	33	172	83	288	49.7	11.5	59.7	28.8
和 泉 町	1,374	7,899	4,523	13,796	51.0	10.0	57.3	32.8
下 飯 田 町	296	1,387	731	2,414	49.2	12.3	57.5	30.3
上 飯 田 町	1,526	9,510	5,990	17,026	52.6	9.0	55.9	35.2
池 の 谷	37	71	55	163	47.7	22.7	43.6	33.7
緑 園 一 丁 目	144	892	340	1,376	47.3	10.5	64.8	24.7
緑 園 二 丁 目	184	1,070	491	1,745	49.1	10.5	61.3	28.1
緑 園 三 丁 目	119	1,151	622	1,892	51.9	6.3	60.8	32.9
緑 園 四 丁 目	390	2,301	1,657	4,348	53.8	9.0	52.9	38.1
緑 園 五 丁 目	149	652	360	1,161	48.2	12.8	56.2	31.0
緑 園 六 丁 目	224	1,097	780	2,101	52.0	10.7	52.2	37.1
緑 園 七 丁 目	90	530	203	823	47.1	10.9	64.4	24.7
白 百 合 一 丁 目	169	886	480	1,535	49.7	11.0	57.7	31.3
白 百 合 二 丁 目	170	629	344	1,143	47.9	14.9	55.0	30.1
白 百 合 三 丁 目	169	673	355	1,197	48.3	14.1	56.2	29.7
西 が 岡 一 丁 目	127	770	440	1,337	51.4	9.5	57.6	32.9
西 が 岡 二 丁 目	71	561	406	1,038	53.2	6.8	54.0	39.1
西 が 岡 三 丁 目	104	625	435	1,164	52.1	8.9	53.7	37.4
領 家 一 丁 目	53	448	222	723	50.8	7.3	62.0	30.7
領 家 二 丁 目	64	489	284	837	51.2	7.6	58.4	33.9
領 家 三 丁 目	93	513	340	946	52.3	9.8	54.2	35.9
領 家 四 丁 目	71	580	291	942	51.6	7.5	61.6	30.9
桂 坂	73	518	269	860	51.0	8.5	60.2	31.3

老年人口比率が最も高いのは下和泉二丁目、最も低いのはゆめが丘です。年少人口比率が最も高いのは池の谷です。上記の人口は、住民基本台帳人口を町・丁目別に集計したものです。そのため、国勢調査を基礎とした推計人口（横浜市人口ニュース）とは一致しません。
平均年齢は、国勢調査の計算方法に従い、次のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$



町 名	年 少 口 (0～14歳)	生産年齢 人 口 (15～64歳)	老 年 口 (65歳以上)	総 数	平均 年齢	構 成 比 (%)		
						年少人口	生産年齢人口	老年人口
中 田 東 一 丁 目	458	2,112	767	3,337	45.5	13.7	63.3	23.0
中 田 東 二 丁 目	229	1,264	539	2,032	47.9	11.3	62.2	26.5
中 田 東 三 丁 目	184	885	296	1,365	44.9	13.5	64.8	21.7
中 田 東 四 丁 目	409	1,867	839	3,115	47.1	13.1	59.9	26.9
中 田 北 一 丁 目	232	1,341	425	1,998	44.7	11.6	67.1	21.3
中 田 北 二 丁 目	118	769	249	1,136	46.3	10.4	67.7	21.9
中 田 北 三 丁 目	284	1,467	683	2,434	48.6	11.7	60.3	28.1
中 田 西 一 丁 目	188	1,028	292	1,508	44.1	12.5	68.2	19.4
中 田 西 二 丁 目	245	1,190	393	1,828	44.6	13.4	65.1	21.5
中 田 西 三 丁 目	187	920	379	1,486	46.7	12.6	61.9	25.5
中 田 西 四 丁 目	210	1,052	427	1,689	46.7	12.4	62.3	25.3
中 田 南 一 丁 目	205	1,125	522	1,852	49.0	11.1	60.7	28.2
中 田 南 二 丁 目	191	1,237	624	2,052	49.9	9.3	60.3	30.4
中 田 南 三 丁 目	174	881	313	1,368	46.1	12.7	64.4	22.9
中 田 南 四 丁 目	334	1,615	789	2,738	48.4	12.2	59.0	28.8
中 田 南 五 丁 目	230	1,363	819	2,412	52.0	9.5	56.5	34.0
下 和 泉 一 丁 目	75	436	191	702	47.5	10.7	62.1	27.2
下 和 泉 二 丁 目	103	571	434	1,108	53.8	9.3	51.5	39.2
下 和 泉 三 丁 目	146	786	527	1,459	52.5	10.0	53.9	36.1
下 和 泉 四 丁 目	107	630	437	1,174	53.9	9.1	53.7	37.2
下 和 泉 五 丁 目	112	585	313	1,010	48.8	11.1	57.9	31.0
和 泉 が 丘 一 丁 目	233	1,099	500	1,832	47.2	12.7	60.0	27.3
和 泉 が 丘 二 丁 目	162	938	510	1,610	50.7	10.1	58.3	31.7
和 泉 が 丘 三 丁 目	148	894	491	1,533	50.5	9.7	58.3	32.0
和泉中央南一丁目	347	1,569	768	2,684	48.7	12.9	58.5	28.6
和泉中央南二丁目	275	1,479	688	2,442	49.0	11.3	60.6	28.2
和泉中央南三丁目	230	1,120	412	1,762	45.8	13.1	63.6	23.4
和泉中央南四丁目	287	1,217	421	1,925	44.3	14.9	63.2	21.9
和泉中央南五丁目	456	2,705	616	3,777	43.6	12.1	71.6	16.3
和泉中央北一丁目	241	1,169	546	1,956	48.3	12.3	59.8	27.9
和泉中央北二丁目	325	1,521	627	2,473	46.7	13.1	61.5	25.4
和泉中央北三丁目	213	931	588	1,732	50.9	12.3	53.8	33.9
和泉中央北四丁目	327	1,810	740	2,877	47.6	11.4	62.9	25.7
和泉中央北五丁目	78	609	188	875	45.3	8.9	69.6	21.5
和泉中央北六丁目	160	796	318	1,274	46.3	12.6	62.5	25.0
ゆ め が 丘	94	651	33	778	33.3	12.1	83.7	4.2

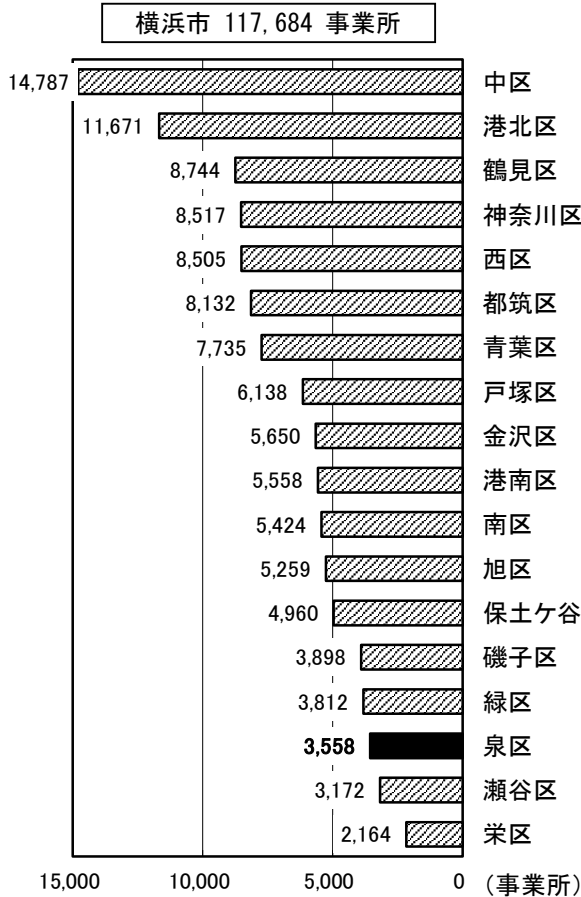
資料：令和6年(2024) 町丁別年齢別人口(住民基本台帳による)

4. 経済

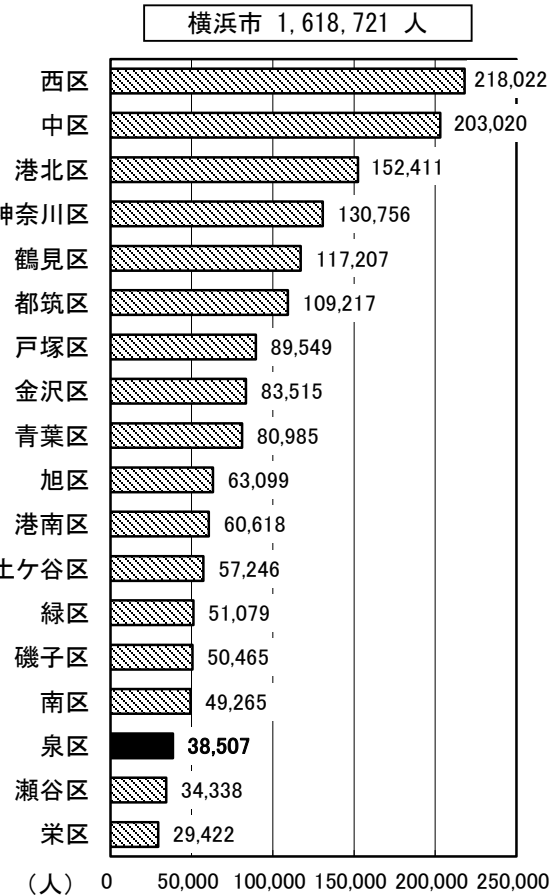
(1) 事業所

令和3年6月1日現在

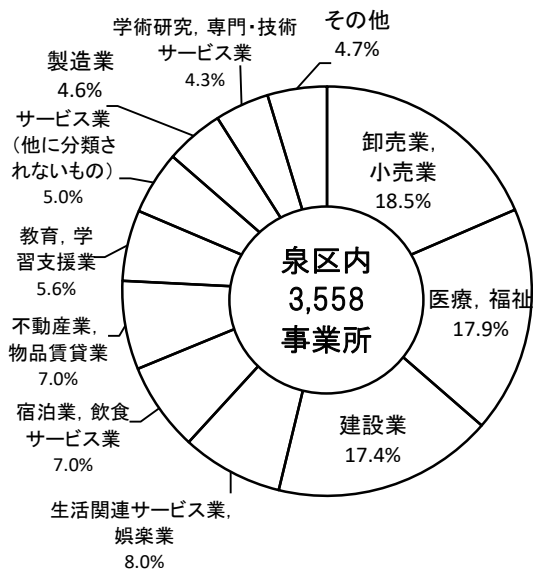
● 区別事業所数 ●



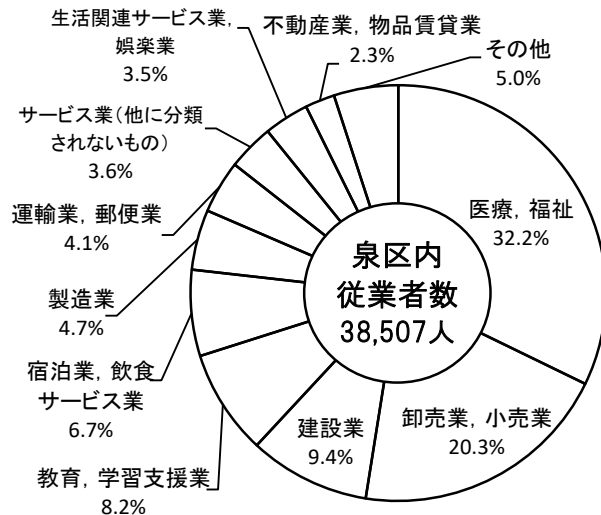
● 区別従業者数 ●



● 泉区 産業大分類別事業所数の割合 ●



● 泉区 産業大分類別従業者数の割合 ●



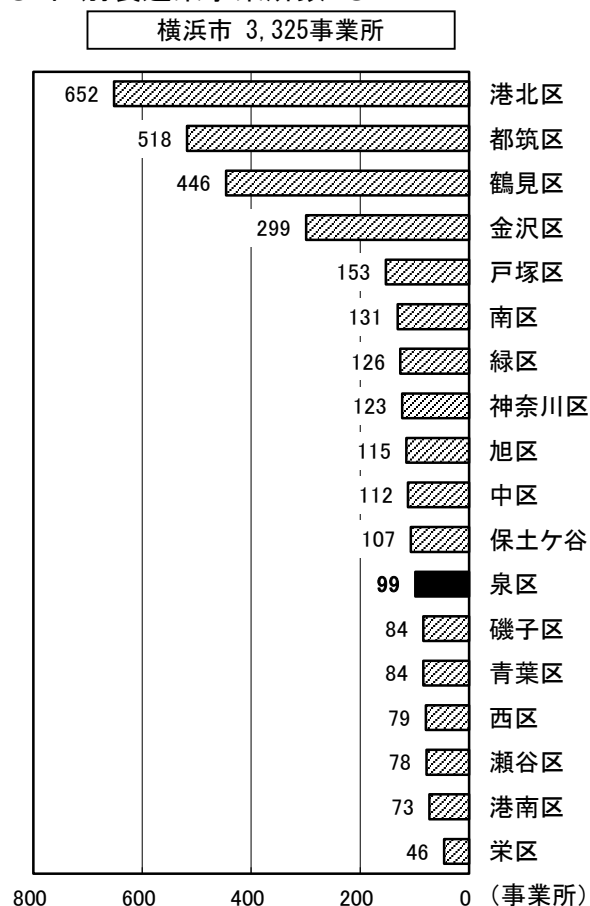
泉区の実業所数、従業者数ともに18区中16位です。
 泉区内の実業所数の産業別の割合では、卸売業、小売業が18.5%で1位。次いで医療、福祉が17.9%で2位です。従業者数は、医療、福祉が32.2%で1位。2位は卸売業、小売業で20.3%です。
 表示単位未満を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

資料：令和3年経済センサス活動調査

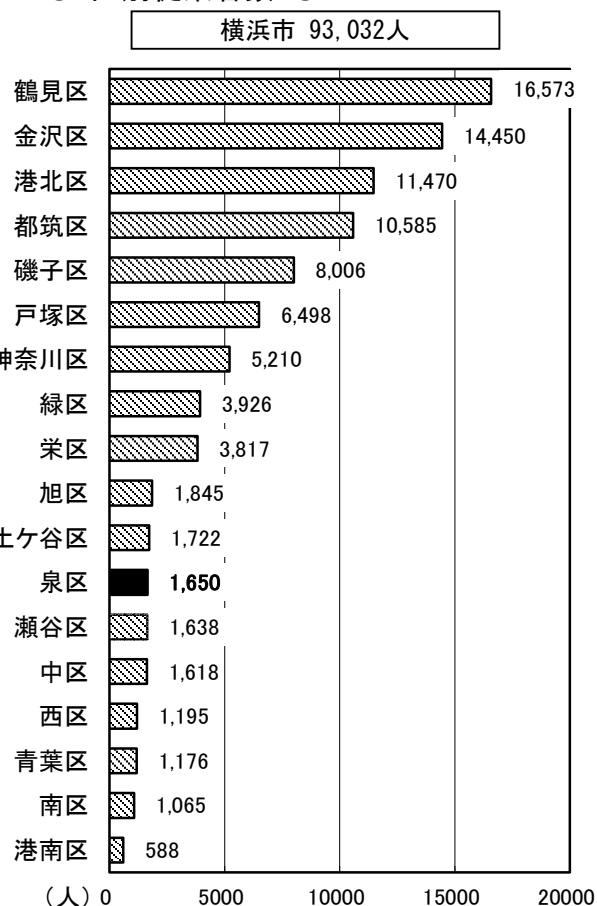
(2) 製造業

令和4年6月1日現在

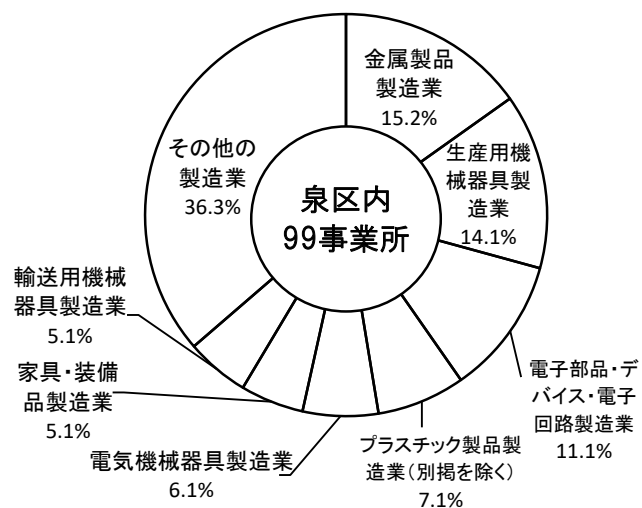
● 区別製造業事業所数 ●



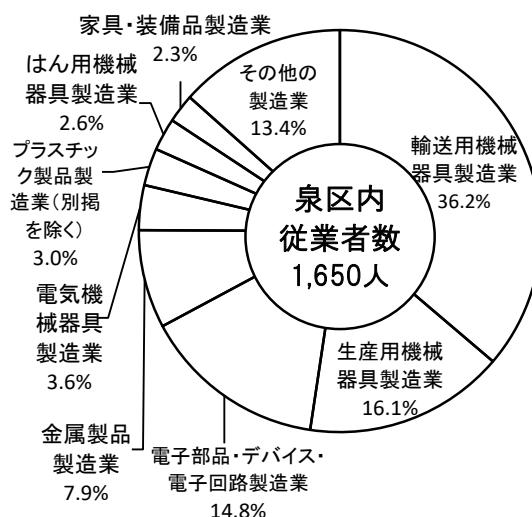
● 区別従業者数 ●



● 泉区 産業中分類別事業所数 ●



● 泉区 産業中分類別従業者数の割合 ●



泉区における製造業の事業所数、従業者数ともに18区中12位です。

泉区内の製造業事業所数の産業中分類別の割合では、金属製品製造業が15.2%で1位。次いで生産用機械器具製造業が14.1%で2位です。従業者数は、輸送用機械器具製造業が36.2%で1位。2位は生産用機械器具製造業で16.1%です。

表示単位未満を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

※中分類「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の「別掲」とは、プラスチック製家具等、経済構造実態調査製造業事業所調査が指定するプラスチック製品です。



資料：2022年経済構造実態調査製造業事業所調査

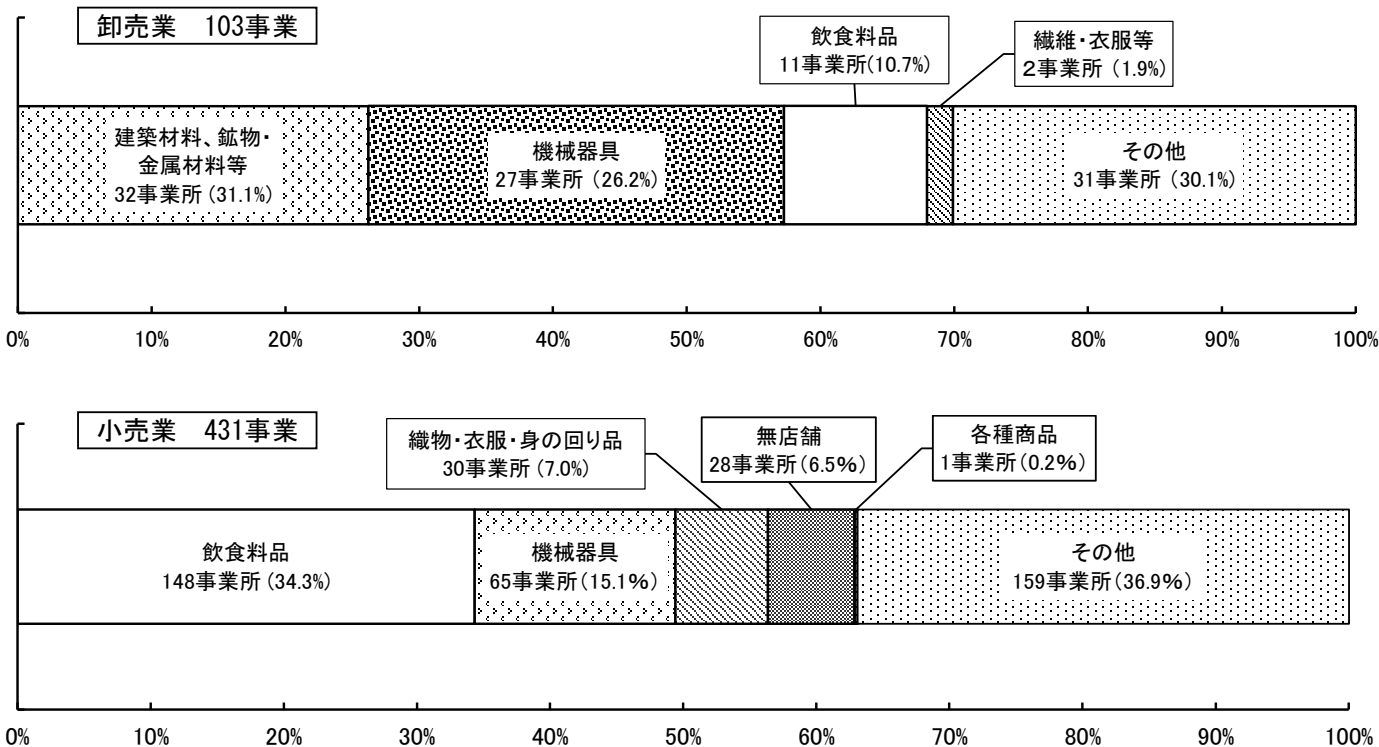
(3) 商業

令和3年6月1日現在

● 区別商業事業所数・従業者数・年間商品販売額 ●

区名	総数				卸売業				小売業			
	事業所	従業者 (人)	年間商品販売額 (百万円)	順位 (販売額)	事業所	従業者 (人)	年間商品販売額 (百万円)	順位 (販売額)	事業所	従業者 (人)	年間商品販売額 (百万円)	順位 (販売額)
横浜市	19,245	237,013	10,721,961		4,905	68,348	6,875,814		14,340	168,665	3,846,147	
鶴見区	1,306	13,425	583,474	7	345	3,490	371,554	7	961	9,935	211,920	8
神奈川区	1,356	18,454	1,410,855	3	522	9,036	1,200,224	2	834	9,418	210,632	9
西区	1,870	27,200	1,615,205	1	416	10,185	1,072,091	3	1,454	17,015	543,114	1
中区	2,086	19,050	1,101,802	4	677	7,011	777,298	4	1,409	12,039	324,504	3
南区	853	7,088	162,578	16	196	1,448	64,552	14	657	5,640	98,026	16
港南区	906	12,073	304,318	10	126	1,272	65,451	13	780	10,801	238,867	7
保土ヶ谷区	746	7,470	294,979	11	156	1,704	169,377	9	590	5,766	125,601	13
旭区	822	9,512	216,137	13	136	1,061	54,699	16	686	8,451	161,438	11
磯子区	606	6,789	155,447	17	114	889	61,562	15	492	5,900	93,885	17
金沢区	980	11,059	430,061	8	266	2,558	240,279	8	714	8,501	189,782	10
港北区	1,877	28,928	1,598,857	2	679	12,805	1,281,196	1	1,198	16,123	317,662	4
緑区	642	7,894	272,569	12	138	1,763	132,333	10	504	6,131	140,237	12
青葉区	1,294	14,917	392,447	9	192	1,377	111,340	11	1,102	13,540	281,107	5
都筑区	1,496	22,604	973,445	5	438	7,779	605,493	5	1,058	14,825	367,952	2
戸塚区	1,027	14,649	773,949	6	208	2,991	501,109	6	819	11,658	272,840	6
栄区	303	2,917	72,659	18	63	335	21,912	18	240	2,582	50,746	18
泉区	534	6,725	163,343	15	103	1,058	43,860	17	431	5,667	119,483	14
瀬谷区	541	6,259	199,835	14	130	1,586	101,485	12	411	4,673	98,351	15

● 泉区 産業中分類別 商業事業所構成比 ●



泉区における商業の年間商品販売額は18区中15位です。
泉区内の商業事業所数の産業中分類別の割合では、卸売業においては建築材料、鉱物・金属材料等が31.1%で1位。次いで機械器具が26.2%で2位です。また、小売業においては、飲食料品が34.3%で1位。2位は機械器具で15.1%です。
表示単位未満を四捨五入しているため、合計値とそれぞれの数値の合計の不一致や、割合の合計が100%とならない場合があります。



資料：令和3年経済センサス-活動調査

(4) 農 業

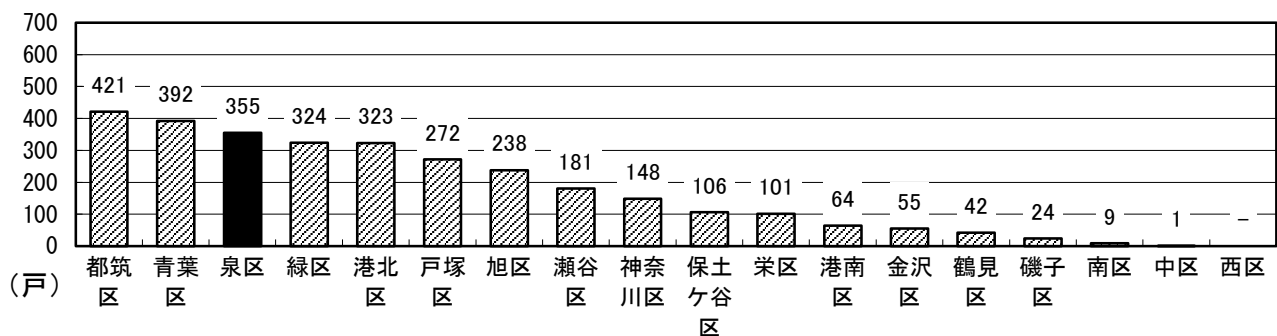
令和2年2月1日現在

● 区別農家数・農業従事者数・経営耕地面積 ●

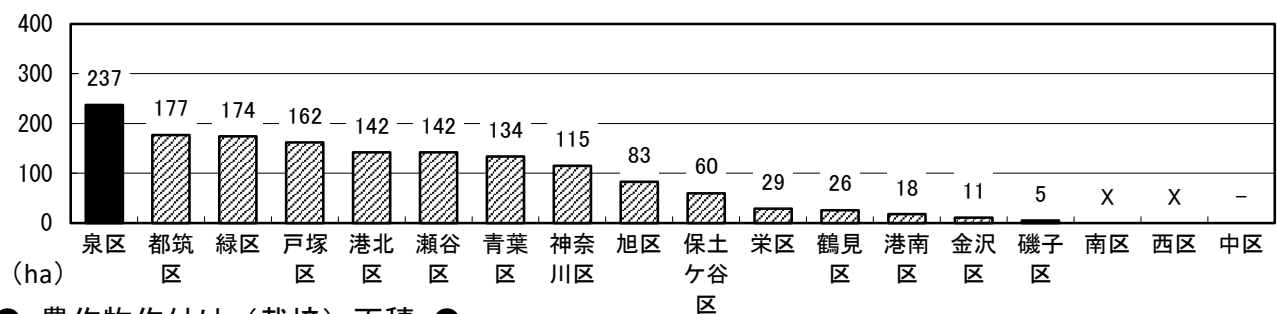
区 名	農 家 数 (戸)			農業従事者数 (人) ※ 1	経営耕地面積 (a) 総面積
	総 数	販売農家	自給の農家		
横 浜 市	3,056	1,770	1,286	4,703	152,739
鶴 見 区	42	15	27	38	2,652
神 奈 川 区	148	118	30	318	11,593
西 区	—	—	—	X	X
中 区	1	—	1	—	—
南 区	9	7	2	X	X
港 南 区	64	36	28	97	1,830
保 土 ケ 谷 区	106	74	32	215	6,069
旭 区	238	110	128	257	8,350
磯 子 区	24	14	10	37	556
金 沢 区	55	25	30	62	1,101
港 北 区	323	201	122	559	14,276
緑 区	324	202	122	549	17,424
青 葉 区	392	167	225	436	13,425
都 筑 区	421	235	186	633	17,790
戸 塚 区	272	158	114	417	16,290
栄 区	101	43	58	127	2,980
泉 区	355	227	128	582	23,703
瀬 谷 区	181	138	43	363	14,284

※ 1 「農業従事者」とは個人経営体の15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

● 区別農家数 ●



● 区別経営耕地面積 (総農家) ●



● 農作物作付け (栽培) 面積 ●

(単位:a)

	総面積	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工 芸 農作物類	野菜類	花き類・ 花 木	果樹類	その他の 作 物
横浜市	135,889	7,777	X	56	5,731	1,588	1,237	82,571	16,219	X	5,439
泉 区	16,859	1,066	X	—	X	43	275	9,535	1,938	X	X



農家数は18区中3位で355戸、農業従事者数は582人で2位、経営耕地面積では23,703アールで1位です。

資料：2020（令和2）年農林業センサス

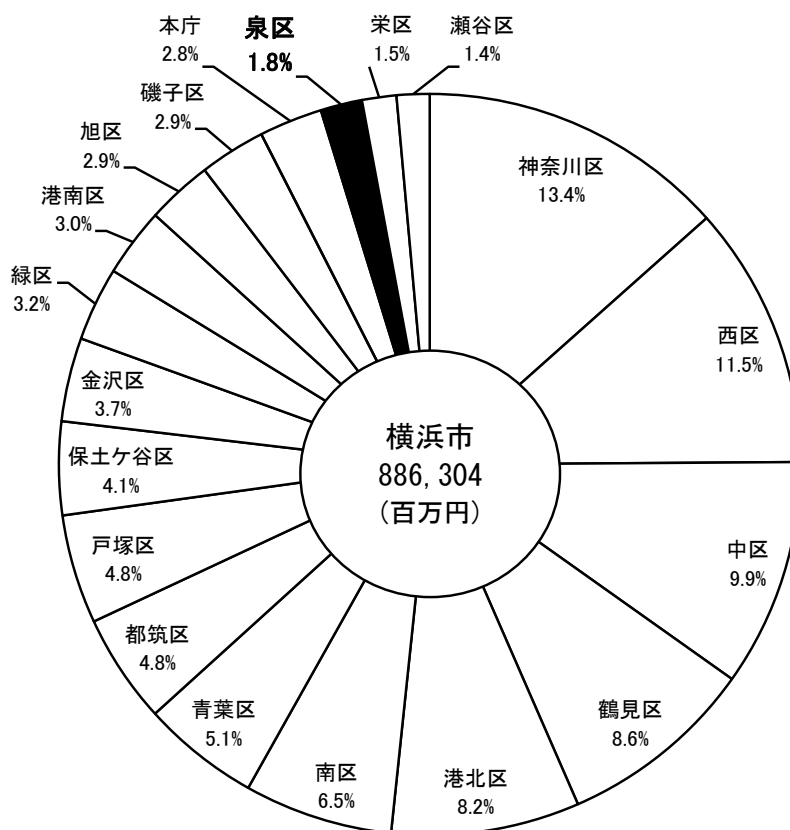
5. 生活

(1) 税金

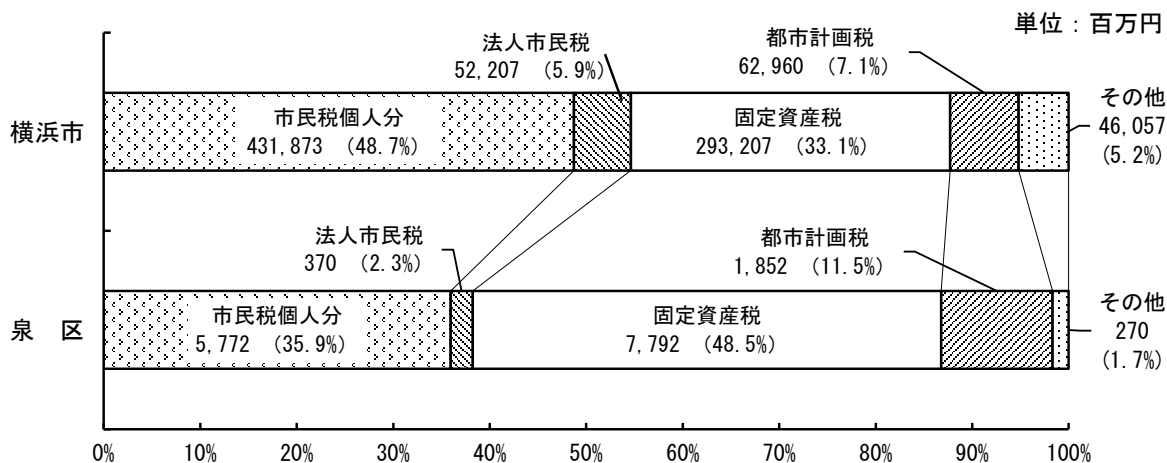
● 区別市税収入の状況－令和5年度－ ●

単位：百万円

区 分	金 額
鶴 見 区	76,454
神 奈 川 区	119,031
西 区	101,615
中 区	88,031
南 区	57,504
港 南 区	26,506
保土ヶ谷区	36,029
旭 区	25,488
磯 子 区	25,483
金 沢 区	32,377
港 北 区	72,714
緑 区	28,611
青 葉 区	45,366
都 筑 区	42,313
戸 塚 区	42,254
栄 区	13,386
泉 区	16,056
瀬 谷 区	12,613
本 庁	24,473
計	886,304



● 市税収入の構成比－令和5年度－ ●



出典：令和5年度市税決算額調

泉区の市税収入の状況は、全市収入の1.8%の16,056百万円です。
税金の種類別では固定資産税が48.5%を占めます。



資料：税務課

(2) 戸籍

● 戸籍の状況 ●

令和6年3月31日現在

区 分	令和5年度	備 考
本 籍 数	52,883	
本 籍 人 口	130,905人	
取 扱 件 数	6,503件	1日あたり 17.7件
内 訳	出 生	1,290件 1日あたり 3.5件
	婚 姻	1,357件 1日あたり 3.7件
	死 亡	2,174件 1日あたり 5.9件
	離 婚	351件 1日あたり 0.9件
	そ の 他	1,331件 1日あたり 3.6件

● 住民登録の状況 ●

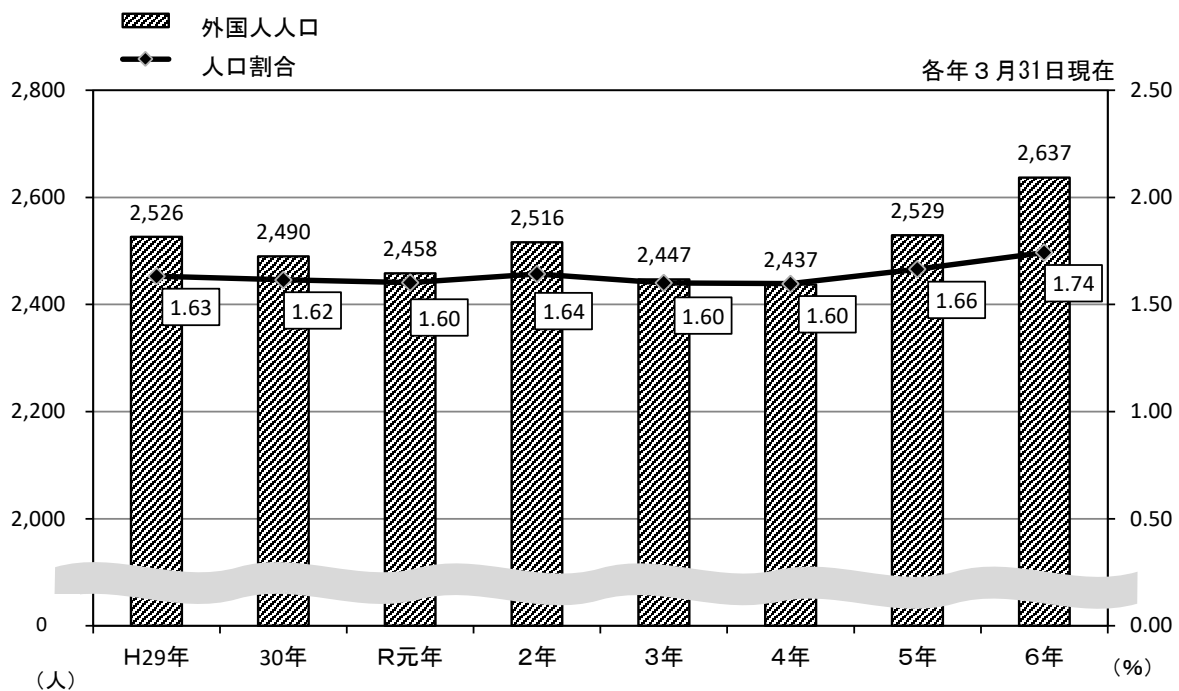
令和6年3月31日現在

区 分	令和5年度	備 考
住民登録世帯数	71,513世帯	
住民基本台帳人口	151,307人	
届 出 件 数	11,167件	1日あたり 41.8件
内 訳	転 入	4,342件 1日あたり 16.2件
	転 出	4,098件 1日あたり 15.3件
	転 居	1,203件 1日あたり 4.5件
	そ の 他	1,524件 1日あたり 5.7件

※取扱件数は、本籍地が泉区以外の分も含まれています。

資料：戸籍課

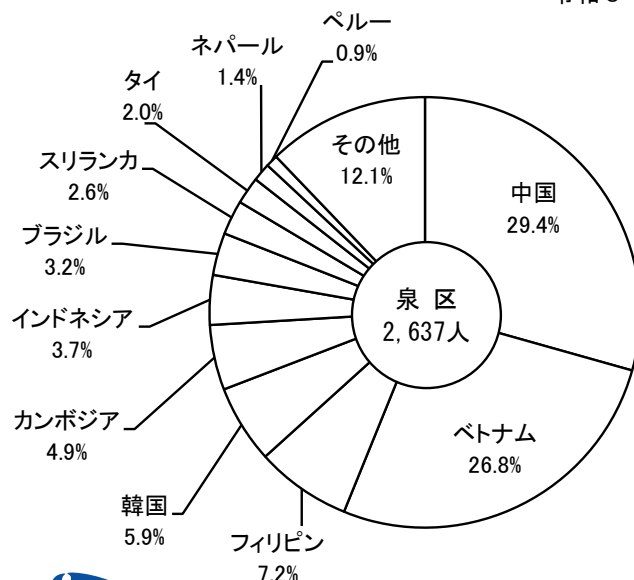
● 泉区 外国人人口の推移 ●



● 泉区 地域・国籍別 外国人人口の状況 ●

令和6年3月31日現在

地域・国名	外国人人口
中 国	774人
ベ ト ナ ム	706人
フィリピン	189人
韓 国	155人
カンボジア	129人
インドネシア	98人
ブラジル	84人
スリランカ	68人
タ イ	54人
ネ パ ール	36人
ペ ル ー	24人
そ の 他	320人
合 計	2,637人



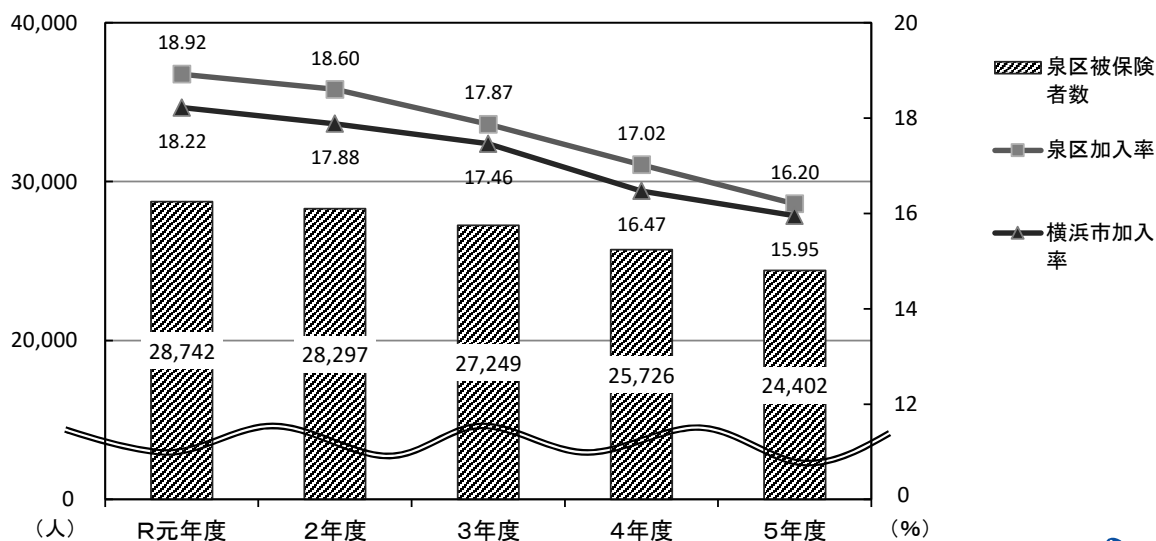
泉区では特に中国、ベトナムの国籍の割合が多いです。

(3) 国民健康保険

● 国民健康保険 被保険者数 ●

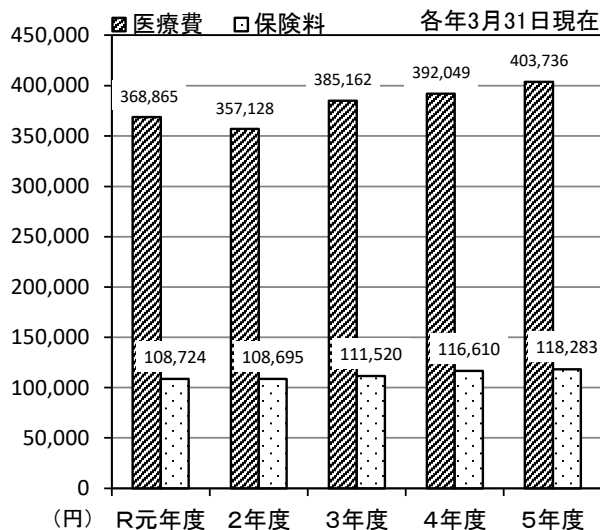
各年3月31日現在

対象者		泉区		横浜市	
		被保険者数	加入率	被保険者数	加入率
市内在住者 (ただし、後期高齢者医療制度に該当されている方、職場の健康保険に加入している方とその扶養家族、および生活保護を受けている方などを除く) 例) 自営業者、農業従事者、無職の方等	令和元年度	28,742人	18.92%	684,097人	18.22%
	2年度	28,297人	18.60%	674,944人	17.88%
	3年度	27,249人	17.87%	654,822人	17.46%
	4年度	25,726人	17.02%	620,887人	16.47%
	5年度	24,402人	16.20%	601,004人	15.95%

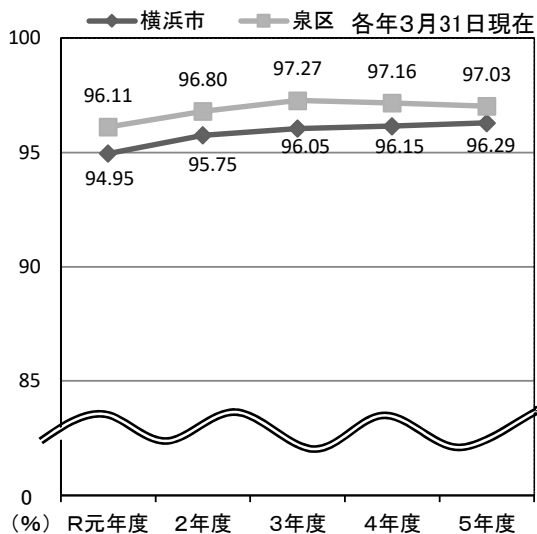


上記の加入率は、横浜市人口ニュース（次年度4月1日現在）を用いて算出しています。

● 一人あたりの医療費・保険料の推移（横浜市） ●



● 国民健康保険料収納率（現年度分）の状況 ●



上記の保険料は、一人あたりの国民健康保険料額を表示しています。

保険料収納率は泉区、市平均ともに95%を超えており、泉区は市の平均を上回っています。

資料：保険年金課

(4) 年金

● 国民年金 被保険者数 ●

令和6年3月31日現在

		対象者	泉区		横浜市	
			被保険者数	人口割合	被保険者数	人口割合
第1号	強制加入	自営業・自由業・学生・無職の方等	15,988人	10.6%	412,994人	11.0%
	任意加入	60歳～64歳の人 在外邦人(厚生年金等加入者を除く)	361人	0.2%	9,420人	0.3%
合 計			16,349人	10.9%	422,414人	11.2%

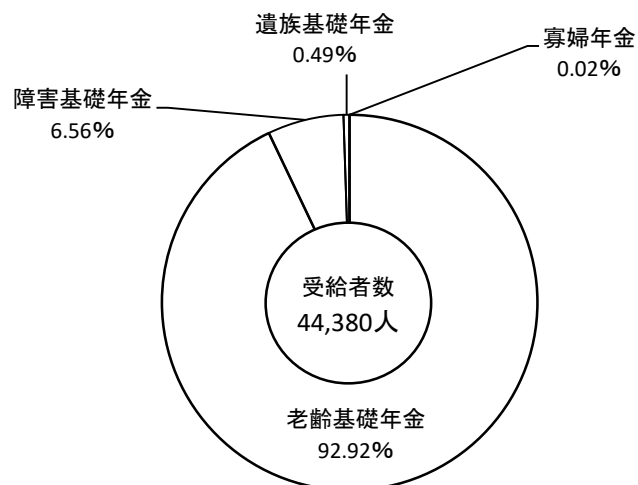
第1号被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業・自由業・学生・無職の方等、第2号（会社員・公務員等）、第3号（会社員・公務員に扶養されている妻や夫）以外の方です。
60歳以上でも、任意で加入できる場合があります。



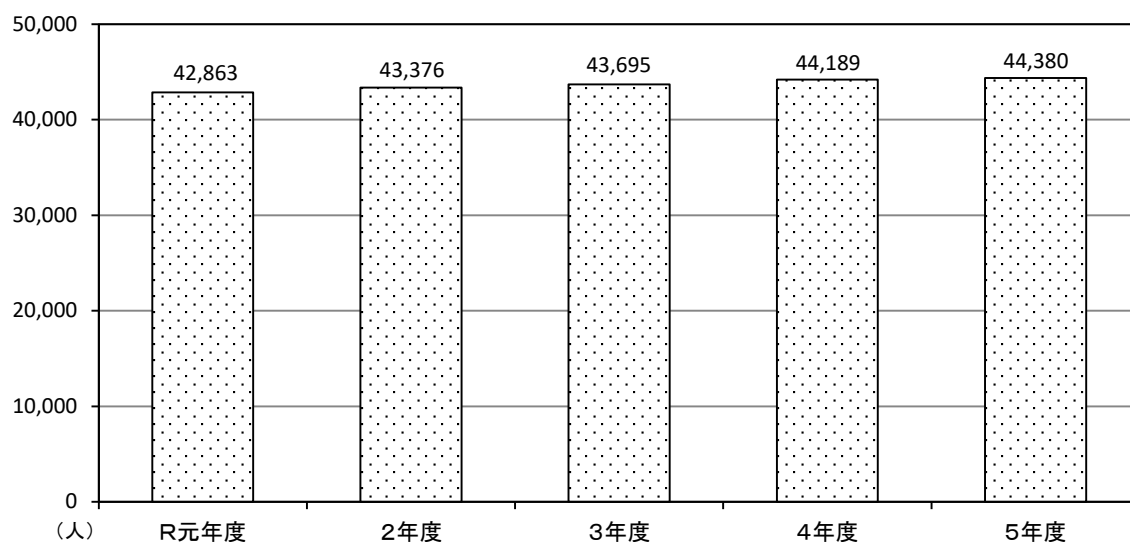
● 年金受給状況 ●

令和6年3月31日現在

	受給人数
老齢基礎年金	41,239人
障害基礎年金	2,913人
遺族基礎年金	218人
寡婦年金	10人



● 国民年金 受給者数の推移 ●



国民年金の受給者数は、高齢者の増加に伴い増加し続けています。

資料：保険年金課

(5) 福祉保健相談

●福祉保健相談人数●

相談対象者	令和3年度	4年度	5年度
高齢者	5,122人	5,174人	5,220人
障害者・疾病関係	9,814人	10,561人	10,976人
その他	2,086人	2,867人	3,144人
合計	17,022人	18,602人	19,340人

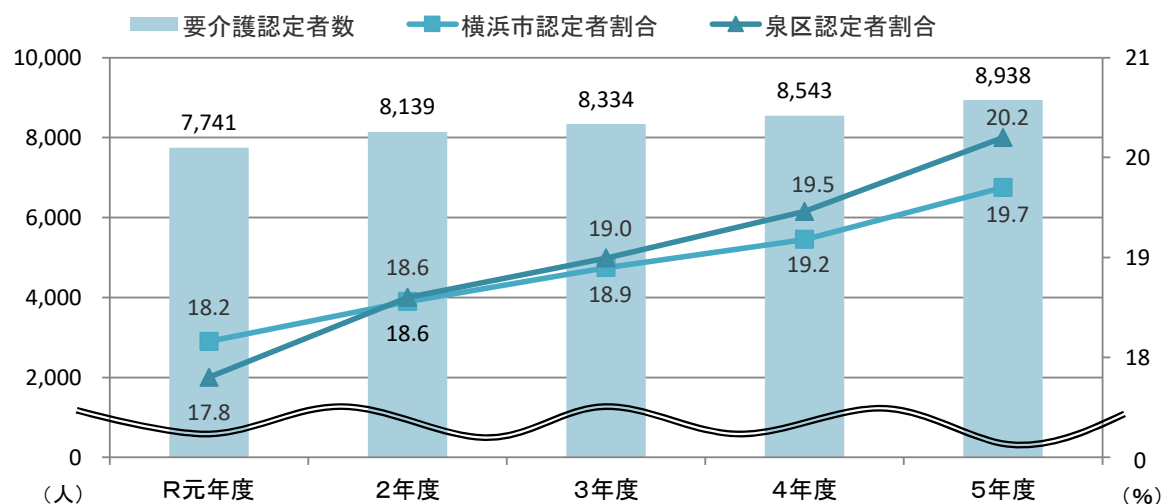


(6) 高齢者支援

●介護保険 第1号被保険者数・認定者数の推移 ●

各年3月31日現在

区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
被 保 険 者		43,465人	43,797人	43,878人	43,908人	44,119人
要介護認定	申請者数	新規	2,286人	2,389人	2,536人	2,702人
		更新	4,235人	2,255人	4,334人	4,661人
	認 定 者	7,741人	8,139人	8,334人	8,543人	8,938人
	認 定 者 割 合	17.8%	18.6%	19.0%	19.5%	20.2%



要介護認定者数は緩やかに増加を続けており、令和3年度からは泉区認定者割合が横浜市認定者割合を上回っています。



●シニアクラブ会員数の推移●

各年4月1日現在

	クラブ数	会員数 (人)		
		男	女	合計
令和2年	88	2,697	3,196	5,893
3年	81	2,584	2,998	5,582
4年	81	2,456	2,872	5,328
5年	80	2,299	2,771	5,070
6年	77	2,214	2,726	4,940

資料：高齢・障害支援課

●介護保険施設の状況●

各年3月31日現在

特別養護老人ホーム	泉 区			横 浜 市		
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
施設数	15	15	15	164	169	172
入所定員	1,443	1,450	1,461	16,982	17,555	18,150

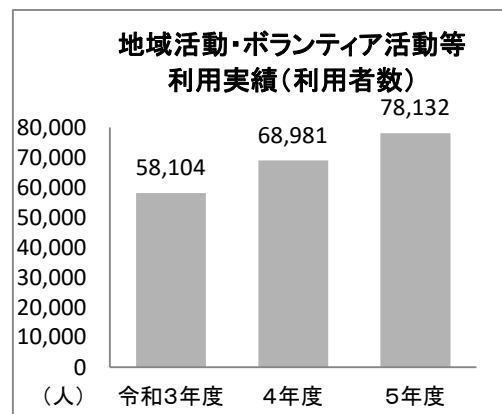
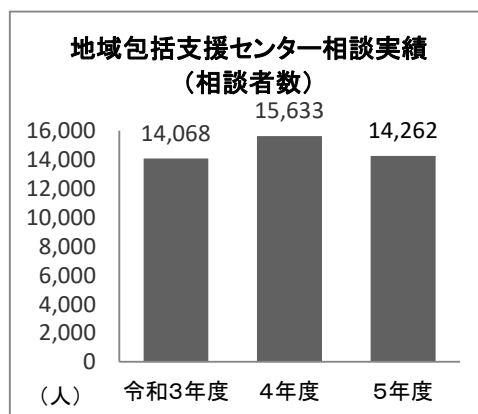
介護老人保健施設	泉 区			横 浜 市		
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
施設数	6	6	6	87	87	87
入所定員	652	652	652	9,571	9,571	9,571

介護老人療養医療施設	泉 区			横 浜 市		
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
施設数	0	0	0	6	6	5
入所定員	0	0	0	272	272	183

認知症高齢者グループホーム	泉 区			横 浜 市		
	令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
施設数	33	33	33	339	343	345
入所定員	600	600	301	6,011	6,122	6,204

資料：高齢・障害支援課

●地域ケアプラザ（区内7施設）の利用者数の推移●



地域活動・ボランティア活動等利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行等により大きく減少しましたが、令和3年度以降利用者が戻りつつあります。



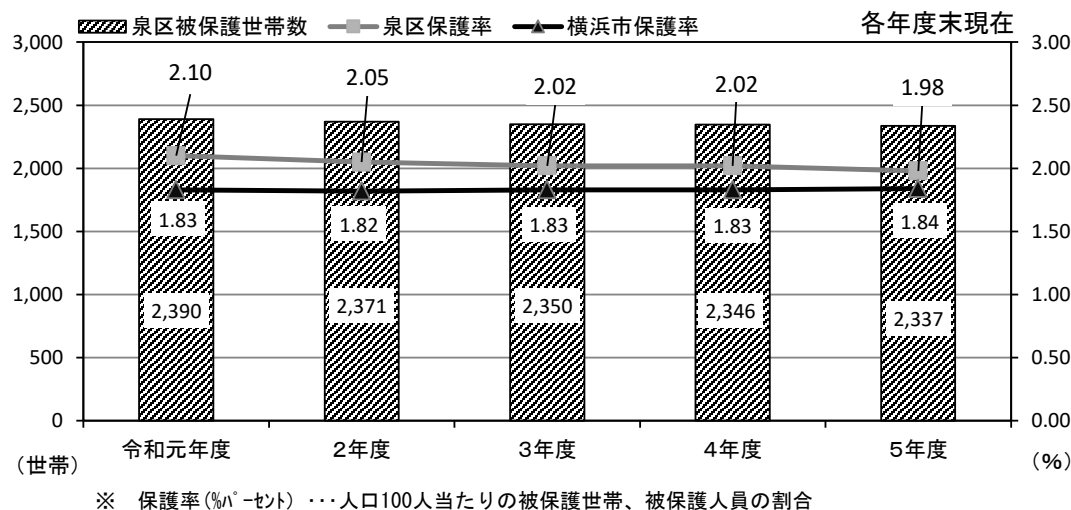
資料：福祉保健課

(7) 生活保護

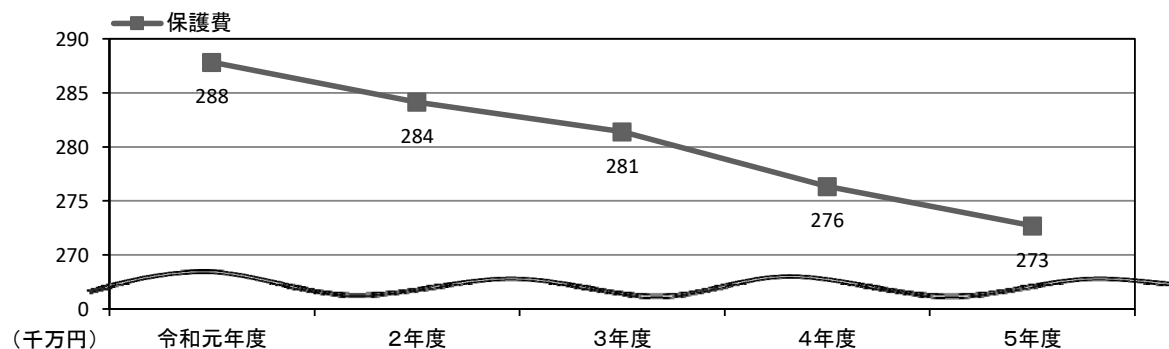
● 生活保護相談件数 ●

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	1,493	1,597	1,337	1,693	1,579

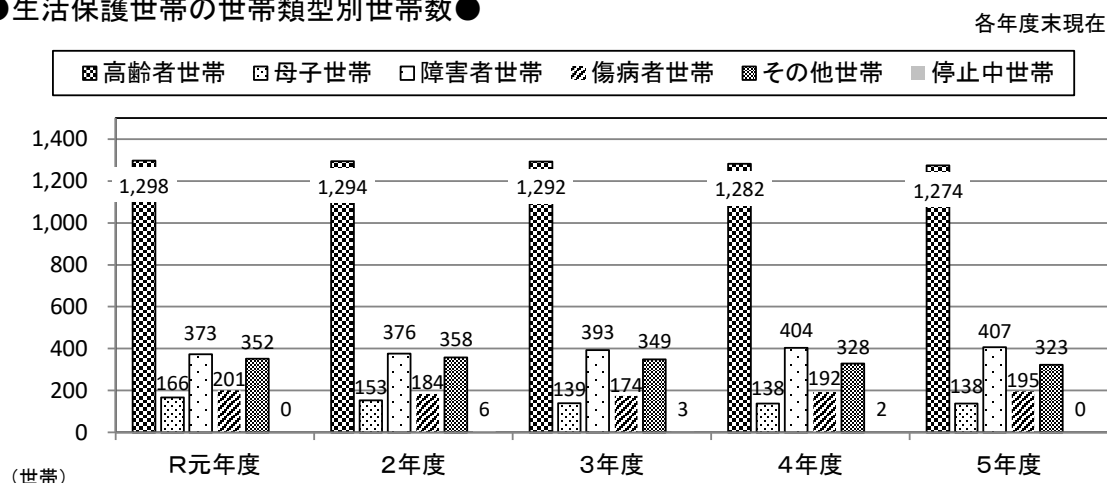
● 生活保護受給状況 ●



● 生活保護費の推移 ●



● 生活保護世帯の世帯類型別世帯数 ●



泉区の保護率は年々減少していますが、依然として市の平均値を上回っています。
生活保護費については、令和元年度から減少傾向です。
世帯類型別の世帯数は、高齢者世帯が引続き約半数を占めています。



資料：生活支援課

(8) こども家庭支援

● こども家庭相談件数 ●

(令和5年度)

相談内容	相談件数	割合(%)
障害相談	1,112	45.13
ひとり親に対する相談	810	32.87
保健相談【基本的生活】	43	1.75
保健相談【医療】	27	1.09
保健相談【育児・しつけ】	199	8.07
育成相談	48	1.95
養護相談	65	2.64
非行・ぐ犯相談	2	0.08
ひきこもり相談	1	0.04
女性福祉相談	43	1.75
その他	113	4.59
不明	1	0.04
合計	2,464	100

● 乳幼児健康診査（令和5年度） ●

区 分	受診者数(人)	対象者数(人)	受診率(%)
4か月児	892	901	99.0
1歳6か月児	966	989	97.7
3歳児	1,032	1,037	99.5

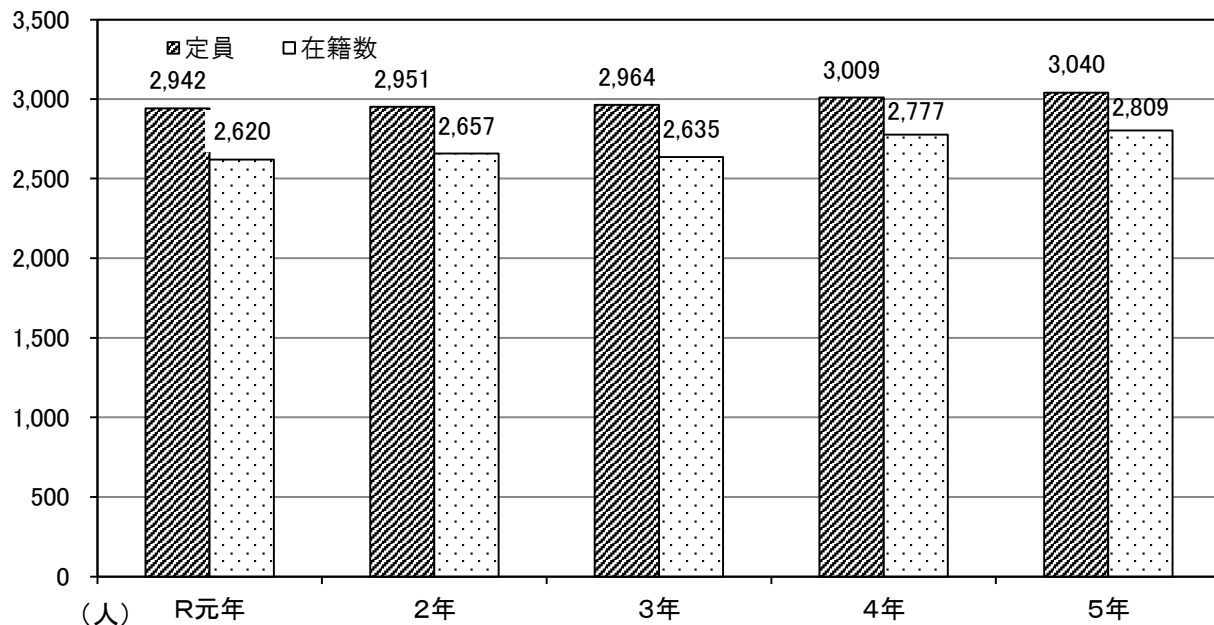


資料：こども家庭支援課

●保育所の概況●

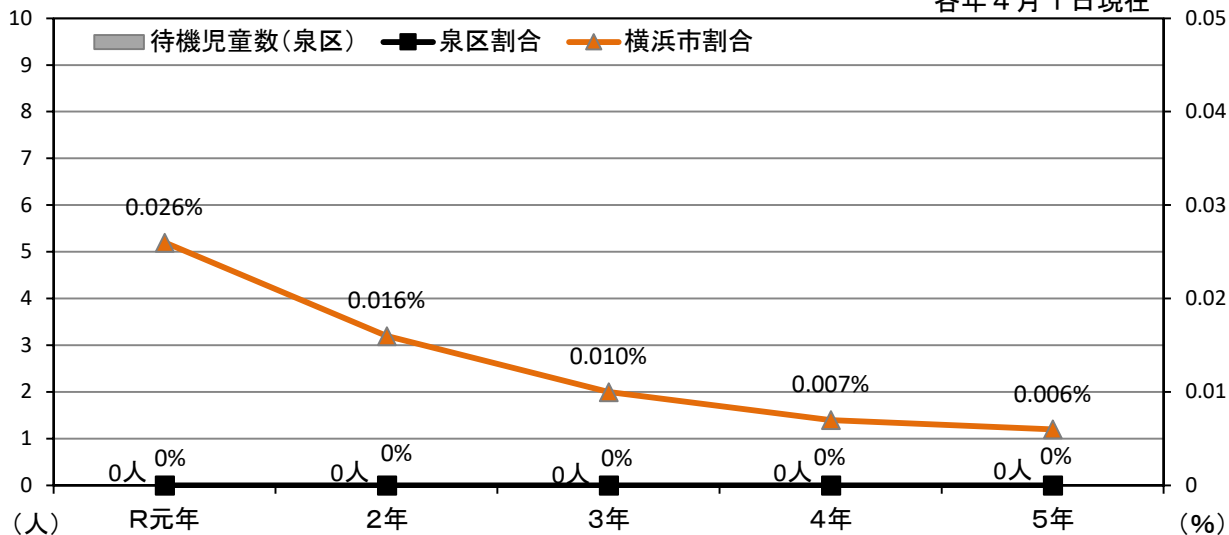
各年4月1日現在

	R元年	2年	3年	4年	5年
定員	2,942人	2,951人	2,964人	3,009人	3,040人
在籍数	2,620人	2,657人	2,635人	2,777人	2,809人
施設数	44	45	45	46	47



●待機児童数●

各年4月1日現在



* 待機児童数割合…待機児童数÷就学前児童数



泉区の待機児童数は、0人となっています。

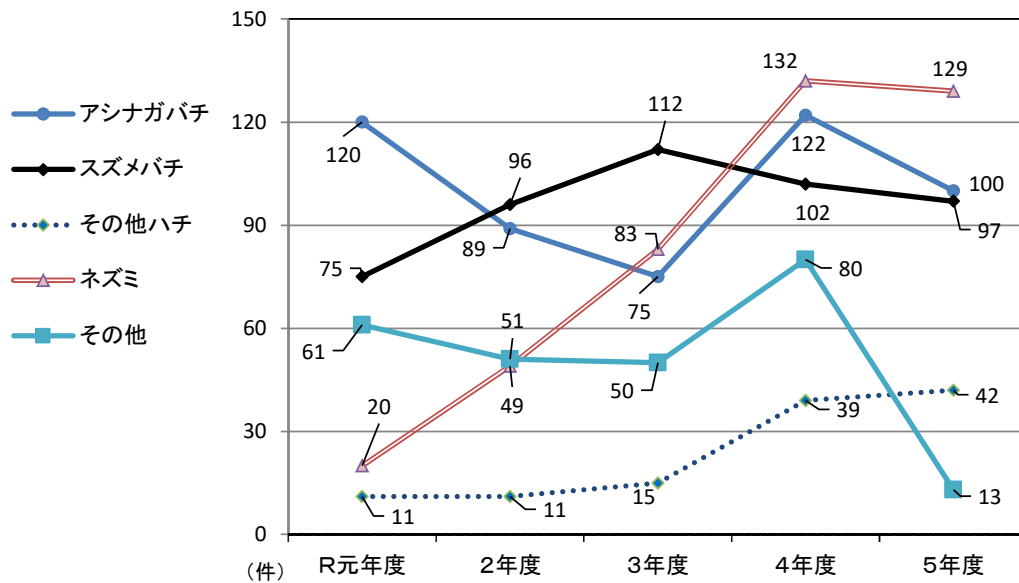
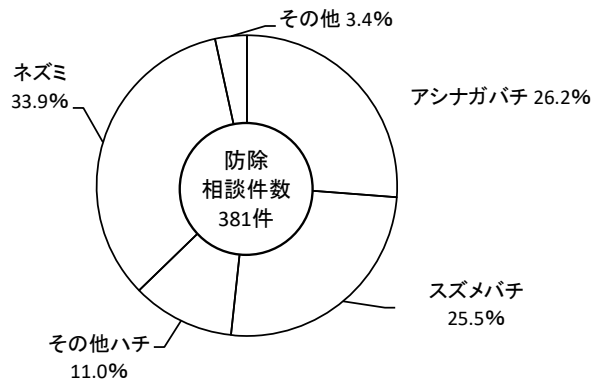
資料：こども家庭支援課

(9) 衛 生

●環境衛生●

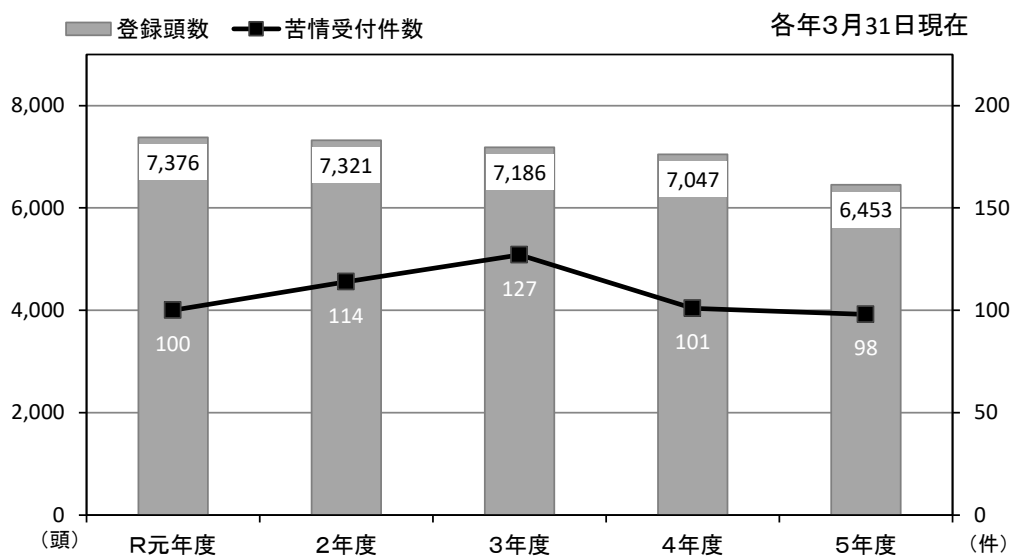
◎ ねずみ、衛生害虫等の防除相談件数ー令和5年度ー

防除相談内容	件 数
アシナガバチ	100
スズメバチ	97
そ の 他 ハ チ	42
ネ ズ ミ	129
そ の 他	13
合 計	381



●動物衛生●

◎ 犬の登録頭数及び苦情受付件数



資料：生活衛生課

(10) 住 宅

令和 2 年10月 1 日現在

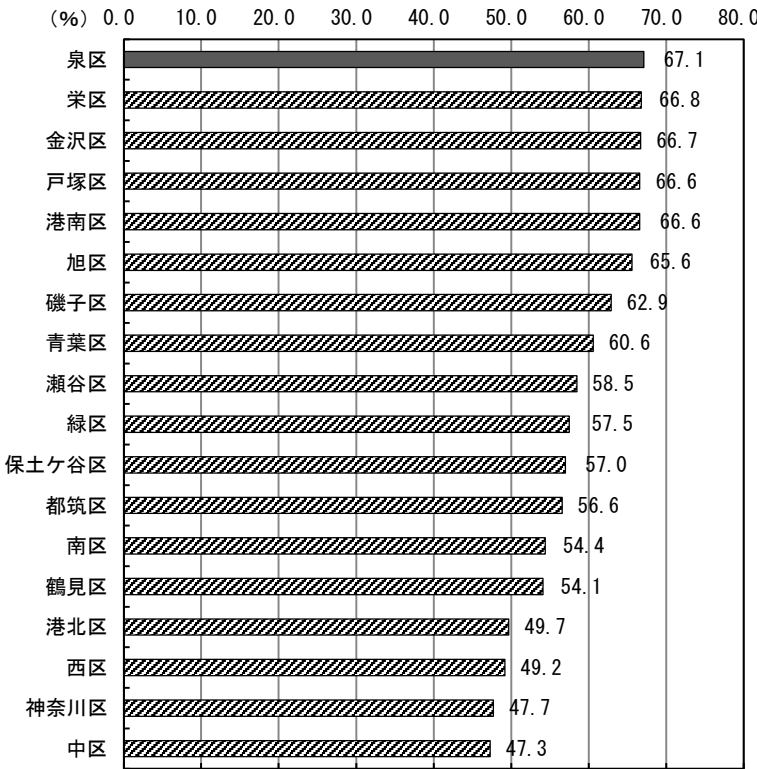
● 住宅の種類、住宅の所有の関係別世帯数・人員 ●

	世帯数	世帯人員	1 世帯当たり 人員
住 宅 に 住 む 一 般 世 帯	62,130	147,520	2.37
内 持 ち 家	42,036	109,362	2.60
公営・都市再生機構・公社の借家	3,460	5,894	1.70
民 営 の 借 家	15,174	29,166	1.92
給 与 住 宅	781	1,789	2.29
間 借 り	679	1,309	1.93
住宅以外に住む一般世帯	507	792	1.56
総 数	62,637	148,312	2.37

● 住宅の建て方、住宅の所有の関係別世帯数（住宅に住む一般世帯） ●

		総数	一戸建	長屋建	共 同 住 宅 総 数								その他	
					総数	建物全体の階数				世帯が住んでいる階				
						1・2	3～5	6～10	11以上	1・2	3～5	6～10		11以上
住 宅 に 住 む 一 般 世 帯		62,130	35,564	809	25,719	9,434	9,660	4,260	2,365	15,651	7,558	1,989	521	38
内 訳	持 ち 家	42,036	34,083	104	7,834	126	2,837	3,075	1,796	2,538	3,362	1,518	416	15
	公営・都市再生機構・公社の借家	3,460	1	－	3,459	1	2,816	156	486	1,297	1,816	257	89	－
	民 営 の 借 家	15,174	905	656	13,601	8,917	3,691	930	63	11,241	2,162	183	15	12
	給 与 住 宅	781	86	35	656	279	275	89	13	440	191	25	－	4
	間 借 り	679	489	14	169	111	41	10	7	135	27	6	1	7

● 行政区別持ち家世帯率 ●



泉区の住宅は、所有形態別では「持ち家」が42,036世帯で最も多く、次が「民営の借家」で15,174世帯となっています。

住宅の建て方別でみると、一戸建が35,564世帯で最も多く、以下、共同住宅、長屋建、その他の順になっています。

行政区別持ち家世帯率では、67.1%で18区中1位です。



資料：令和 2 年国勢調査

(11) 公 園

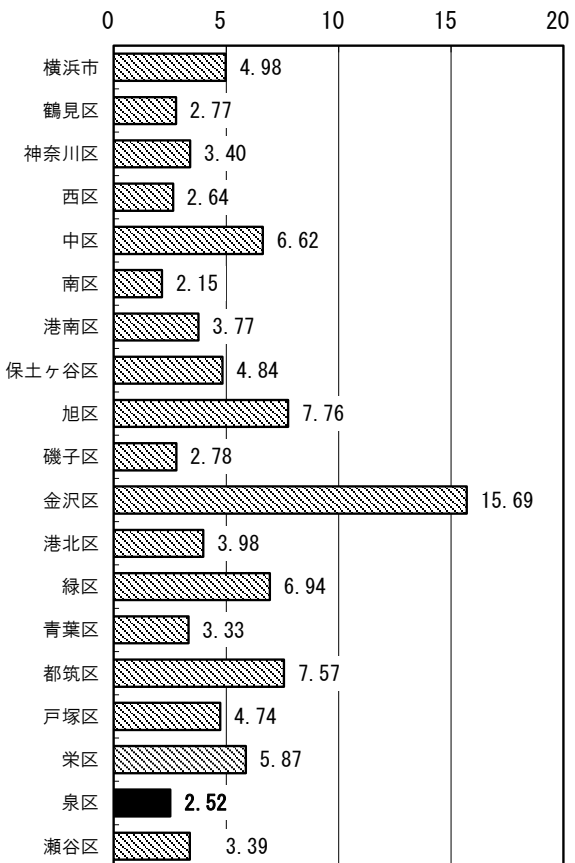
● 区別公園数・公園面積等 ●

令和6年10月1日現在

区 名	公園数	公園面積 (㎡)	区域面積に 占める公園 の割合(%)
横 浜 市	2,729	18,779,580	4.29
鶴 見 区	148	821,889	2.47
神 奈 川 区	156	856,442	3.61
西 区	51	282,823	4.02
中 区	92	1,013,598	4.61
南 区	131	428,747	3.39
港 南 区	185	800,594	4.02
保 土 ケ 谷 区	168	992,953	4.53
旭 区	203	1,868,623	5.71
磯 子 区	122	457,731	2.41
金 沢 区	209	3,041,689	9.83
港 北 区	168	1,455,707	4.64
緑 区	155	1,268,863	4.97
青 葉 区	235	1,026,894	2.92
都 筑 区	143	1,627,668	5.84
戸 塚 区	231	1,338,570	3.74
栄 区	130	707,640	3.82
泉 区	101	378,570	1.61
瀬 谷 区	101	410,579	2.39

※ 県立公園を含む。

区民1人当たりの公園面積 (㎡)

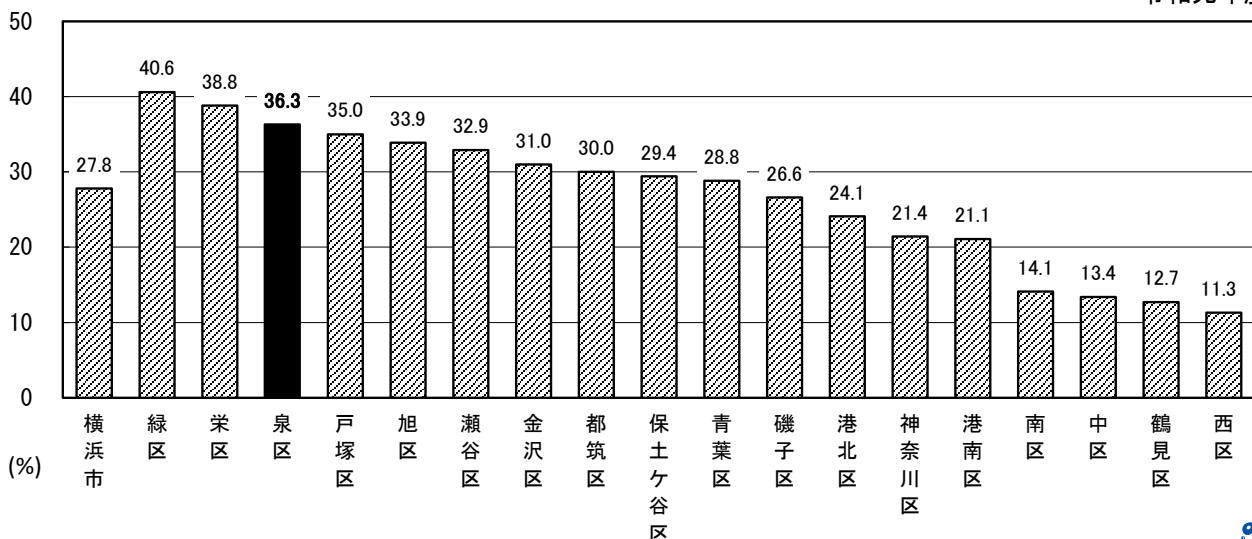


区民1人あたりの公園面積を求める際に用いた人口は、横浜市人口ニュース（令和6年10月1日現在）を基に集計しています。



● 区別緑被率 ●

令和元年度



緑被率は、航空写真から300m以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定したものです。横浜市では、概ね5年ごとに緑被率を調査しています。



資料：みどり環境局

(12) 道 路・交 通

● 道路率・舗装面積率・舗装延長率 ●

令和6年4月1日現在

	面積A (km ²)	区 分	道路延長B (m)	舗装延長C (m)	道路面積D (m ²)	舗装面積E (m ²)	舗装延長率 C/B	舗装面積率 E/D	道路率 D/A
横浜市	435.95	国 道	175,799	175,799	4,721,836	4,721,836	100.0%	100.0%	1.1%
		県 道	239,927	239,927	4,386,471	4,386,471	100.0%	100.0%	1.0%
		市 道	7,460,446	7,333,136	49,741,120	49,331,791	98.3%	99.2%	11.4%
		計	7,876,172	7,748,862	58,849,427	58,440,098	98.4%	99.3%	13.5%
泉 区	23.56	国 道	0	0	0	0	—	—	—
		県 道	11,524	11,524	170,015	170,015	100.0%	100.0%	0.7%
		市 道	426,413	414,392	2,427,925	2,388,276	97.2%	98.4%	10.3%
		計	437,937	425,916	2,597,940	2,558,291	97.3%	98.5%	11.0%

資料：道路局

● 自動車保有台数 ●

令和6年3月31日現在

	区 分	登録自動車					小型二輪	軽四輪	軽二輪
		総 数	貨物用	乗合用	乗 用	特殊用途 大型特殊			
横浜市	自家用	1,019,891	87,385	1,553	906,828	24,125	55,274	260,379	...
	事業用	41,007	26,259	2,696	5,750	6,302	39	10,855	...
	計	1,060,898	113,644	4,249	912,578	30,427	55,313	271,234	55,151
泉 区	自家用	45,752	4,349	77	40,273	1,053	2,397	16,532	...
	事業用	969	604	187	101	77	3	370	...
	計	46,721	4,953	264	40,374	1,130	2,400	16,902	2,256

● 区内各駅乗降車人員 ●

路 線	駅 名	年間乗降車人員（単位：人）			1日平均乗降車人員（単位：人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 鉄 いずみ野線	緑 園 都 市	6,839,125	7,382,239	7,677,852	18,737	20,225	21,035
	弥 生 台	4,558,678	4,878,249	5,168,291	12,490	13,365	14,160
	い ず み 野	4,126,193	4,342,806	4,529,717	11,305	11,898	12,410
	いずみ中央	4,937,488	5,344,936	5,587,107	13,527	14,644	15,307
	ゆ め が 丘	695,026	812,843	1,096,463	1,904	2,227	3,004
市営地下鉄 ブルーライン	踊 場	5,671,701	5,974,007	6,257,687	15,539	16,367	17,144
	中 田	5,465,327	5,896,823	6,147,179	14,973	16,156	16,842
	立 場	7,064,013	7,176,332	7,348,513	19,353	19,661	20,133
	下 飯 田	1,926,878	2,140,525	2,309,910	5,279	5,864	6,329

● 放置自転車・バイクの移動台数 ●

放置禁止区域 (駅 名)	相鉄いずみ野線				市営地下鉄ブルーライン			
	緑園都市	弥 生 台	いずみ野	いずみ中央	踊 場	中 田	立 場	下 飯 田
令和元年度	6	9	9	6	16	17	36	3
2 年度	2	5	7	4	6	12	14	2
3 年度	4	5	5	6	12	9	22	3
4 年度	5	4	1	3	0	16	18	0
5 年度	3	8	3	5	6	14	8	0

※ 下飯田についてはゆめが丘駅（相鉄いずみ野線）の台数を含む。

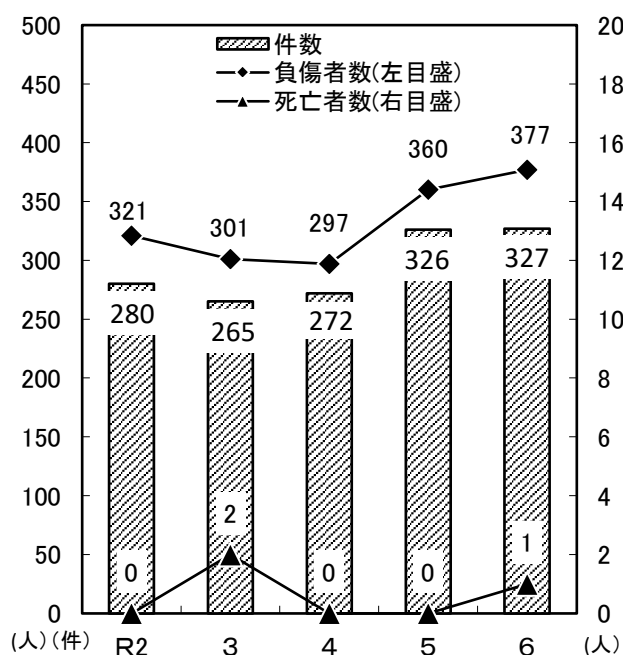
資料：道路局

(13) 警 察・消 防・病 院

● 交通事故発生件数 ●

町 名	令和5年	6年	増△減
岡 津 町	25	24	△1
新 橋 町	13	9	△4
弥 生 台	10	8	△2
中 田 (全 域)	71	63	△8
和 泉 町	55	46	△9
下 飯 田 町	7	14	7
上 飯 田 町	48	66	18
池 の 谷	0	1	1
緑 園 一 ～ 七 丁 目	12	11	△1
白 百 合 一 ～ 三 丁 目	6	3	△3
西 が 岡 一 ～ 三 丁 目	5	6	1
領 家 一 ～ 四 丁 目	11	15	4
桂 坂	1	0	△1
下 和 泉 一 ～ 五 丁 目	11	4	△7
和 泉 が 丘 一 ～ 三 丁 目	6	12	6
和 泉 中 央 南 一 ～ 五 丁 目	17	22	5
和 泉 中 央 北 一 ～ 六 丁 目	28	23	△5
計	326	327	1

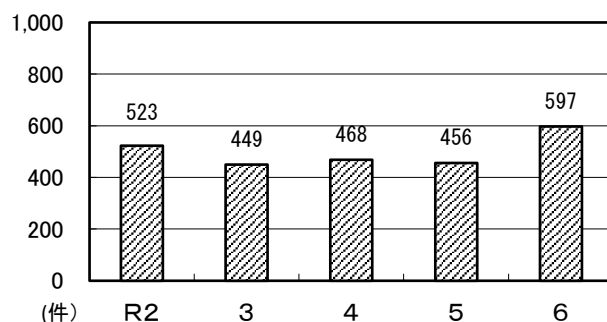
● 交通事故発生件数の推移 ●



● 刑法犯認知件数 ●

区 分	令和5年	6年	増△減
凶 悪 犯	4	3	△1
粗 暴 犯	34	43	9
窃 盗 犯	288	411	123
知 能 犯	56	53	△3
そ の 他	74	87	13
計	456	597	141

● 刑法犯認知件数の推移 ●



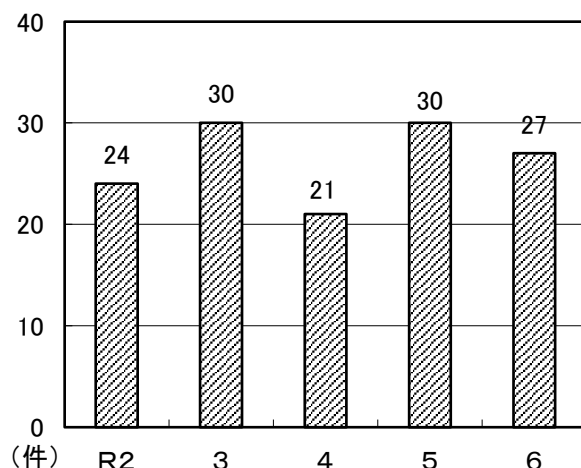
令和6年中に泉区内で発生した交通事故は327件で、前年から1件増加しています。
また、犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は597件で、そのうち411件（68.8%）が窃盗犯です。

資料：泉警察署

● 火災発生状況 ●

区 分	令和5年	6年	増△減
火 災 件 数	建物	24	△8
	車両	3	△2
	その他	3	7
	計	30	△3
り災世帯	35	18	△17
り災人員	76	42	△34
死者	1	1	0
負傷者	7	1	△6
焼損面積(㎡)	1,258	317	△941
損害額(千円)	72,463	23,529	△ 48,934

● 火災発生件数の推移 ●



令和6年の各数値は速報値になります。
令和6年中の火災発生件数は27件で、前年から3件減少しています。

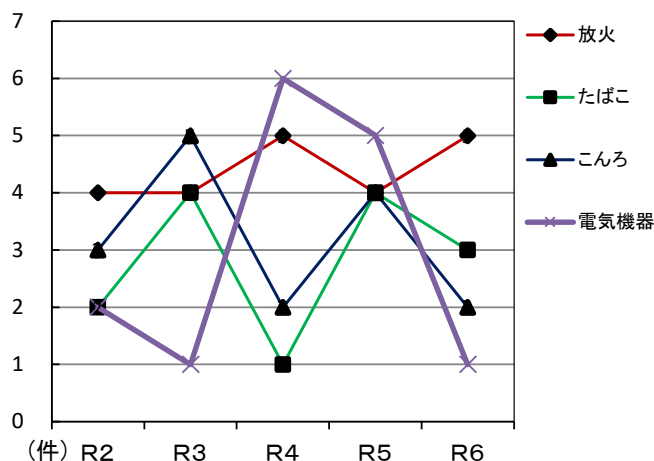


資料：泉消防署

● 主な火災原因 -令和6年- ●

原 因	件数
放火(疑いを含む)	5
たばこ	3
こんろ	2
ストーブ	2
風呂かまど	0
電気機器	1
配線器具	0
電灯・電話等の配線	0
電気装置	0
不明・調査中	4
その他	10
計	27

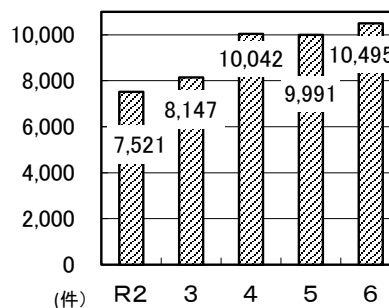
● 主な火災原因の推移 ●



● 救急出場件数 ●

区 分	令和5年	6年	増△減
急病	7,170	7,468	298
一般負傷	1,781	1,826	45
交通事故	343	366	23
その他	697	835	138
計	9,991	10,495	504

● 救急出場件数の推移 ●



資料：泉消防署

● 医療施設数・病床数（概数） ●

令和6年10月1日現在

区 分	施 設 数				病 床 数
	病 院	一 般 診療所	(内 病床を有する 診療所の数)	歯 科 診療所	病 院
横 浜 市	131	3,258	(57)	2,134	27,735
泉 区	5	115	(0)	74	871

資料：健康福祉局

● 主要死因別死亡者数 ●

各年12月31日現在

区 分	令和3年		4 年		5 年	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
悪性新生物	499	30.3	462	25.5	439	25.1
心疾患	208	12.6	290	16.0	287	16.4
肺炎	53	3.2	64	3.5	50	2.9
脳血管疾患	111	6.7	118	6.5	109	6.2
大動脈瘤及び解離	29	1.8	20	1.1	23	1.3
慢性閉塞性肺疾患	16	1.0	23	1.3	25	1.4
不慮の事故等	49	3.0	54	3.0	60	3.4
自殺	16	1.0	24	1.3	28	1.6
老衰	211	12.8	237	13.1	256	14.6
肝疾患	24	1.5	22	1.2	22	1.3
腎不全	25	1.5	26	1.4	26	1.5
その他	405	24.6	471	26.0	426	24.3
計	1,646		1,811		1,751	



資料：福祉保健課

(14) 水道・ガス・ごみ

● 給水戸数・使用水量 ●

令和3年度

区 分	給水戸数			年間使用水量（単位：千 m^3 ）			1戸1日当たりの使用量（ m^3 ）
	家事用	その他	計	家事用	その他	計	
横 浜 市	1,774,955	147,098	1,922,053	313,598	68,034	381,632	0.48
泉 区	64,761	4,684	69,445	12,766	1,785	14,551	0.54

泉区の水道使用量は市全体の約3.8%で主に家事用です。
1戸1日当たりの使用量は、家事用のみの値です。
その他については、業務用、公衆浴場用などが含まれます。



● ガス需要戸数・消費量 ●

平成28年度

区 分	ガス需要戸数			年間ガス消費量（単位：千 m^3 ）			1戸1日当たりの消費量（ m^3 ）
	家庭用	その他	計	家庭用	その他	計	
横 浜 市	1,418,082	60,412	1,478,494	489,739	521,169	1,010,908	0.95
泉 区	38,022	837	38,859	15,485	5,674	21,159	1.12

泉区ガスの年間消費量は21,159千 m^3 で、横浜市内の消費量の約2%を占めています。
1戸1日当たりの消費量は、家庭用のみの値です。



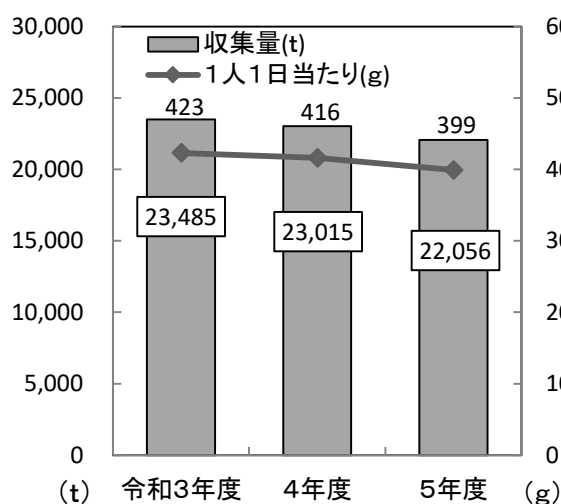
● 家庭ごみ（燃やすごみ）と資源となるものの収集状況 ●

	区 分	収集量【家庭ごみ】 資源化量【資源物】（t）			1人1日当たり排出量（g）		
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
横 浜 市	家庭ごみ	547,079	534,557	515,449	397	388	373
	資源物	260,374	249,471	237,443	189	181	174
泉 区	家庭ごみ	23,485	23,015	22,056	423	416	399
	資源物	10,722	10,198	9,656	192	184	177

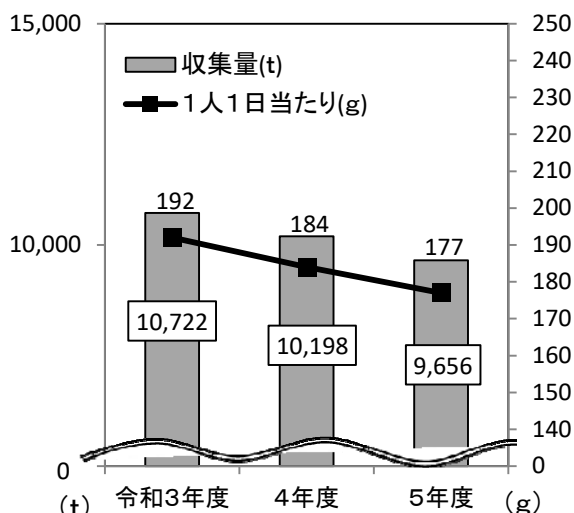
泉区内の令和5年度の家庭ごみ（燃やすごみ）収集量は22,056tで、4年度より減少していますが、横浜市内の家庭ごみの収集量の約4.3%と割合については4年度と同程度を占めています。
また資源物とは、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、古布、小さな金属類、スプレー缶、蛍光灯・電球、乾電池を指しています。



● 家庭ごみ収集量の推移 ●



● 資源となるものの資源化量の推移 ●



資料：資源循環局

(15) スポーツ・文化

● 泉公会堂の利用状況 ●



令和5年度

区 分	映画	演劇	音楽	舞踊	芸能	サークル活動	集会 会議	講習会 研修会	その他	計
市 民	1	7	129	125	6	131	66	31	60	556
法 人	1	0	13	4	0	0	36	68	53	175
学 校	0	15	55	1	0	0	0	0	4	75
横浜市	0	0	0	0	0	0	3	2	5	10
計	2	22	197	130	6	131	105	101	122	816

資料：泉公会堂

● 泉区民文化センター「テアトルフォンテ」の利用状況 ●

令和5年度

区 分	ホール	ギャラリー	リハーサル室	創作室	会議室	計
利 用 団 体 数	126	17	97	47	102	389
利 用 人 数	28,876	4,857	5,628	3,605	3,980	46,946
利用可能数（時間帯数）	999	347	1,728	1,738	2,086	6,898
利 用 数（時間帯数）	672	153	940	820	936	3,521
利 用 率（％）	67.3	44.1	54.4	47.2	44.9	51.0

資料：泉区民文化センター

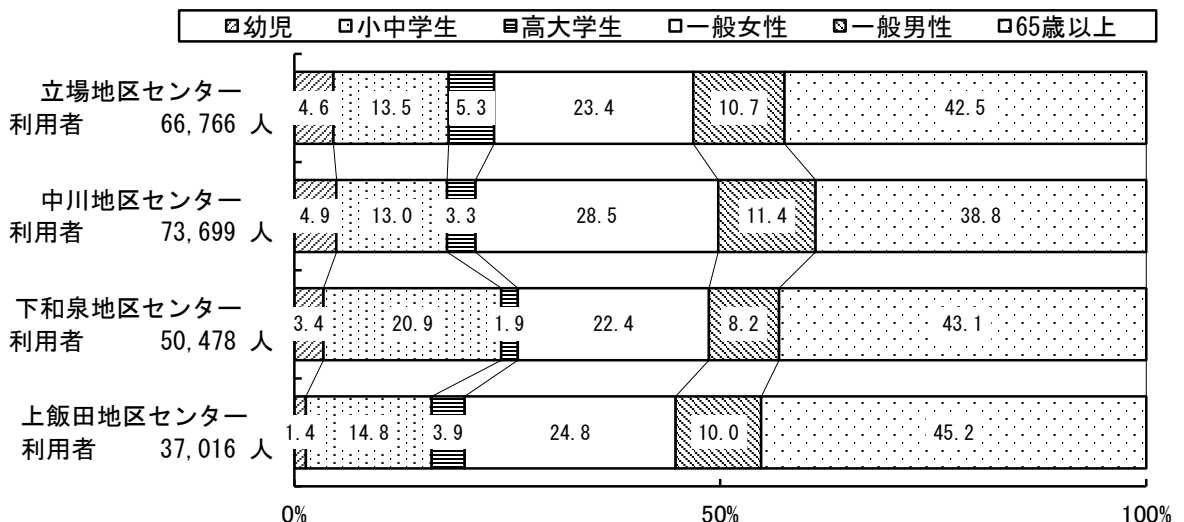
● 泉スポーツセンターの利用状況 ●

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
団体利用					
団体数	6,385	5,245	6,831	7,034	7,017
人 数	199,407	91,828	144,719	172,764	169,392
個 人 利 用 者 数	78,813	33,868	63,256	51,457	57,175
利 用 人 数 計	278,220	125,696	207,975	224,221	226,567
開 館 日 数	318	286	348	348	349
1 日 平 均 利 用 者 数	875	439	598	644	649

資料：泉スポーツセンター

● 地区センター利用者の内訳 ●

令和5年度



資料：地域振興課

6. 教育

(1) 学校

● 学校の現況 ●

令和6年5月1日現在

区 分	学校数	児童・生徒数	教員数	1校あたりの児童・生徒数	1教員あたりの児童・生徒数
小 学 校	14	6,159	415	439.9	14.8
中 学 校	7	3,412	234	487.4	14.6
義務教育学校	1	1,107	69	1,107.0	16.0
計	22	10,678	718		



● 小学校別 学級・児童・教員数 ●

令和6年5月1日現在

小学校名	創立年月日	学級数			児童数								教員数
		計	単式 1-6年	個別支 援学級	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	(再掲) 個別支 援学級	
泉 区		275	206	69	6,159	994	917	1,069	1,064	1,027	1,088	430	415
中 和 田	明25. 5. 17	15	12	3	307	44	43	60	53	46	61	20	21
岡 津	大10. 4. 1	18	12	6	388	71	54	66	72	63	62	37	30
中 田	昭26. 9. 1	27	21	6	626	92	91	114	85	124	120	36	38
中和田南	昭43. 4. 1	22	15	7	489	85	74	79	99	67	85	45	39
上 飯 田	昭43. 4. 1	21	16	5	470	80	78	70	74	84	84	36	32
東 中 田	昭43. 4. 1	17	12	5	358	58	56	73	63	50	58	31	25
新 橋	昭46. 10. 1	28	23	5	732	115	99	126	118	121	153	33	39
和 泉	昭47. 4. 1	17	13	4	382	61	57	71	75	66	52	28	27
下 和 泉	昭49. 4. 1	24	18	6	551	78	78	98	95	101	101	40	34
葛 野	昭50. 4. 1	20	13	7	404	65	60	61	74	67	77	37	26
いずみ野	昭53. 4. 1	15	13	2	335	55	49	73	53	53	52	9	22
伊 勢 山	昭54. 4. 1	20	15	5	457	81	68	74	83	72	79	27	29
西 が 岡	平 7. 4. 1	23	17	6	515	83	92	75	89	93	83	44	33
飯 田 北 いちょう	平26. 4. 1	8	6	2	145	26	18	29	31	20	21	7	20

● 中学校別 学級・生徒・教員数 ●

令和6年5月1日現在

中学校名	創立年月日	学級数			生徒数				教員数
		計	単式 1-3年	個別支 援学級	計	1年	2年	3年	
泉 区		114	92	22	3,412	1,075	1,140	1,197	234
岡 津	昭22. 4. 1	20	16	4	609	191	203	215	37
中 和 田	昭22. 4. 1	22	18	4	691	208	226	257	44
泉 が 丘	昭46. 4. 1	16	12	4	435	137	144	154	32
中 田	昭48. 4. 1	18	15	3	561	174	192	195	37
上 飯 田	昭53. 4. 1	8	6	2	230	78	78	74	22
いずみ野	昭57. 4. 1	15	12	3	428	140	155	133	31
領 家	昭61. 4. 1	15	13	2	458	147	142	169	31

● 義務教育学校別 学級・児童生徒・教員数 ●

令和6年5月1日現在

校名	創立年月日	計	学級数		計	児童生徒数							教員数
			単式 1-9年	個別支 援学級		1年 (7年)	2年 (8年)	3年 (9年)	4年	5年	6年	(再掲) 個別支 援学級	
横浜市立義務教育学校 緑園学園													
前期課程	令 4. 4. 1	42	25	8	1,107	130	127	141	147	129	139	53	69
後期課程	令 4. 4. 1		9			105	93	96					

資料：市立学校現況

(2) 図書館

● 泉図書館の利用状況 ●

各年 3月31日現在

区分	開館日数	入館者数	蔵書冊数			貸出			予約受付冊数	レファレンス件数
			一般書	児童書	計	登録者数	利用者数	貸出冊数		
令和元年度	344	212,831	86,789	37,339	124,128	35,262	118,719	364,899	10,345	7,360
2年度	303	170,902	87,651	35,047	122,698	33,808	101,245	308,732	8,879	5,749
3年度	344	213,581	86,888	35,603	122,491	33,199	126,672	394,482	9,905	5,004
4年度	344	205,331	87,390	36,283	123,673	32,000	114,758	408,002	9,979	5,165
5年度	331	190,058	85,327	34,679	120,006	26,417	106,788	387,180	29,900	4,898

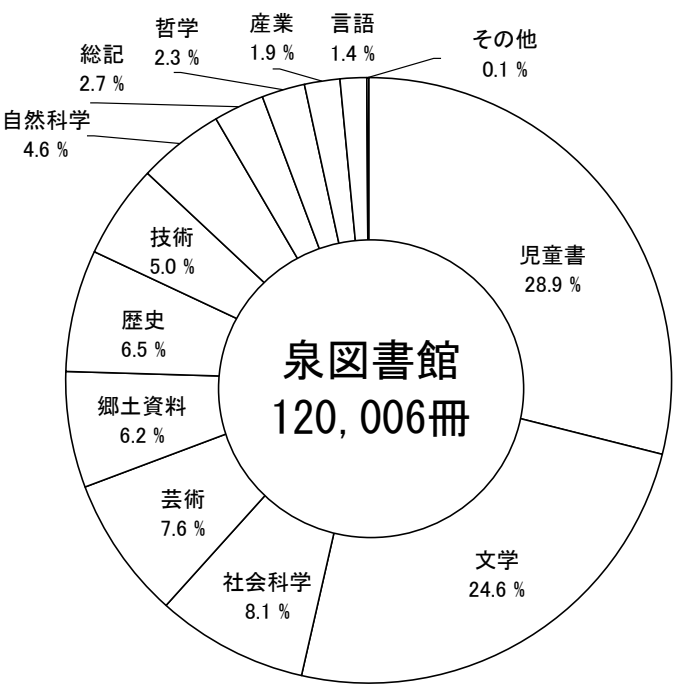
令和6年1月の図書館情報システム更新により、予約のカウント方法が変更されました。
(令和5年12月までは予約を受け付けた館で算出。令和6年1月以降は予約の受取館で算出)



● 泉図書館 蔵書の内訳 ●

令和6年3月31日現在

区分	蔵書冊数(冊)
児童書	34,679
文学	29,504
社会科学	9,709
芸術	9,077
郷土資料	7,478
歴史	7,827
技術	6,032
自然科学	5,553
総記	3,290
哲学	2,753
産業	2,284
言語	1,682
その他	138
計	120,006



● ベストリーダー(貸出回数)トップ5(泉図書館) ● 令和5年度

順位(一般書)	題名	著者名
1	沈黙のパレード	東野圭吾／著
2	11文字の殺人	東野圭吾／著
3	マスカレード・イブ	東野圭吾／著
4	機捜235	今野敏／著
5	透明な螺旋	東野圭吾／著

順位(児童書)	題名	著者名
1	サンドイッチサンドイッチ	小西英子／さく
2	わにわにのおおけが	小風さち／ぶん、山口マオ／え
3	そらめくんのやすみなさい	なかみやわ／さく
4	1ねん1くみの1にち	川島敏生／写真・文
5	がたんごんがたんごん	安西水丸／さく

資料：泉図書館

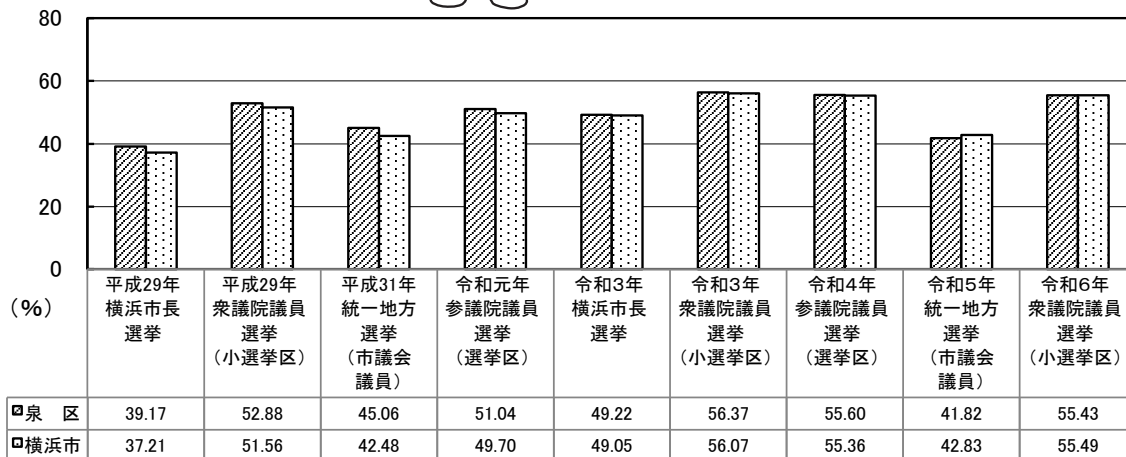


7. 選挙

● 各選挙の投票率 ●



横浜市の選挙マスコット イコットJr. (シュエ)
まるいシルエットで人気者。港町 横浜の明日を明るく照らす「灯台」がモチーフです。

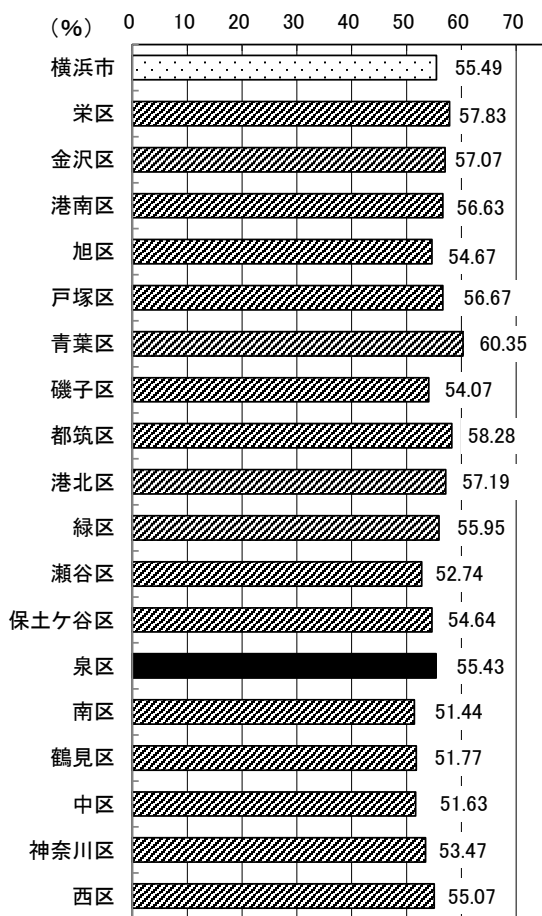


令和6年は衆議院議員選挙が執行され、泉区の投票率は55.43%（小選挙区）で、横浜市全体の投票率と比べ0.06%少ないという結果になりました。

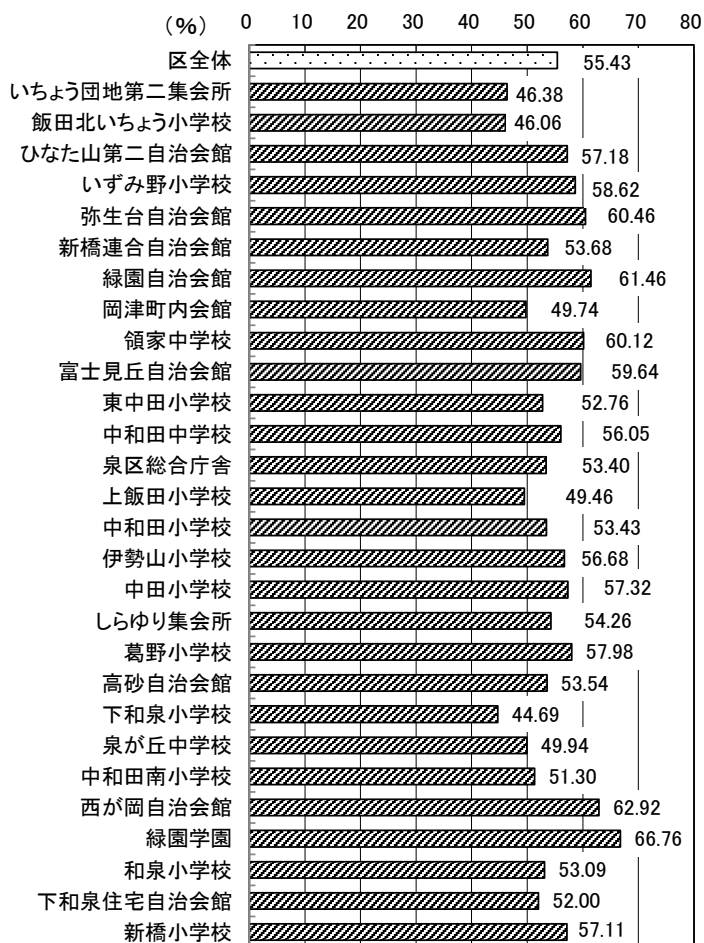


● 令和6年10月27日衆議院議員総選挙（小選挙区） ●

◎ 区別投票率



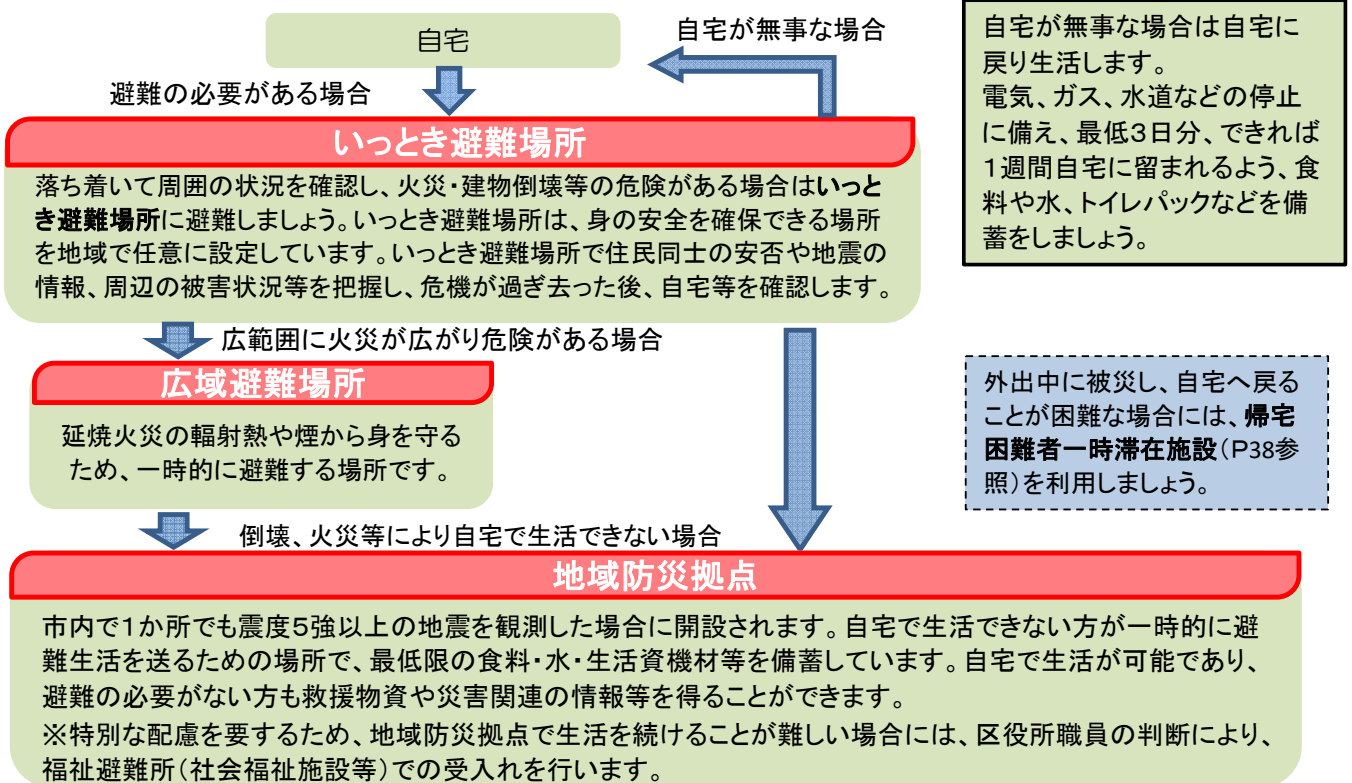
◎ 投票所別投票率



資料：泉区選挙管理委員会

8. 防災

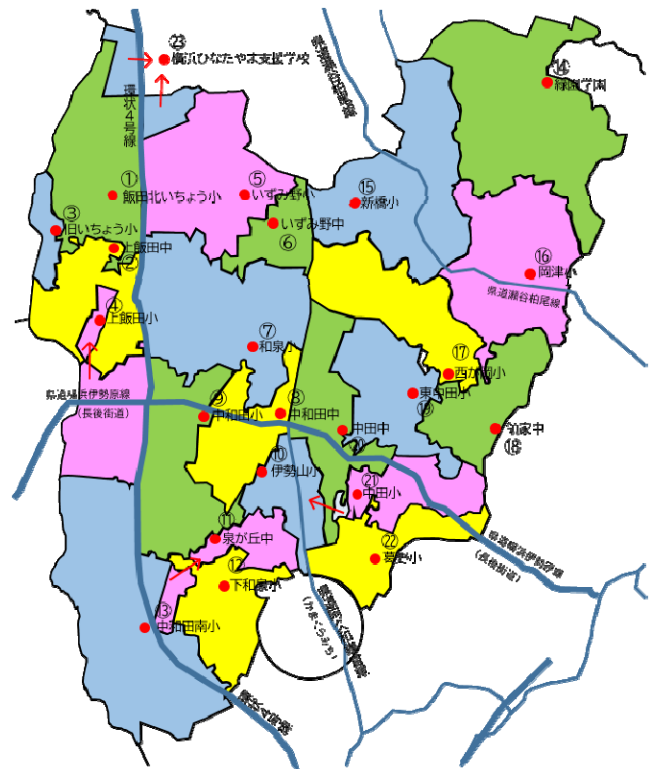
● 知っていますか？震災時の避難場所 ●



※地震以外の災害発生時(主に風水害)は、災害状況に応じて開設する避難場所を判断します。そのため、避難する際は必ず市・区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所の情報を御確認ください。

● 地域防災拠点(震災時避難場所) ~23か所~ ●

No.	学校名	所在地
1	飯田北いちよう小学校	上飯田町3795
2	上飯田中学校	上飯田町2254
3	旧いちよう小学校	上飯田町3220-4
4	上飯田小学校	上飯田町1331
5	いずみ野小学校	和泉町6211
6	いずみ野中学校	和泉町6201
7	和泉小学校	和泉中央北1-31-13
8	中和田中学校	和泉中央北2-5-1
9	中和田小学校	和泉中央南4-9-1
10	伊勢山小学校	和泉中央南2-27-1
11	泉が丘中学校	和泉が丘3-29-1
12	下和泉小学校	和泉町1436
13	中和田南小学校	和泉町987
14	緑園学園	緑園5-28
15	新橋小学校	新橋町909
16	岡津小学校	岡津町2311
17	西が岡小学校	西が岡3-12-11
18	領家中学校	領家4-3-1
19	東中田小学校	中田東4-43-1
20	中田中学校	中田北2-20-1
21	中田小学校	中田南4-4-1
22	葛野小学校	中田南5-15-1
23	横浜ひなたやま支援学校	瀬谷区南瀬谷2-20



※ 岡津中学校は、岡津小学校と隣接しているため、地域防災拠点に指定されていません。

● 広域避難場所～6か所～ ●

地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所です。広域避難場所での避難時間は、長くても数時間程度と想定しています。

A	戸塚カントリー倶楽部一帯
B	旧深谷通信所
C	市営上飯田団地
D	県営いちょう団地(上飯田)
E	和泉町6606三協木工所周辺
F	中田町2921番地付近耕地一帯



● 帰宅困難者一時滞在施設～8か所～ ●

帰宅困難者一時滞在施設			
施設名		住所	最寄駅等
1	泉区民文化センター「テアトルフォンテ」	和泉中央南5-4-13	いずみ中央駅
2	泉公会堂	和泉中央北5-1-1	いずみ中央駅
3	下和泉地区センター	和泉が丘1-26-1	阿久和鎌倉街道
4	上飯田地区センター	泉区上飯田町3913-1	環状4号線
5	中川地区センター	泉区桂坂4-1	弥生台駅
6	立場地区センター	泉区中田北1-9-14	立場駅
7	泉寿荘	泉区西が岡3-11	弥生台駅
8	葛の湯	泉区中田南5-1-16	立場駅

◆ 帰宅困難者一時滞在施設とは

区民の皆様や観光・出張等で横浜を訪れる方々が、外出中に帰宅困難になった場合に備え、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、情報の提供等を実施する施設です。横浜市内の帰宅困難者一時滞在施設は、「一時滞在NAVI」で検索することができます。



◀ 携帯電話版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-m/>



◀ スマートフォン版
<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>



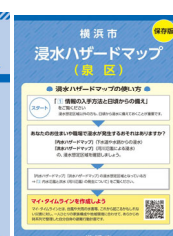
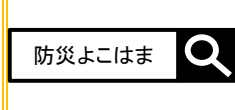
※一時滞在施設は、発災後直ちに開設される施設ではありません。また、被災状況によっては施設を利用できない場合があります。まずは、駅や利用中の施設内などで待機して、情報収集を行ってください。
 ※公共交通機関が停止しても自宅に帰れるよう、職場などの日ごろよく行く場所から自宅までの徒歩経路・所要時間を確認しておくことも重要です。

「防災よこはま」や「泉区生活・防災マップ」「ハザードマップ(浸水害・土砂災害)」を活用して、災害に備えましょう。

泉区ホームページで公開しているほか、泉区役所総務課(305窓口)でも配布しています。

◆ 防災よこはま掲載ページ

◆ 泉区役所防災ホームページ



泉区シンボルマーク



泉区のシンボルマークは、21世紀の泉区を担う子ども達の参加によるデザインワークショップ方式を用いて昭和62年3月に決定しました。

ワークショップで制作された300余点の作品の中から区民投票の結果をふまえて荻田恭子さんの作品が選ばれました。

泉区の将来像「田園文化都市」にふさわしく、「輝く太陽」「せせらぎ」「湧き上がる泉」といった魅力あふれる豊かな自然環境や心豊かな区民のふれあいと連帯などのイメージを象徴的に表現しています。

泉区マスコットキャラクター いっずん



今や泉区のキャラクターとして区内の各イベントに引っ張りだこの「いっずん」。

みなさん、いっずんのプロフィールは御存知ですか？

いっずんが生まれたのは平成18年11月3日。泉区の20回目の誕生日に泉区の水辺にポンッと生まれました。

いっずんは泉区の「水」（頭）、「緑」（顔と足）、区の花「あやめ」（体）をモチーフにしています。

趣味は、泉区の自然の中で子どもたちと一緒に遊んだり、泉区の見どころ探しをしたり、花を育てたりすることです。

特技は子どもたちとすぐ友達になれることと川を泳ぐことで、泉区に生息する動物や植物たち（鯉、カモ、カワセミ、あやめetc.）と泉区の川と一緒に遊んでいます。

泉区でとれる新鮮な食べ物が好物です。

● 泉区マスコットキャラクター「いっずん」の部屋 ●

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/mascot/izzun.html>

区の花 あやめ

泉区の花は「あやめ」です。区制5周年記念事業のひとつとして、平成4年4月に泉区の水と緑のイメージから区の花「あやめ」が制定されました。

区の花「あやめ」という表現は、ハナショウブ、アヤメやカキツバタなどアヤメ科アヤメ属全てを指しています。

一般的に、アヤメは5月ごろ、ハナショウブは6月ごろが見ごろと言われています。



区の木

泉区では、未来創造に向けて発進し、「緑を守り創造する意識・行動」の充実・強化を図るため、緑豊かなまちづくりの実現を目指し、平成19年11月に6種類の「区の木」を制定しました。

区の木を制定するにあたり、まず、区内の小学5・6年生25人による子ども区の木調査隊を結成し、こども植物園での樹木学習や区内各所での樹木の観察を経て泉区の未来にふさわしい木の提案をしていただきました。

区民・地域・緑の保全団体・事業者の代表者、有識者などから構成した区の木委員会により区民投票の候補となる木を選定し、11,277人の区民の投票により決定しました。



▲ サクラ



▲ モミジ



▲ キンモクセイ



▲ アジサイ



▲ コムラサキ

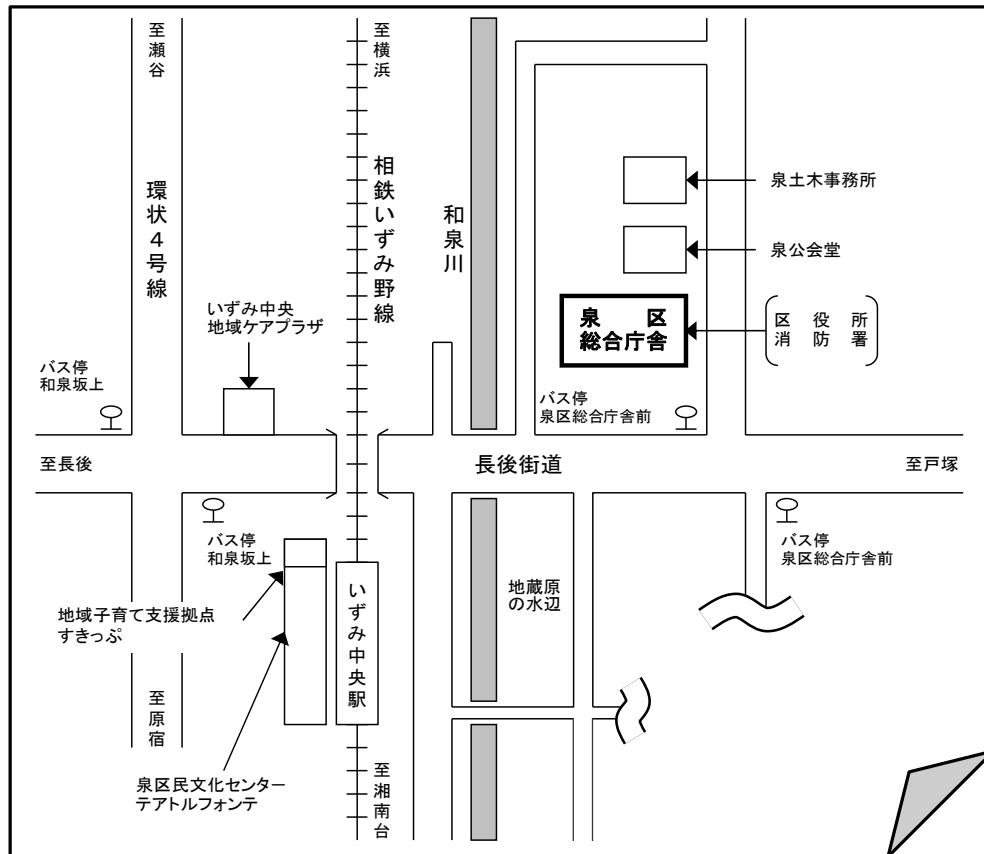


▲ ハナミズキ





泉区総合庁舎周辺図



泉区ホームページ

泉区の紹介、区の事業、くらしの情報、広報よこはま泉区版、区役所・区内の市民利用施設のご案内など、暮らしに役立つさまざまな情報を提供しています。

アドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/>

区勢便覧「IZUMI」のページ

区勢便覧「IZUMI」の2020年発行号～最新号までをPDFデータで御覧いただけます。

アドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/kuseibinran.html>

横浜市統計情報ポータル

横浜市の最新の人口・世帯数や主要な統計情報をホームページで提供しています。

アドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>

統計メールマガジン「はまめる」

横浜市の最新の統計情報を毎月お届けする無料メールマガジンです。

配信サービスの申込み（登録）

パソコン版 <https://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/stat-ml>

ケータイ版 <https://ml.city.yokohama.lg.jp/mailman/listinfo/stat-pkt>

泉区 シティセールスプロモーション

～ #住むなら泉区 ～

泉区では、区内外の多くの方々に「泉区に住みたい」「住むなら泉区」と実感していただくため、泉区に関わる様々な方や民間事業者等と連携して、居住地として選ばれる魅力づくりとプロモーションの取組を進めています。



- 定住転入のご案内 ～横浜で叶えるスローライフ～
「いずみくらし #住むなら泉区」

<https://izumikurashi.city.yokohama.lg.jp/>



- 泉区 プロモーション動画
「住むなら泉区 ～いずみくらしを始めよう～」

第1弾（15秒）<https://www.youtube.com/watch?v=LoE7fc8YZPY>

第2弾（30秒）<https://youtu.be/-kp4BH4NT0>

第3弾（30秒）<https://www.youtube.com/watch?v=k601USuF88Y>

第4弾＜フルバージョン＞（約4分）<https://www.youtube.com/watch?v=gFNIVXEiGpl>

＜ダイジェスト版＞（30秒）<https://youtu.be/mPhfUJ3ml>



- 泉区公式Instagram 「横浜＊いずみ」

https://www.instagram.com/izumiku_yokohama_official



泉区を表すロゴマーク「#住むなら泉区」

山のシルエットは遠くに望む富士山を、鳥のシルエットはカワセミを模しています。明るいブルーのグラデーションが拓けた空と、区民の憩いの場にもなっている豊かな水辺をあらわし、落ち着いたある書体が安心して末永く暮らせるまちであることを表現しています。

見てくれてありがとうございます！
この便覧を通じて泉区への関心と理解をさらに
深めていただけたら嬉しいずん！！



「IZUMI 2025」区勢便覧

発行 令和7年3月発行

発行者 横浜市泉区総務部総務課統計選挙係

〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号

Tel. 045 (800) 2315・2316

Fax. 045 (800) 2505

E-mail. iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

泉区統計情報ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/toukei.html>

資料14

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 7 年 4 月 18 日
泉 区 地 域 力 推 進 担 当

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長

令和7年度泉区地域支援チーム担当者一覧について

泉区では、区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会で地域を支える地域支援チームを、12の地区連合自治会・町内会に設置し、地域の皆さまの課題解決等を支援しています。今年度のチームメンバーが決まりましたのでお知らせします。地域支援チームがワンストップで地域主体の地域運営を支援してまいりますのでよろしくお願いします。

【配付資料】

泉区地域支援チーム担当者一覧

担当 泉区区政推進課地域力推進担当

井戸、宇野

電話：800－2333 FAX：800－2505

E-mail：iz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp